

第 **23** 号
2008 March no.23

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

特集 川崎の来た道、進む道

① 巻頭インタビュー

川崎市における改革の取り組みと
今後の方向性

一橋大学大学院法学研究科教授 辻 琢也

② 第二期実行計画の策定について

総合企画局都市経営部企画調整課主幹 三橋秀行

③ プランのミカタ

— 新行財政改革プランに込められたメッセージ —

総務局行財政改革室主査 蔵品智夫

④ 区行政改革の推進—成果と今後の課題—

総合企画局自治政策部区行政改革推進担当 白石 尚

⑤ 「川崎市財政問題研究会」について

財政局財政部財政課主幹 唐仁原晃

成

「成長型」の社会システムを迎え、戦後社会を形成してきた
現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開
発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、
職員一人ひとりの課題となってきました。
そのためには、職員個人の自由な発想による
創造的意見・提案がなによりも重要になっ
てきます。本誌の刊行の狙いもそこにありま
す。行政改革をうながす多様な意見の発表・
交流の「ひろば」として、本誌に発表され
た職員の論稿は、原則として職員個人の意見・
提案であることをご理解ください。(編集部)

まちづくりの基本目標——誰もがいきいきと心豊かに暮らせる 持続可能な市民都市かわさき——をめざして

川崎市長 阿部孝夫

本市では、基本構想に掲げる「まちづくりの基本目標」の実現に向けて、都市経営の視点と政策の実行性を重視した「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」の着実な推進、財政再建の目標を明示し、持続可能な行財政システムを構築する「行財政改革の断行」、分権の時代にふさわしい「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を三本柱として市政運営に取り組んでおりますが、これまでのところ、その成果は着実に現れてきております。

これまでの成果を踏まえ、このたび、平成二〇年度からの三か年を計画期間とする「川崎再生フロンティアプラン・第二期実行計画」及び「新行財政改革プラン」を策定いたしました。

「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」第一期の実行計画におきましては、計画に掲げた事業目標を概ね順調に達成することができ、川崎再生に向けて種をまいてきた事業が芽吹き、着実に育ちつつあることを実感しております。そして、第二期の実行計画におきましても、社会経済環境等の変化に対応しながら、特に重点的・戦略的に取り組む施策である重点戦略プランを中心として、計画を着実に推進してまいります。

行財政改革につきましても、本市の最重要課題として、平成一四年から二期六年にわたって進めてまいりましたが、改革の目標数値として掲げた財政的効果について、平成二〇年度予算では、目標額を七一億円上回る五八一億円の成果をあげるとともに、小児医療費助成及び私立幼稚園保育料等補助の拡充といった市民サービスへの改革効果の還元を行ってまいりました。「新行財政改革プラン」におきましても、これまでの行財政改革の考え方を踏襲しながら、効率的、効果的な施策・制度への再構築や、多様な政策

課題に対応するために必要な行政体制の整備などを積極的に推進してまいります。

また、自治基本条例に基づく市民自治のしくみづくりとして、各区ごとに区民の参加と協働により地域の課題解決に取り組む「区民会議」の設置運営や、市の施策等に市民の意見を反映させる「パブリックコメント手続」の制度化を図るとともに、自治運営の原則に基づく制度の実施状況等について調査審議する自治推進委員会の設置運営などを進めてまいりました。今後も引き続き、住民投票制度の創設や第二期区民会議の的確な運営など、真の市民自治の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

平成二〇年度予算におきましても、新行財政改革プラン及び第二期実行計画の初年度の予算として、行財政改革による見直しの効果を確実に反映する一方、総合的な地球温暖化対策「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（Cかわさき）」等の新たな施策事業の具体化や、市民活動団体等との協働型事業の推進及び地域コミュニティ施策の推進といった市民と行政の協働を推進する取り組みを着実に進めるなど、市政運営の三本柱である「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」の着実な推進、「行財政改革の断行」「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を基本に、活力とうるおいのある「元気都市かわさき」の実現に向け、メリハリのある予算にいたしました。

今後におきましても、計画的な行財政運営を行うとともに、社会経済環境の変化にも的確に対応しながら、まちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、引き続き全力を傾注してまいります。

巻頭のごとは

まちづくりの基本目標―誰もがいきいきと心豊かに暮らせる
持続可能な市民都市かわさき―をめざして ③ 川崎市長 阿部孝夫

特集企画にあたって ⑥

特集

川崎の来た道、進む道

巻頭インタビュー

① 川崎市における改革の取り組みと
今後の方向性

「橋」大学大学院法学研究科教授 辻琢也

「聞き手」総合企画局自治政策部長 瀧峠雅介

⑧

② 第二期実行計画の策定について

総合企画局都市経営部企画調整課主幹 三橋秀行

⑩

③ プランのミカタ

〜新行財政改革プランに込められたメッセージ

総務局行財政改革室主査 蔵品智夫

⑩

④ 区行政改革の推進

〜成果と今後の課題

総合企画局自治政策部区行政改革推進担当 白石尚

⑩

5 「川崎市財政問題研究会」について

財政局財政部財政課主幹 唐仁原晃 36

《本市の政策展開から》

1 政令指定都市川崎市におけるDMAT事業のあり方について
健康福祉局保健医療部地域医療課主査 佐藤彦彦 39

2 リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課主幹 中山満 41

3 「保育緊急五か年計画」について
健康福祉局こども事業本部こども計画課主幹 村石彰 44

4-I 「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の誕生
環境局総務部地球温暖化対策担当主幹 高松順子 46

4-II 持続可能な市民都市をめざした取り組み
環境局生活環境部廃棄物政策担当主査 鈴木洋昌 49

5 かわさきの新しい顔づくりをめざした小杉駅周辺地区の整備
「交流」と「にぎわい」があふれるヒューマンなまちづくり
まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室主査 北村岳人 52

6 「しんゆり・芸術のまち」PR活動
「魅力ある」あこがれのまち“感動とであう”ときめきのまち“のために”
市民局シティーセールス・広報室しんゆり・芸術のまち推進担当主査 松川哲司 59

7 宮前区トンネルアートプロジェクト
「地域でつくる安全・安心のまち」
宮前区役所区民協働推進部地域振興課主査 間島哲也 61

《研修の窓》

平成十八年度大学院派遣研修
文化行政における政策評価の一試案
DEAによる公共ホールの効率的運営に関する研究
教育委員会事務局生涯学習部文化財課 井汲真佐子 63

平成十九年度政策形成研修
「研究開発都市」をキーワードに、一九八〇年代以降の地域産業政策をたどる
高津区役所地域保健福祉課 長井武志 67

「自然災害と島国の脆弱性」
「フィジーでの経験をふりかえって」
外務省派遣 在フィジー日本大使館一等書記官 鴻巣玲子 69

「ロンドン帰国報告」
派遣研修を通して見た英国における多文化施策
まちづくり局計画部都市計画課 岩崎風渡 72

「市民の目」音楽団体「さえの会」がめざすもの
特定非営利活動法人さえの会理事長 笹子まさこ 74

「企業の目」テクノハブイノベーション川崎（THINK）
JFE都市開発㈱ 資源活用部長 藤森隆 76

「現場の目①」市民の参加と協働によるまちづくりの実践
麻生区役所区民協働推進部地域振興課主査 水口伸介 78

「現場の目②」交通安全パートナー事業について
市民局地域生活部地域生活課 鶴井純朗 81

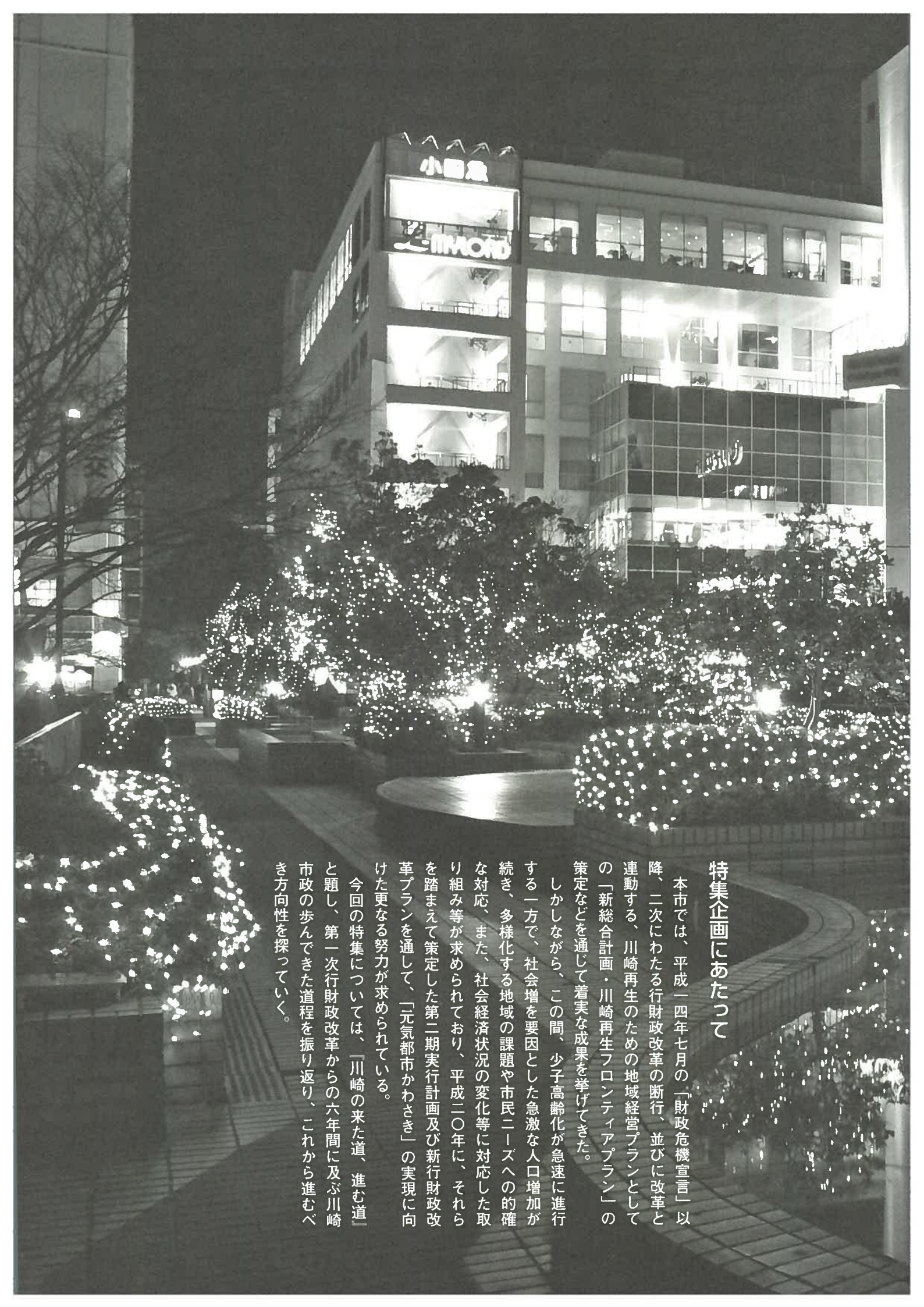
「記者の目」情報発信力
神奈川県自治総合研究センターの研究事業について
神奈川県自治総合研究センター研修研究部研究課 飯田克志 82

バックナンバー紹介 87

特集

川崎の来た道、 進む道





特集企画にあたって

本市では、平成一四年七月の「財政危機宣言」以降、二次にわたる行財政改革の断行、並びに改革と連動する、川崎再生のための地域経営プランとしての「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」の策定などを通じて着実な成果を挙げってきた。

しかしながら、この間、少子高齢化が急速に進行する一方で、社会増を要因とした急激な人口増加が続き、多様化する地域の課題や市民ニーズへの的確な対応、また、社会経済状況の変化等に対応した取り組み等が求められており、平成二〇年に、それらを踏まえて策定した第二期実行計画及び新行財政改革プランを通して、「元氣都市かわさき」の実現に向けた更なる努力が求められている。

今回の特集については、「川崎の来た道、進む道」と題し、第一次行財政改革からの六年間に及ぶ川崎市政の歩んできた道程を振り返り、これから進むべき方向性を探っていく。

特集

川崎の来た道、進む道

巻頭インタビュー

聞き手

総合企画局自治政策部長

瀧峠雅介

1

川崎市における 改革の取り組みと 今後の方向性

一橋大学大学院法学研究科教授

辻 琢也



特集のトップは、「川崎市における改革の取り組みと今後の方向性」と題し、本市の行財政改革や新総合計画の策定などにあたり、総合計画策定検討委員会副委員長、区行政改革検討委員会委員長、財政問題研究会座長などを歴任し、現在、行財政改革委員会座長でもある、一橋大学大学院法学研究科辻琢也教授にお話を伺う。



一橋大学大学院法学研究科教授 辻 琢也氏

川崎再生のまちづくり

滝崎 川崎市では、この間、「行財政改革の断行」「新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進」「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の三本柱として取り組んでいます。まず、行財政改革や新総合計画の策定にもかかわらずいただいている辻先生に、こうした改革やまちづくりの取り組みをどのように御覧になっているかという点について伺いたいと思います。

辻 行財政改革や新総合計画のキーワードになっているのは、「川崎再生」です。今回の川崎再生の最大の特徴は、厳しい行財政改革と活発なまちづくりが両立し得た点にまとめられると考えています。平成一四年に第一次の行財政改革プランが策定された背景には、財政状況に対する深刻な危機意識がありました。景気後退に伴って一時的に財政状況が悪くなっているのではなく、財政運営に関して構造的な問題があるものとして認識されました。その結果、この六年間で、約二、一〇〇人の職員が削減され、平成二〇年度予算においては、五一〇億円の目標額を上回る五八二億円の財政効果をあげました。職員削減や給与・手当での見直し

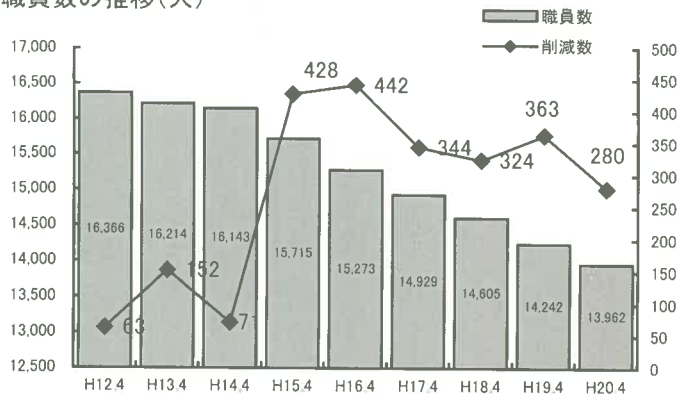
といった行政の内部改革、公共事業や大規模施設建設の見直し・凍結、そして、市の単独事業として行ってきた市民サービス系施策の再構築という三つが改革の三本柱です。第三セクター問題や土地問題といった負の遺産への対応を含めて、かなり頑張っており、行財政改革を実施してきました。

一般に厳しい行財政改革は、どうしてもまちづくりにもネガティブな影響をもたらしがちです。しかし、川崎市の場合には、こうした厳しい行財政改革にもかかわらず、予想以上に言って良いくらい、まちづくりが順調に推移しました。

良かったというのは、数字に表れています。平成一二年と平成一七年の国勢調査人口を比べると、川崎市の人口増加率は東京二三区や他の政令指定都市を上回っています。高度成長期の人口急増を経験した首都圏自治体にとって、予想を上回る人口増加には、マイナスのイメージもありました。しかし、今回は少子高齢化に伴って子どもの数が減ってきていることや既にある程度のインフラ整備がなされていたことなどによって、小中学校の増設問題や環境問題がことさら顕著ということはなく、今のところは許容範囲内の適度な人口増加となっています。

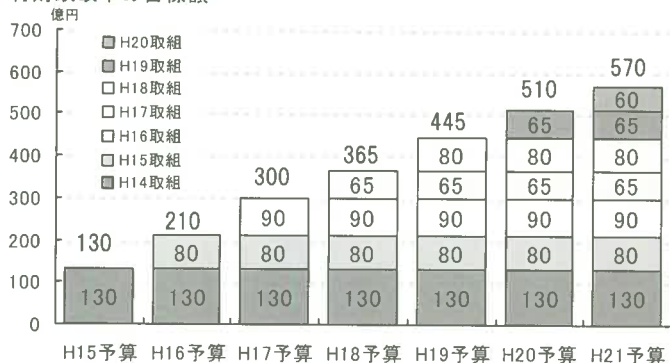
産業面では、川崎市の産業構造を支え

職員数の推移(人)

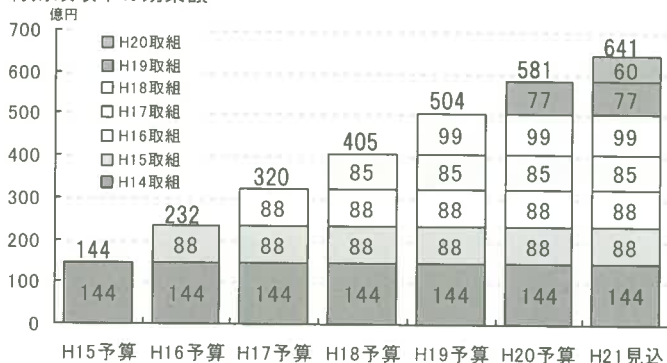


※平成20年4月の職員削減数は、平成20年度当初予算に示す予算定数ベースのものを使用し、削減後の職員数については、平成19年4月の職員数から予算定数ベースの職員削減数を引いています。

行財政改革の目標額



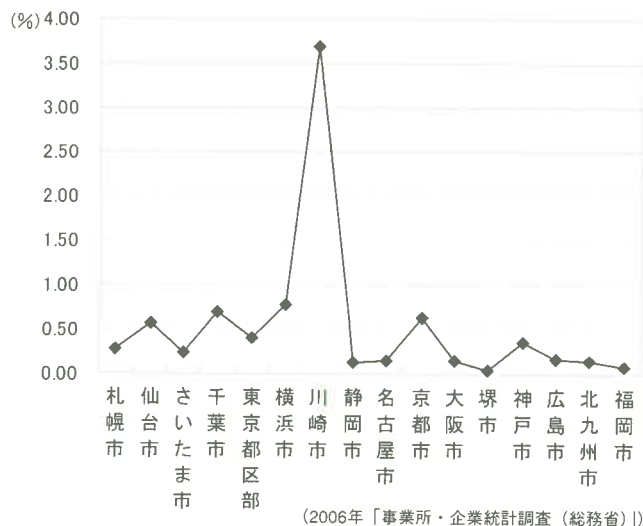
行財政改革の効果額



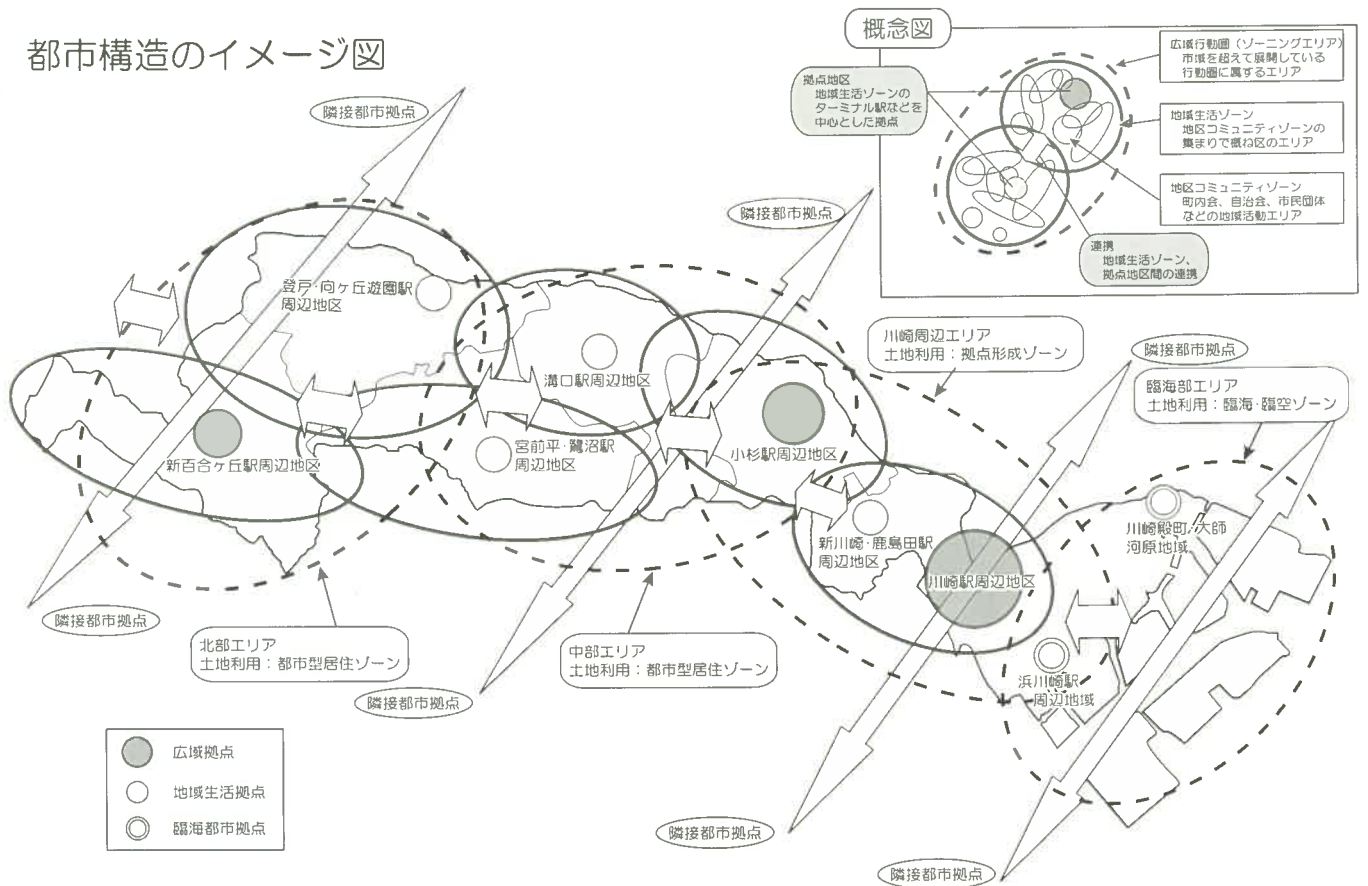
学術・開発研究機関従業者

14大都市圏 Prefectures, 16 major cities		従業者数		割合 B/A
		全産業 総数(A)	学術・開発研究機関 総数(B)	
全	国 Japan	58,634,315	275,745	0.47
16大	市 16 major cities	18,890,863	80,383	0.43
札幌	市 Sapporo-shi	840,151	2,258	0.27
仙台	市 Sendai-shi	536,681	3,044	0.57
さいたま	市 Saitama-shi	478,262	1,100	0.23
千葉	市 Chiba-shi	370,035	2,527	0.68
東京都	部 Ku-area of Tokyo	7,213,675	27,989	0.39
横浜	市 Yokohama-shi	1,352,216	10,306	0.76
川崎	市 Kawasaki-shi	488,613	17,986	3.68
静岡	市 Shizuoka-shi	353,623	438	0.12
名古屋	市 Nagoya-shi	1,449,671	2,001	0.14
京都	市 Kyoto-shi	734,400	4,547	0.62
大阪	市 Osaka-shi	2,216,895	3,250	0.15
堺	市 Sakai-shi	304,005	156	0.05
神戸	市 Kobe-shi	718,492	2,531	0.35
広島	市 Hiroshima-shi	575,795	993	0.17
北九州	市 Kitakyushu-shi	447,046	650	0.15
福岡	市 Fukuoka-shi	811,303	607	0.07

学術・開発研究機関従業者割合



都市構造のイメージ図



てきた二次産業については空洞化が懸念されてきましたが、意外に頑張ってくれていて、学術研究機能を中心に顕著な伸びを示しています。また、久しく購買力の大幅な市外流出に悩まされてきた厳しい状況にあった商業は、駅周辺の再開発などと連動しながら、大幅に改善されてきました。

人口が伸び、研究開発機能が伸び、商業が伸びる中で、市民にとっても川崎市の都市イメージは、随分変わってきていると思います。最初に私が川崎を訪れたときには、川崎駅前には東芝の工場があり、溝口再開発事業は途上であり、新百合ヶ丘の駅前には未利用地が多くありました。このときと比べても、現況には隔世の感があります。まちづくりは客観的に見ても結構うまく進んできたのではというのが率直な感想です。

行財政改革の断行とまちづくりが両立し川崎再生がうまく進んだ要因としては三点ほど考えられると思います。一点目の要素としては、川崎市が首都圏の比較的良好な位置に立地していて、その中でさらに交通インフラの整備が進んだということがあげられます。国際・国内両線で羽田空港の発着件数が増加し、また、急速に再開発などが進んでいる武蔵小杉駅周辺地区では、東急目蒲線が目黒線にな

って交通便利性が高まりました。立地優位性に交通インフラの整備が加わって、大規模な遊休地がまちづくりの適地に変わりました。これが一点目として言えると思います。

二点目は、今回のまちづくりが基本的に民間主導で進んでいったということに。首都圏の中での立地の良さや交通利便性を背景に外資主導でまちづくりが進みました。外資が求める市場ベースのスピーディーな事業選択に、川崎市もなんとか対応することができたというのが二番目の点です。民間が速い意思決定を求めることに対し、市としては三か月とか六か月といった、短い期間で機動的に必要な意思決定をしていくという対応ができました。これもまちづくりを支えた大きな要因だと思います。

三点目は、行財政改革に伴う事業手法の見直しです。先ほども述べましたが、平成一四年に行財政改革プランが策定されましたが、その中でハード系の大規模事業については、A、B、C、Dという四つのランクづけがされ、事業の見直しや凍結、事業手法の見直しなどが行われました。

例えば、鹿島田地区や新川崎地区について、市施行の市街地再開発事業を株式会社施行にしたり、土地区画整理事業に



については地区計画制度を利用した土地利用に転換したりといった、事業手法の転換や対象区域の縮小などを行いました。そうした中で、必要な公共的な事業については、まちづくり交付金等を充当してまちづくりを誘導してきました。

確かに景気回復や交通インフラの整備に恵まれた側面がありますが、市の内部改革の努力と適切に民間に対応していく手法が確保できたということも大きくプラスに作用したというのは間違いないでしょう。

龍崎 これからのまちづくりに向けてということではいかがでしょうか。

辻 今回、いいタイミングで行財政改革をやって、ミニバブル的な景気回復や民間の開発動向もあって、結果としてはかなりうまくまちづくりが進みました。しかし、経済動向はあやしくなってきたり、財政も最悪の状況は脱したということ、各種事業予算の増額要求もいろいろ出てきて、いよいよこれからが厳しい状況ではないでしょうか。

また、人口の動向も随分変わってきていて、今回の新総合計画の第二期実行計画では川崎市の人口ピークの予測を平成三十七年まで延ばしました。今でも覚えて

いますが、新総合計画を策定した時には、「今は人口減少、少子高齢化に至る踊り場なので、この一〇年間しっかり準備をしていこう」という趣旨でした。ところが、これが踊り場ではなくて、ずっと登り続けているのです（笑）。

好調だった状況は実は東京二三区も同じです。しかし、都区部の投資行動と、川崎市のそれは対照的です。東京二三区はもともと大規模な公共事業は都が行うので、比較的短期で財政再建が可能で、さらに生じてきた財政的余裕は、中学生まで医療費を無料にするとか、少子化対策などにどんどん投資することができました。

これに対して川崎市は、東京都とは状況が違って、民間が担ってきたまちづくりを補わなければならない面もあるし、インフラ整備が遅れている状況から、公共投資を求められて進めてきている部分もあって、これが大きな額となつていきます。加えて、行財政改革効果を少子化対策等に還元することも求められるわけですから、大変です。一方では都市基盤整備もやらなければならず、他方では東京二三区並みの市民サービスが求められる。そうした中でどういう投資行動をしていけばいいのかというのは非常に難しい課題です。

人口減少・高齢化が見えてきているので、昔のような長期的な大規模投資は控えていかざるをえません。こうした中で本来にまちづくりで寄与する投資が何かということ、現実的に考えていかなくはない時期にきているわけです。一斉に問題事業を止められた平成一四年、一五年の当初の行財政改革時よりも、非常に厳しい舵取りを求められているというのが今の状況ではないでしょうか。

市民サービスの見直し・再構築

瀧崎 次に、市民サービスの関係ですけれども、この間、川崎市では、敬老パスや敬老祝事業の見直し、留守家庭児事業のわくわくプラザへの転換、公立保育所の民営化など、市民サービスの公平性の確保や持続可能な市政運営といった観点からいろいろな施策や事業の見直し・再構築に取り組んでいます。この点についてはどのように御覧になっていますか。

辻 市民サービスは極力落とさないでという条件で見直しを進めてきました。単純に廃止するというのではないのです。高齢者に対する補助もある部分ではかたちを変えています。公共事業を見直す時にはスパッといきますが、それに

比べて以前から継続している市民サービスについては、少なくとも見直しのタイミングが遅くなっています。遅くなっているということは、ある意味では市民にとつてはいいことかもしれませんが、逆に言えば見直し不十分の部分もあるということです。それに加えて、新しい対策を導入し始めているものもあります。見直しはしているけれど見直ししきれないところも残っていて、また新しいものも増えてきているというのが実情ではないでしょうか。今は何とか財政がまわっていますが、好調の要因がなくなってきたときに、厳しい状況に陥る可能性があります。

瀧崎 その辺りは言い換えれば、市民サービスについては、ドラスティックに見直すのはなかなか難しいといったことでしょうか。

辻 そうですね、だから結果的には継続した見直しというかたちになっているのだと思います。再構築ということでは、これからは公立保育所の民営化が大きな課題です。民営化に向けて着実に転換を図ることができれば、新たな少子化対策の原資の一部を確保することができそうです。継続してやっていけるかどうか

課題です。また、高齢化の大きな課題として生活保護費問題、扶助費問題があります。これは川崎市だけではなく、東京二三区や政令指定都市共通の課題でもあります。

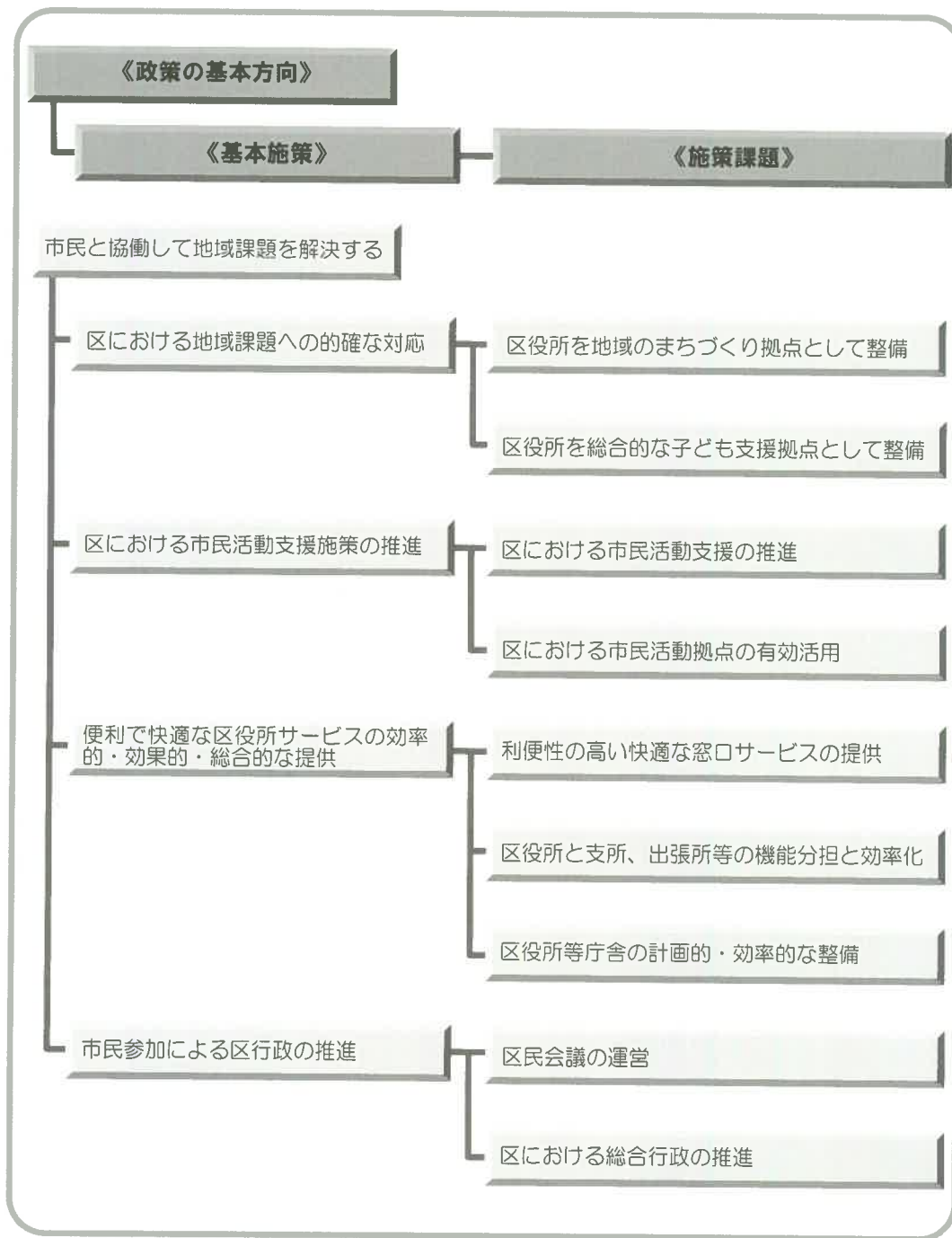
それから、新総合計画や重点戦略プランの関係では、今後重点的に取り組んでいかなければならないものの一つに教育改革があります。もともと東京に比べて神奈川が発展してきた理由は、通勤や通

学に比較的便利な位置にあるし、いろいろな面で住みやすいということだと思います。住みやすさの大きな要素には、教育が充実しているということがあります。ところが、最近では、私立の小中学校や高校が台頭していて、公立校の状況が難しくなっています。これに対して東京では公立校の教育改革もいろいろ行われていますが、神奈川では県との関係もあつてなかなか難しい面があるようです。



総合企画局自治政策部長 瀧崎雅介

基本施策 VII-2 市民と協働して地域課題を解決する



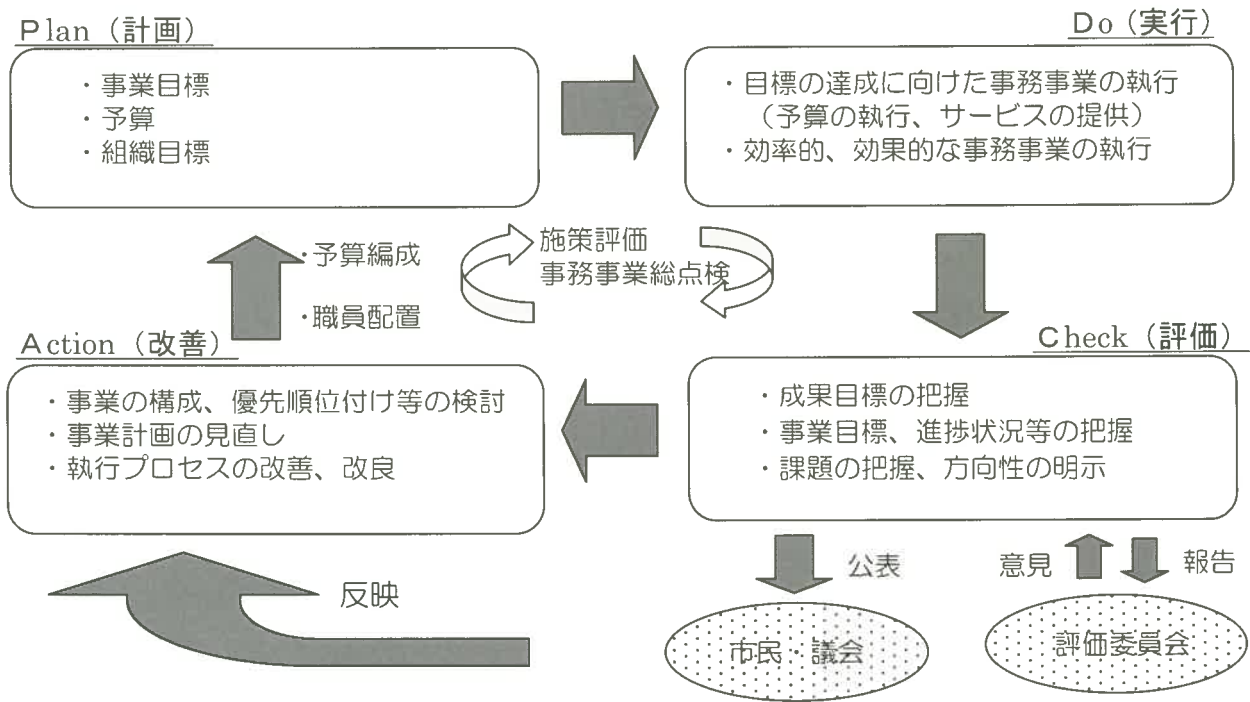
これをどうしていくかというのが大きな課題です。神奈川ということで見ると、県央あたりの自治体では、今でもいろいろな意味で公立の小中学校が健在ですが、基本的には横浜市も川崎市も東京都区部と同じような状況ではないでしょうか。

住んでいる人にとっては、住みよい環境として、私立にどうしても進学させなければならぬのと、私立に行ってもいいかもしれないけれど公立で十分勉強できればというのでは、年間にするとかなりの費用の違いにもなります。どちらかといえば公立でという希望もあるので、子育ても含めた教育環境が整っていて、東京の都心部に比べて川崎市のほうが住みやすいということになれば、これは大きな魅力になると思います。

地域のまちづくり、区行政改革の視点から

瀧崎 ここまで、全市的なまちづくりですとか市民サービス、暮らしといった点についてお話を伺ってきましたが、ここで少し視点を変えて、市民本位のまちづくりといえますか、地域でのまちづくりや協働ということについて伺いたいと思います。平成一八年度にスタートした区民会議も地域での協働がそのコンセプト

PDCA（計画－実行－評価－改善）のしくみ（川崎再生 ACTION システム）



ですが、併せて、市民に身近な区役所で効率的・効果的・総合的なサービス提供を行うことをめざして、区役所機能の強化、川崎市ではこれを区行政改革と言っていますが、こうした取り組みを行っています。この点についてお話を伺いたいと思います。

辻 現在の区の姿を見てみると、それなりに改革は進展してきていると思います。市民に身近な区を重視していく上では、やはり区役所の機能強化が必要です。事業を実施していくにあたっての区の調整機能の強化ですとか、今回各区役所に企画課が設置されるなど、こういった面についてはいわゆる行革に逆行しても強化していくという流れになっています。時間はかかっており、完全に浸透しているとはいえませんが、良い方向には進んできていると思います。

それから、区役所を区民の活動拠点、区づくりの拠点と位置づけて、地域課題を解決していくという流れも、区民会議の設置・運営や、地域振興関係の組織や機能の強化によって、地域ぐるみの防災・防犯活動や放置自転車対策を推進するなど、基本的には進んでいます。

今後はさらに、業務関係の改革や改善が必要です。当初、区行政改革を考えた

際にはあまり現実的ではなかったのですが、今、現実になってきているのは、税部門の改革です。税部門は本当に全部門を全区に配置しておく方がよいのか、総合センターに集中させて、各区には窓口機能があればそれとちんとサービスできるのか、この点は大きな課題です。

もう一つは、建設センターを中心とした土木部門です。もともと全区に建設機能を置くのが効率的かどうか。本当に区役所に配置したほうがいい、きめ細かな維持管理関係の業務、一方、本庁と直結しながら機能的に強化を図ったほうがいい業務や分野などがあって、それぞれの適性や効率性、民間活用の有効性なども見ながら、ある時点でさらに思い切った見直しをすることが必要だと思います。

また、今回の機構改革の中では、各区に「こども支援室」が設置されています。区における子育て支援や子ども総合的な相談窓口について、相談件数などは上がってきているということですが、どの程度まで実効性を発揮しているのかという点もポイントの一つではないでしょうか。

瀧崎 現在、そのあたりも検証しながら進めています。今回の子ども支援強化の中では、これまでの保育とか子育て支

援といったことに加えて、教育という領域、小中学校に係る関係もさらに充実しました。これは、地域でのニーズが確実にあり、そのニーズを踏まえた対策を図ったということで、組織が自ら課題を認識して課題に対応する組織を整備したという結果であって、区役所の機能の一環となったという実感を得られる、地に足のついた取り組みができてきたのかなと思っています。

辻 例えば、いろいろな自治体で医療費助成が流行しています。今後もつと少子高齢化が進んでくると、こうしたことを求める市民、区民の要望は高まってきますが、どのようにしたら本当に実効性の高い施策が実施できるのか、ということが常に問われなければなりません。区役所ごとに窓口を設けることできめ細やかにサービスを提供できるのであれば、それは進めるべきです。しかし同時に、一定の施策や対策が進んできた中でどうなったのかということをきちんと検証することも必要です。教育について言えば、現場というのは各小中学校や市立高校にあるわけで、それがダイレクトに教育委員会と結びついたほうがいい施策やチェックができるのか、やはり区をかませていったほうが本当にいいのかといった点

を検証する必要があります。

区民からすると、教育や子育てのことを身近な区役所で一次的に対応してくれるかどうかということは、非常に大きな意義があります。問題は、相談などが必要になる事象が生じたときに、どれだけ対応ができるかということです。いじめや不登校、地域での子育てや保育の支援等について、区役所で相談に応じてもらい、問題に対応してもらえるとということ、区役所を身近なものにする上で極めて重要です。また、子育てや教育の問題に関しては、地域でのネットワークをいかに構築するか、生かすかといった点が重要です。区の担当セクションのコーディネート力が非常に問われるのではないのでしょうか。

それから、区では、事業局の分野ごとの縦割りではなく、身近な課題に総合的に対応することが求められますので、総合化や横断化の視点、機能を強化していくことが必要です。イメージとしては、人材育成といった観点になりますが、区で区民や区選出議員と一緒に仕事をして、修行を積んで政策能力を高めていく、さらにそういう経験を生かしながら他の局の仕事もしてさらに視野を広げ、また区の第一線で活躍するというような流れがいいのではないかと思います。もう一つは、ま

ちづくりの関係です。初期段階がまちづくりにとつては重要だということを考えると、第一線の区役所で総合的な視点に立つて動ける人のほかにも、まちづくりの知識だとかノウハウだとかに詳しい人材が必要となります。しかし、こうした職員を各区一律に配置するということは現実的には困難です。本庁組織と役割分担したり、兼務職員を創設するなどして、効果的な相談や応援の体制づくりを進めることが必要だと思えます。

改革推進の仕組みと職員の人材育成

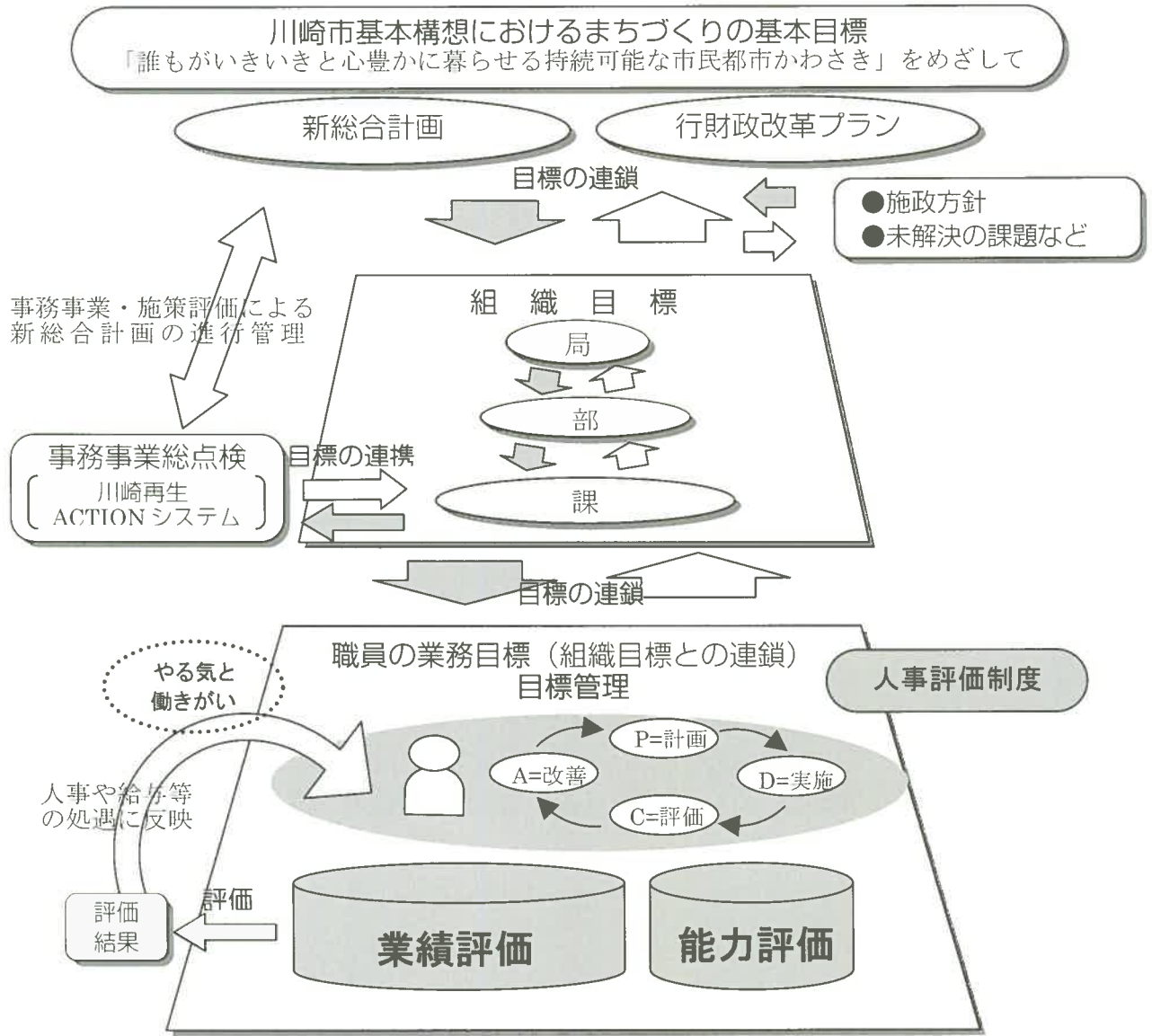
瀧崎 ここで、改革やまちづくりを推進していくための体制や仕組み、またそれらを担っていく人材育成という点についても伺います。川崎市では、新総合計画の進行管理を行うために、全ての事務事業や施策の点検・評価を行う「川崎再生ACTIONシステム」という仕組みを構築していますし、これと連携させた新しい人事評価制度も導入しています。また、他都市とも同様に、団塊の世代の職員の大量退職の時期を迎えています。その対応も大きな課題となっています。こういった点について先生はどのようにお考えでしょうか。

辻 全体の点検や評価ということですが、総合計画も行財政改革も、実施にあつたての財政のガイドラインをつけていきますし、事後の事業評価も全てやるわけですから、前に比べたら随分プラスになっていますと思います。全部の事業を書き込んだ電話帳のような総合計画を策定しており、全員がこれを全部詳細に読む必要があるかどうかは別にしても、いざとなれば市のことについては体系的に整理されていて、PDCAサイクルにも乗りやすくなつてきているのは事実です。

人事評価の目標と総合計画の目標達成度との関係でいうと、事業の目標達成と個々人の頑張つた度合いというのには差があります。例えば税務部門が徴収率を前年比何パーセント上げると目標を掲げて達成したとしましょう。その場合にも、非常に貢献した職員とそれなりの職員が両方あります。制度をより機能させていくためには、組織全体で達成したとと各個人の頑張りを分けて、達成度をきめ細やかに見なければならぬということだと思います。

それから、経常的な事業を真正面から捉えて計画事業の中に位置づけ、その進捗状況を見ていくということをもっと強調していくべきだと思います。これから少子高齢化が一層進んできて、基本的に

《人事評価制度の概要》



は新規事業より経常的な事業の見直しや再編・再構築に重点が置かれてくるので、そうしないと人事評価システムはうまくいかないということですが。

もともと、全事業・施策の評価システムやこれと連携した人事評価制度などを導入して、一面では庁内、職員の負担感も出てきているのではないかと思います。特になおさらに評価を行っている部署に限って、逆に負担感が増しているような気がします。そういう状況になってくると、表面的にはいいけれど、実質的なパワーやサービスが落ちてしまうということもありえます。そうならないためには、個々の事業や職員の状況、成果などをきめ細かく検証して、真摯に本気で評価していくことが必要です。そうした意味では、PDCAのサイクルを漠然と回すのではなく、評価のシステムに魂を入れるかどうか非常に重要になってくると思います。ACTIONシステムにしても行財政改革や人事評価にしても、これからが正念場で、こうした仕組みをきちんと機能させて着実に改革を進められるかどうかにより一層大きな課題になってくるのではないのでしょうか。

職員の間では、川崎市においてはこれまで、政令指定都市移行時に採用された団塊世代とそれに続く世代の職員が中



心になっていろいろな事業を動かしてきました。しかし、これからは、この世代の課長職や部長職の人たちが、今後、局長などの幹部職員になって、退職していくこととなります。そうなった時に、新しい、その次の世代の人たちによって、この間の改革やまちづくりのやり方、理念などをどうやって発展的に継承していくのかということが大きな課題です。もう一つ、人材育成には別の課題があります。採用される職員のタイプは変わってきていて、単純にいうと、昔に比べると偏差値の高い人、能力の高い人が随分採用されています。しかし、その一方では、仕事のやり方は旧態依然という職場も残っていて、能力の高い新しい職員と旧態依然とした職場の間で、ギャップが生じているということもあると思います。さらに、このところは、公務員バッシングが随分あって、公務員になりたがらない人が増えています。また、採用された人が必ずしも自分の仕事に恵まれていないと思っている状況も想定されます。こうした中で、いかに優秀な人材を採用し、育成し続けられるかというのが、重要なポイントになっています。

また、組織の役割分担や全体の組織力ということであると、この間の改革や施策・事業の調整にあたっては、財政フレ

ームを媒介とした総合計画、行財政改革、財政再建といった三つ巴の課題があったこともあって、総務・企画・財政の三部門が推進役になってきました。実際、事業局は実施部門と位置づけられ、なかなか難しいところもあったのかもしれないが、三局に言われたからといった流れで改革をやることも多かつたかもしれない。けれども、職員も減り、財政も厳しい中で、事業局が自ら考えて改革をやっていかねければならないときに、こうした三局中心の推進体制が今後も有効かどうかは疑問です。各局・各課が、自分たちで考えて、自分たちで改革していかないと、本当のところの改革は永続的にならないと思います。しかし、これまで必ずしもそういうやり方や役割分担になつていなかったのですから、口で言うほど簡単には改革できないことは必至です。今までは、どんな仕事をしていても基本的に給料は年齢とともに一定であり、あまり変わらない仕組みでした。しかし、いろいろな部署で頑張つて成果を挙げた人がきちんと処遇されるというシステムをつくっていかないと、今後は厳しいと思います。

専門職化といったことも検討する必要がありそうです。仮に一定の役職止まりでの専門職をつくるかすると、今よりも

しつかり毎年の勤務実績が給与などに反映されるシステムにしなければなりません。一定の役職でも生きがいと誇りを持つて、しかも定年まで働くという体制をつくるためには、各専門領域に応じてきめの細かい人事評価をして、その結果を昇給査定なり賃金手当に着実に反映していく制度にしていかなないと、逆にモラルが下がってしまうことになりかねません。

定員削減も同じです。平成一四年度から始まった改革当初はまだ余裕があったために、一律削減に近い形で、一般的な見直しを行いました。しかし、耐震偽装に対応する建築確認事務等にも見られるように、中には本当は増強していかねればならないという業務も生じています。前ほど思い切った定員削減ができなくなっています。一方では、引き続き定数は減らしていかないと人件費がかかってくるという状況にもあります。職員数の縮減という面でも、今まで以上にメリハリをつけないと難しくなってきたりしてきます。

おわりに

瀧崎 それでは最後に少しまとめるのと、伺いたいと思います。

今回のインタビューの趣旨は、この四

月から、新総合計画の第二期実行計画や新行財政改革プラン、市民本位のまちづくりにも位置づけられている第二期の区行政改革もスタートとすることであるというお話をお話を伺ってきました。

先生からは、川崎市での改革やまちづくり、市民に身近な区役所の機能強化などについて、この間の取り組みや成果に関する分析、評価、今後の課題、さらにこれから改革などを進めていく上での効果的な仕組みや人材育成の必要性などについてもお話をいただきました。

こうした点も含めまして、第二期実行計画や新行財政改革プランを推進していくにあたって、改めて総括的なお話を伺えればと思います。

辻 今、本当に判断が難しい時期だと思います。この間、かなり改革もやってきました。将来に向けた総合計画も策定して、一定の着実な取り組みを進めてきました。その結果、現在は、ある程度、安定した時期にあつて、少し極端な言い方をすれば、今どのような選択をしても来年、再来年といった短期では、そんなに大きな弊害は生じてこないと思います。当面の取り組みの結果が出てくるのはもう少し先で、その痛みや成果がよく見えない中で確かな判断をしていかなければならぬ

いということに、一番の難しさがあると言えます。

この間の川崎市政に関する市民のイメージで言えば、やはり分かりやすかったのは行財政改革の断行だったと思います。しかし一方では、民間主導のまちづくりや研究開発都市づくり、さらに音楽のまちづくりなども進めてきて、いろいろな成果も出てきています。こうして進めてきた中で、今後やはり行革を主体としていくのか、あるいはある程度の負担は覚悟の上でも進めるべき事業や施策は進めていくのか、このあたりが、恐らく最大の選択ポイントだと思います。

いずれにしても、川崎市はかつてないくらい行財政改革を行い、その結果、景気回復の後押しもあつて予想以上に大きな成果も上がりました。しかし、今後、税金などが停滞してきたときに、やはり行財政改革なのか、少子高齢化対策やポジティブなまちづくりも進めるのか。そこが大きな選択です。

瀧崎 本日は長時間にわたり、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。



第二期実行計画の策定について

総合企画局都市経営部企画調整課主幹

三橋秀行

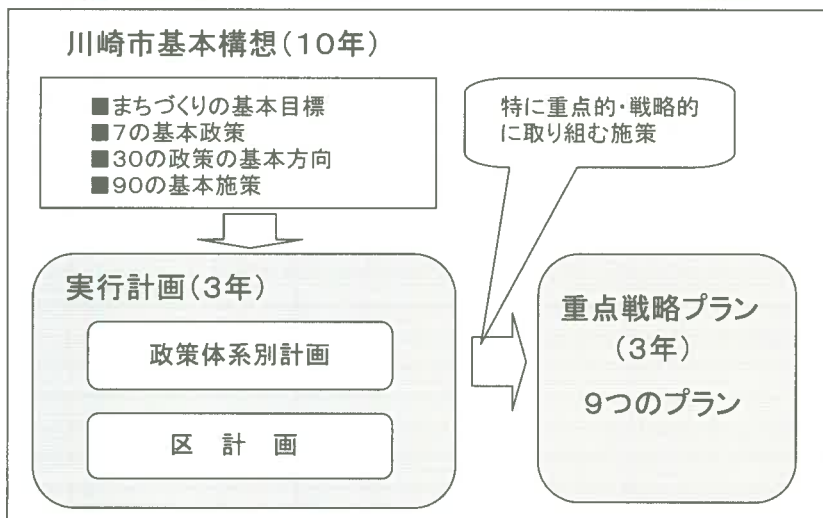
1 はじめに

平成一九年度は新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の「第一期実行計画」の計画期間の最終年度にあたり、新たな実行計画策定の年となりました。スプリングレビュー、サマーレビュー等の主要課題の調整や、「新行財政改革プラン」の策定作業や予算編成作業との連携、またタウンミーティングやパブリックコメント手続の実施などを通して、平成二〇年度から平成二二年度までの三か年を計画期間とする「第二期実行計画」を策定しました。本稿では、この「第二期実行計画」について報告します。

2 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」について

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」は、平成一七年三月に、高度成長から低成長経済への移行や少子高齢化の

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の構成



急速な進行、人口減少過程への転換などの社会経済環境の変化に対応した、本市の進めるまちづくりの基本方針として策定したものです。

この新総合計画は、概ね一〇年のまちづくりの方向を定めた「基本構想」と、この基本構想に基づく施策の具体的な取り組み内容及び目標を定めた三か年を計画期間とする「実行計画」で構成されています。

「実行計画」は、本市が取り組むすべての施策・事務事業を計画の対象とした上で、行財政改革の取り組みと連携するとともに、計画の実行性を確保するため、計画事業費と財政収支見通しとの整合を図り、財政的な裏づけを明示していることが特徴となつて

3 第一期実行計画の取り組みと成果

実行計画の進行管理を行うしくみとして、計画に位置づけられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIIONシステム」を構築し運用しています。このシステムは単に計画の進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し改善策につなげる、市政運営における「PDCA（計画―実行―評価―改善）サイクル」の役割を担っています。

また、「事務事業総点検」と「施策評価」を行うことで、実行計画の進行管理を行う「川崎再生ACTIIONシステム」と「人事評価制度」が連携することにより、人事評価制度の個人目標が達成されると組織目標が達成され、さらに実行計画の施策目標が達成するという、一体的な行政経営管理のしくみとして機能しています。

第一期実行計画の進捗状況については、これまで各年度ごとにこれを把握し、公表を行つていきます。平成一七年度及び平成一八年度の状況については、概ね順調という結果となっております。

また平成一九年度についても概ね順調であることが見込まれています。

4 第二期実行計画の基本的な考え方

① 第一期実行計画の取り組みの継承と先駆的・先導的施策の推進

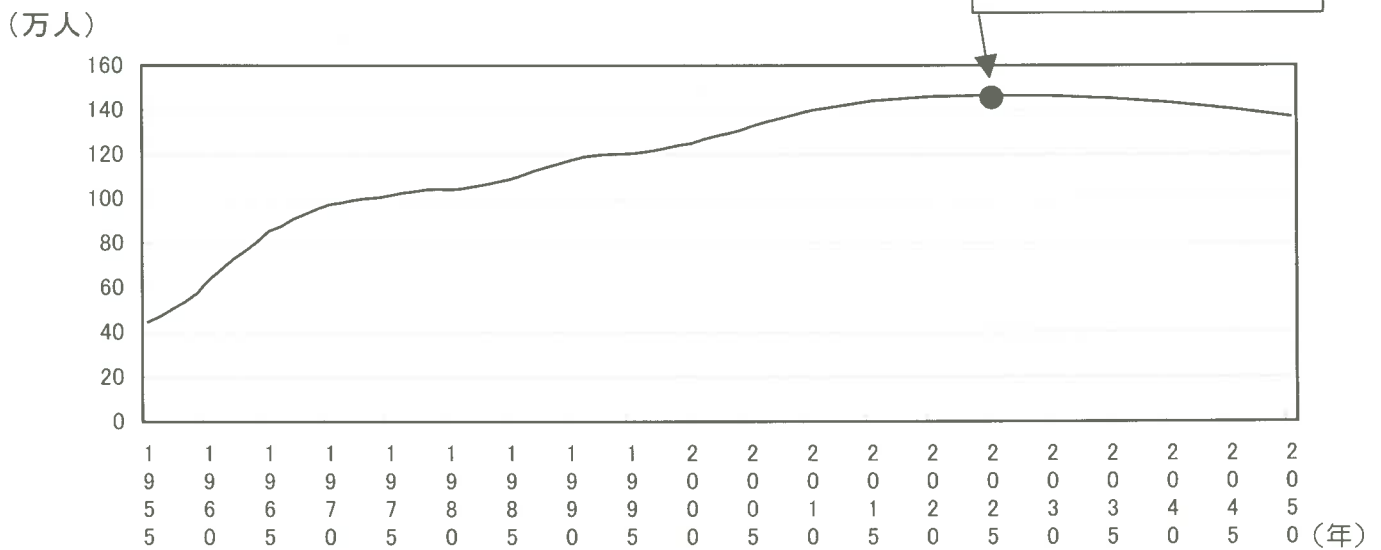
第一期実行計画に基づくこれまでの取り組みは、前述のとおり概ね順調に進捗している、まちづくりの基本目標の実現に向けて、着実にその成果が表れているところです。第二期実行計画では、順調に進捗している第一期実行計画での取り組みやその成果を十分に踏まえながら、問題点が生じている場合は見直しを行い、施策目標の達成に向けた事業計画を取りまとめました。

また、首都圏における本市のさまざまな特長や優位性を活かした、総合的な地球温暖化対策（カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略）（CCかわさき）のように、より広域的・国際的な視点に立ち、本市が首都圏やわが国全体において先導的な役割を果たしていく施策について計画に位置づけました。

② 環境変化への対応

本市を取りまく社会経済環境の変化は極めて早いものがあり、第一期実行計画の策定の時点に対して、人口や地域経済の動向などの分野でさまざまな環境変化が生じていることから、こうした変化を分析、整理した上で計画に反映しました。また、その他の分野においても、地域社会における身近な課題から国レベルでの制度の見直しなど、さまざまな環境変化が生じていることから、こうした変化に対応した取り組みを計画に位置づけました。

川崎市の人口の推移



2006年まで：実績値
2010年以降：推計値(5年ごとに推計)

(2007年度「川崎市将来人口推計」)

③ 地域の個性を活かした取り組み

本市では、平成一八年度から区民会議を設置し、区民主体の区民会議運営や区行政改革の推進などを通じて、区と区民が協働して地域の課題を解決し暮らしやすいまちづくりを進めていく主体的な取り組みが始まっています。第二期実行計画ではこのような動きを踏まえて、各区における地域社会の抱える課題の解決に向けた取り組みや、地域の個性を活かした魅力ある区づくりを推進する取り組みを「区計画」として位置づけました。

④ 行財政改革の取り組みとの連携

第二期実行計画では、人口急増への対応や子ども施策の充実、高齢化社会への対応や安全・安心な地域社会づくり、さらに、高度成長期の時代に集中的に整備してきた社会資本の老朽化に伴う更新など、新たな行政サービスや事業を適切に位置づけていく必要があります。こうした行政需要に対応しながら持続可能な行財政基盤を確立していくために、「新行財政改革プラン」の策定作業と十分に連携して第二期実行計画を策定しました。

第二期実行計画の「事業計画」は事業内容や事業執行手法などの面で、「新行財政改革プラン」の具体的な改革内容を反映したものと なっています。

⑤ 財政収支見通しとの連携

第二期実行計画の実行性を担保するため、計画事業費は平成二〇年度の予算編成作業と連携して三か年の財源の調整を行うとともに、「新行財政改革プラン」の中で行財政改革の内容を反映させて策定した「財政フレーム」と整合をとったものとなっています。

新行財政改革プランにおける財政フレーム（歳入フレーム）と計画事業費との比較

(単位：億円)

	H20予算	H21見込	H22見込	H23見込	H24見込
市税	2,888	2,924	2,976	3,004	3,048
地方譲与税	34	34	34	34	34
利子割交付金～軽油引取税交付金	217	231	222	230	230
地方交付税	3	3	3	3	3
市債	123	102	87	72	57
その他	313	631	454	338	268
歳入計 A	3,578	3,925	3,776	3,681	3,640
減債基金新規借入金 B	100	0	0	0	0
充当可能一般財源 A+B=C	3,678	3,925	3,776	3,681	3,640
第2期実行計画計画事業費 (一般財源) D	3,678	3,964	3,825		
要調整額 C-D	0	-39	-49		

財政フレームの充当可能一般財源と計画事業費の一般財源額とを比較すると、平成二〇年度は予算と計画事業費が一致しているため、要調整額がゼロになっています。平成二一年度では三九億円、平成二二年度では四九億円の差があります。各年度における予算編成作業や事務事業の見直しなどにより十分対応が可能と想定される規模であることから、第二期実行計画は財源的に実行可能なものとして策定したところです。

一方、第一期実行計画では、計画事業費の収支不足に対応するため、減債基金からの借入れを前提としてきましたが、第二期実行計画では、行財政改革を通じて平成二一年度に減債基金からの借入れを行うことなく収支均衡を図ることを目標に取り組んできた結果、これが達成できる見込となりました。

5 重点戦略プランについて

第一期実行計画では、本市の基本構想に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向けて、七つの基本政策に基づいて展開する施策のうち、重要な課題に対して、特に重点的・戦略的に取り組むことにより、大きな施策成果の達成や課題の解決をめざすとともに、他の施策を牽引し、総合計画全体の着実な推進を先導して取りまとめられています。

第二期実行計画の重点戦略プランでは、①重点戦略プランに基づく取り組みが他の施策を牽引し、新総合計画全体の着実な推進を先導していくものであること

②第一期実行計画の重点戦略プランを構成する九つのプランについては、第一期実行計画における三か年の計画期間だけでなく、一〇年程度の基本構想期間を見据えた中期的な視点に基づく取り組み課題としたものであること

次に、九つの重点戦略プランの計画期間三か年の主な取り組みを紹介していきますと、まず「プラン1 安全・安心な地域生活環境の整備」では、救急医療体制づくりとして「総合周産期母子医療センター」を設置するとともに災害等の医療事故に迅速に対応するため「川崎DMAT（災害医療派遣チーム）」を創設します。消防署については、幸消防署、臨港消防署の改築工事に着手します。また、川崎駅東口周辺地区の駐輪場整備については、駅前広場の再編整備と連携して、計画的な整備を進めます。

次に、「プラン2 支え合いによる地域福祉社会づくり」では、民間特別養護老人ホームや介護老人保健施設の計画的な整備を進めるとともに、施設の老朽化に対応するため「総合リハビリテーションセンター」と「福祉センター」の再編整備に着手します。

次に「プラン3 総合的な子ども支援」では、保育緊急五か年計画に基づき、保育所の整備を進めるとともに、各区役所に「こども支援室」を設置して、地域の総合的な子ども支援拠点として機能強化します。また、「新中央児童相談所・一時保護所」や「北部児童相談所」の建設工

重点戦略プランの構成

7つの基本政策

I 安全で快適に暮らすまちづくり

II 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

III 人を育て心を育むまちづくり

IV 環境を守り自然と調和したまちづくり

V 活力にあふれ躍動するまちづくり

VI 個性と魅力が輝くまちづくり

VII 参加と協働による市民自治のまちづくり



9つの重点戦略プラン

① 安全・安心な地域生活環境の整備

② 支え合いによる地域福祉社会づくり

③ 総合的な子ども支援

④ 環境配慮・循環型の地域社会づくり

⑤ 思いどなるおいの環境づくり

⑥ 川崎の活力を生み出す産業イノベーション

⑦ 都市拠点・ネットワークの整備と川崎臨海部の再生

⑧ 川崎の魅力を育て発信する取組

⑨ 市民自治と区役所機能の拡充

◎危機管理・防災対策、建築物耐震化の推進

◎地域防犯・安全対策の推進

◎消防署所の整備と消防力の強化

◎救急体制の強化と救急医療体制の整備

◎安全・安心な都市基盤の整備と適切な維持管理

◎総合的自転車対策の推進

◎高齢者の多様な居住環境整備

◎誰もが自立した地域生活を送るための支援

◎拠点的な福祉施設の計画的な再編整備

◎信頼される市立病院の運営と地域保健医療環境の充実

◎市民が主体の健康づくり

◎シニア能力の発揮による支え合い

◎保育環境の整備(保育緊急5か年計画)に基づいた推進

◎総合的な子育て支援施策の推進

◎子どもの総合的な相談・支援機能の整備

◎教育改革の推進

◎教育環境の整備

◎地域に開かれた学校づくり

◎ごみ減量と分別・リサイクルの推進

◎廃棄物処理・リサイクル施設の整備

◎地球温暖化対策と地球環境配慮施策(「カーボン・チャレンジ」川崎エコ戦略)(CO2かわき)の推進

◎魅力ある公園緑地の整備

◎協働による身近な緑環境整備

◎緑地保全施策の推進

◎臨海部における緑の環境整備

◎国際的視点に基づいた産業振興

◎科学技術を活かした新産業分野の創出・振興

◎川崎の特徴を活かした産業の活性化

◎環境・福祉・健康・医療分野における産業の振興

◎都市拠点の整備

◎広域交通体系の整備と交通ネットワークの形成

◎臨海部における戦略的な土地利用の促進と神奈川口構想の推進

◎音楽のまち・かわさきの推進

◎ホームタウンスポーツの振興

◎多摩川プランに基づく重点施策の推進

◎地域の魅力発信・活性化と連携した文化芸術振興

◎シニアセールスの推進と観光振興

◎市民自治の拡充

◎協働のまちづくりの推進

◎地域コミュニケーション施策の推進

◎地域における総合的な子育て支援

◎区行政改革の総合的な推進

重点戦略プランの主な取り組み内容

プラン1 安全・安心な地域生活環境の整備

- | | | |
|--------|--|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■東扇島基幹的広域防災拠点の開設 ■幸消防署の改築工事着手 ■川崎駅東口周辺地区の駐輪場整備（ルフロン公園） | <ul style="list-style-type: none"> ■防犯診断員の導入 ■川崎DMAT（災害医療派遣チーム）の創設 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■「総合周産期母子医療センター」の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ■川崎駅東口周辺地区の駐輪場整備（京急高架下） |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■臨港消防署の改築工事着手 ■江ヶ崎跨線橋架け替え完了 | <ul style="list-style-type: none"> ■水道使用者の負担軽減の実施 |

プラン2 支え合いによる地域福祉社会づくり

- | | | |
|--------|---|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■民間特別養護老人ホームの開所（2か所） ■総合リハビリテーションセンターの再編整備着手 ■新たな健診体制による特定健康診査・特定保健指導、若年健診保健指導、がん検診等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■福祉センター再編整備基本計画の策定 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■民間特別養護老人ホームの開所（2か所） ■井田病院の第1期建物工事着手 | <ul style="list-style-type: none"> ■介護老人保健施設の開所（1か所） |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■民間特別養護老人ホームの開所（1か所） | <ul style="list-style-type: none"> ■介護老人保健施設の開所（1か所） |

プラン3 総合的な子ども支援

- | | | |
|--------|--|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■認可保育所の整備等（受入枠610人増） ■各区役所に「子ども支援室」を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ■子ども文化センターを活用した「地域子育て支援センター」の開設 ■妊婦健康診査の助成回数を拡充 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■認可保育所の整備等（受入枠745人増） ■小・中学校普通教室への冷房設置完了 | <ul style="list-style-type: none"> ■「(仮称)西部地域療育センター」の完成 |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■認可保育所の整備等（受入枠410人増） ■北部児童相談所の建設工事着手 | <ul style="list-style-type: none"> ■新中央児童相談所・一時保護所の建設工事着手 |

プラン4 環境配慮・循環型の地域社会づくり

- | | | |
|--------|---|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■廃蛍光管の拠点回収の開始 ■「環境技術情報センター」の設置 ■「川崎温暖化対策推進会議（カーボン・チャレンジ川崎エコ会議）」の発足 ■「環境基本計画」・「地球温暖化対策地域推進計画」の改定に向けた取組 ■「(仮称)地球温暖化対策条例」の制定に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ■浮島処理センターの基幹的整備着手 ■「(仮称)川崎国際環境技術展」の開催（毎年開催） |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ミックスペーパー分別収集の全市実施 ■ミックスペーパー、その他プラスチック資源化処理施設の完成 | <ul style="list-style-type: none"> ■その他プラスチック製容器包装分別収集のモデル実施 |

プラン5 憩いとうるおいの環境づくり

- | | | |
|--------|---|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■等々力緑地の整備（広域的なまちづくりを踏まえた検討） ■東扇島東公園の開園 | <ul style="list-style-type: none"> ■黒川地区大型農産物直売所の開設 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■「富士見周辺地区整備実施計画」の策定 | |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■「生田緑地整備計画」の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ■「(仮称)かわさき臨海の森づくり」共同宣言 |

プラン6 川崎の活力を生み出す産業イノベーション

- | | | |
|--------|--|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■「アジア知的財産フォーラム」の開催 ■新川崎A地区への企業等を誘致 ■かわさき基準(KIS)の本格運用と「(仮称)かわさき福祉開発支援センター」の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ■先端産業創出支援制度の創設 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■新川崎・創造のもり第3期事業の実施（研究機関等の立地誘導） | |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■東扇島総合物流拠点地区第2期公募の実施 | |

プラン7 都市拠点・ネットワークの整備と川崎臨海部の再生

- | | | |
|--------|---|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■小杉駅グランド地区開発事業の完了 ■臨海部の土地利用誘導ガイドラインの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ■溝口駅南口ペDESTリアンデッキの完成 ■水江町地内公共用地の民間貸付の実施 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■JR川崎駅北口自由通路等の整備着手 ■JR横須賀線・武蔵小杉新駅の開業 | <ul style="list-style-type: none"> ■鹿島田駅周辺西部地区再開発事業の工事着手 ■羽田連絡道路整備に向けた都市計画等手続の実施 |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■川崎駅東口駅前広場再編整備の完了 ■京浜急行大師線産業道路立体交差化の完成 | <ul style="list-style-type: none"> ■新川崎地区の道路・交通広場・公園整備完了 ■川崎縦貫道路殿町～大師ジャンクション間の供用開始 |

プラン8 川崎の魅力を育て発信する取組

- | | | |
|--------|--|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■友好港ダナン市が「アジア交流音楽祭」に参加 ■「スーパー陸上競技大会2008」の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ■「日本陸上競技選手権大会」の開催 ■「(仮称)映像のまち・かわさき推進フォーラム」の発足 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■「姉妹都市ホノルル市との提携30周年記念コンサート」の開催 ■文化アセスメントの本格実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■ミュージアム川崎ツォーナル開館5周年事業の実施 ■「芸術のまちイベント」の開催 |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■多摩スポーツセンターの完成・開館 ■青少年科学館の改築工事着手 | <ul style="list-style-type: none"> ■「藤子・F・不二雄ミュージアム」の工事着手 |

プラン9 市民自治と区役所機能の拡充

- | | | |
|--------|---|--|
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■住民投票条例の制定 ■市民活動センターの新施設への移転 | <ul style="list-style-type: none"> ■「都市型コミュニティ検討委員会」の発足 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■新中原市民館の開館 ■有馬・野川地区生涯学習拠点施設の開館 | <ul style="list-style-type: none"> ■新中原図書館建設工事着手 ■区役所転出入窓口の土曜日開設の本実施 |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ■(仮称)区民センター（現支所・出張所）の地域振興機能強化策の実施 | |

事に着手します。

次に「プラン4 環境配慮・循環型の地域社会づくり」では、ミックスペーパーやその他プラスチック製容器包装の分別収集を進めます。また、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を推進するため、「川崎温暖化対策推進会議」を発足させるとともに、「環境基本計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」の改定や、「(仮称)地球温暖化対策条例」の制定に向けた取り組みを進めます。

次に「プラン5 憩いとうるおいの環境づくり」では、「生田緑地」と「等々力緑地」の整備を進めるとともに、「富士見公園」については、その周辺の市民利用施設も合わせて、総合的・一体的に整備するための取り組みを進めます。

次に「プラン6 川崎の活力を生み出す産業イノベーション」では、新川崎地区において、新しい科学技術や産業を創造する研究機関や企業等の誘致を行い、戦略的な産業活動拠点の形成を進めます。

次に「プラン7 都市拠点・ネットワークの整備と川崎臨海部の再生」では、川崎駅周辺地区整備や小杉駅周辺地区などの都市拠点の整備を進めるとともに、臨海部の再生に向けて、水江町地内公共用地を活用した先端産業の立地誘導を進めます。また、京浜急行大師線立体交差事業については、産業道路の立体交差化を完了します。

次に「プラン8 川崎の魅力を育て発信する取組」では、「日本陸上競技選手権大会」や「スーパー陸上競技大会2008」を開催します。また、多摩スポーツセンターが完成・開館し、藤子・F・不

二雄ミュージアム、青少年科学館について建設工事に着手します。

次に「プラン9 市民自治と区役所機能の拡充」では、住民投票条例を制定するとともに、区役所機能の強化に向けた取り組みを進めます。

6 タウンミーティング、出前説明会等の実施状況

第二期実行計画の策定の過程では、連携して策定作業を進めてきた「新行財政改革プラン」とあわせて、計画の内容を市民の皆さんに説明し、意見をお伺いするために、タウンミーティングや出前説明会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施しました。

そのために、まず主要課題や懸案課題の調整を行うスプリングレビューやサマリーレビュー等での調整を踏まえて、平成一九年九月に「新実行計画素案」を策定し、公表しました。

この「新実行計画素案」では、環境変化に対応するための新たな取り組みや、取り組み内容に変化が生じている施策を中心に、主な施策・事業について取りまとめを行うとともに、平成二〇年度の予算編成作業前であるという制約の中、可能な限り計画期間三か年の取り組み内容を具体的に取りまとめました。

この「新実行計画素案」を基に、一〇月二日の多摩区を皮切りに、一〇月三十一日の宮前区まで、タウンミーティングを七区七会場で開催しました。各会場とも三〇〇人から四〇〇人程度の参加をいただき、合計すると、二、七六三人の方に

参加していただきました。

タウンミーティングでは、まず、「新実行計画素案」と「新行財政改革プラン素案」について、市長がパワーポイントを使用し説明しました。その後質問・意見のある参加者から意見カードを提出していただき、各会場とも一〇人程度の方の意見に対して市長が直接お答えしました。各会場合計すると四二〇件の意見が提出され、「パブリックコメント手続」の対象として処理しました。

提出された意見の主なものとしては、「高齢者医療制度」の見直しと「老人医療助成事業」に関するもの、「基本健康診査」、「がん検診」、「特定健康診査事業」などの健康事業に関するもの、保育所の整備など「保育環境の整備」に関するもの、緑地の保全など「緑のまちづくりの推進」に関するもの、「川崎縦貫道路の整備」の進捗状況等に関するものなどがありました。

タウンミーティングについては新総合計画策定時にも実施した経緯があります。今回は新たな試みとして町内会や地域の団体等の集まりに、職員がこちらから出向き、計画を説明する「出前説明会」を実施しました。結果としては、五一会場で開催し、一、七八〇人の方に計画を説明することができました。

次に「パブリックコメント手続」は「タウンミーティング」と並行して一〇月二日から一一月七日までの三七日間実施しました。

「パブリックコメント手続」では、身近な生活道路に対する「安全で安心な道づくり」に関するもの、「老人医療助成事業」の見直しに関するもの、保育所の整

備など「保育環境の整備」に関するもの、「地球温暖化防止」に向けた二酸化炭素削減の取り組み等に関するもの、そして、駐輪場の設置など「自転車施策」に向けた取り組み等に関するものなどを、主な意見として提出していただきました。

7 おわりに

第二期実行計画の特徴としては、三年の計画期間内に「川崎駅東口駅前広場の再編整備」が完了するとともに、「JR横須賀線・武蔵小杉駅」が開業するなど、都市拠点の整備を中心に、第一期実行計画期間においてこれまで種をまき育ててきた事業が、大きく実を結んでいく点が挙げられます。

また、負の遺産ともいえる「水江町の土地問題」について、解決に向け道筋を示すとともに、川崎区富士見周辺地区の総合的な整備に向けた取り組みや中原区井田地区のリハビリテーション福祉・医療センターの再編整備に向けた取り組みに着手するなど、本市の長年の懸案課題の解決について、第二期実行計画に位置づけを行うことができました。

この第二期実行計画は全庁的な取り組み体制の中、多くの労力と時間を使って策定することができました。今年度からはいよいよ計画を推進していくこととなります。計画を絵に描いた餅としないよう今後しっかりと取り組んでいくことが大切であると考えています。

タウンミーティング等の実施状況

1 タウンミーティング

(平成19年度)

日 時	会 場	参加者数	意見カード提出件数	意 見 数					会場内での発言者数
				小 計	実 行 計 画	行財政改革プラン	全般に関すること	その他	
10月2日(火) 18時30分～	多摩市民館 — ホ ー ル	310 人	37 件	51 件	44 件	5 件	1 件	1 件	12 人
10月5日(金) 13時30分～	高津市民館 大 会 議 室	326 人	39 件	51 件	37 件	5 件	5 件	4 件	9 人
10月6日(土) 13時30分～	総合福祉センター(エポックなかほら)ホール	262 人	43 件	60 件	48 件	4 件	5 件	3 件	9 人
10月22日(月) 18時30分～	産業振興会館 ホ ー ル	385 人	31 件	37 件	28 件	6 件	1 件	2 件	11 人
10月24日(水) 18時30分～	サンピアンかわさき(労働会館)ホール	620 人	54 件	65 件	55 件	5 件	2 件	3 件	9 人
10月29日(月) 18時30分～	麻生市民館 ホ ー ル	433 人	68 件	87 件	70 件	8 件	5 件	4 件	9 人
10月31日(水) 18時30分～	宮前市民館 ホ ー ル	427 人	55 件	69 件	50 件	9 件	7 件	3 件	11 人
合 計		2,763 人	327 件	420 件	332 件	42 件	26 件	20 件	70 人

*「意見カード」に複数の意見が記入されたものがあるため、「意見カード提出件数」と「意見数」は一致しません。

2 出前説明会 (平成19年9月4日～11月16日)

開催数 51 回

参加者数 1,780 人

3 パブリックコメント手続 (平成19年10月2日～11月7日)

提出方法	提出者数	意 見 数				
		小 計	実 行 計 画	行財政改革プラン	全般に関すること	その他
メ ー ル	16 人	24 件	19 件	5 件	0 件	0 件
ファックス	29 人	92 件	72 件	12 件	2 件	6 件
郵 便	9 人	15 件	11 件	1 件	3 件	0 件
持 参	22 人	41 件	29 件	1 件	0 件	11 件
合 計	76 人	172 件	131 件	19 件	5 件	17 件

4 市民意見集計表

基 本 政 策 名	タウンミーティング	パブリックコメント	合 計
基本政策Ⅰ 安全で快適に暮らすまちづくり	42 件	24 件	66 件
基本政策Ⅱ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	75 件	24 件	99 件
基本政策Ⅲ 人を育て心を育むまちづくり	44 件	20 件	64 件
基本政策Ⅳ 環境を守り自然と調和したまちづくり	56 件	24 件	80 件
基本政策Ⅴ 活力にあふれ躍動するまちづくり	68 件	23 件	91 件
基本政策Ⅵ 個性と魅力が輝くまちづくり	14 件	5 件	19 件
基本政策Ⅶ 参加と協議による市民自治のまちづくり	28 件	10 件	38 件
区 計 画	5 件	1 件	6 件
行財政改革プラン	42 件	19 件	61 件
その他全般に関すること	26 件	5 件	31 件
その他	20 件	17 件	37 件
合 計	420 件	172 件	592 件

プランのカタ

— 新行財政改革プランに込められたメッセージ —

総務局行財政改革室 主査

蔵品智夫

このたび、「新行財政改革プラン（以下、行財政改革プランを「改革プラン」という。）が策定された。新改革プランは、言うまでもなく「川崎市基本構想」に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、本市が今後取り組むべき行財政改革の方向性や目標を示したものの（新改革プランの体系は、図1を参照）である。

本稿では、そうした方向性や目標を取り巻く背景を分析し、最後に新改革プランが真に伝えたいことについて私なりに考察してみようと思う。

一、ゼロベースにある行財政改革

二〇〇二年七月の「財政危機宣言」以降、本市は二次六年間にわたる「行財政改革プラン」の取り組みによって、さまざまな改革の成果をあげた。具体的な成果については新改革プランの第一章を参

照されたいが、財政効果額や職員削減数が目標数値を上回ったことをはじめ、給与制度改革や出資法人改革など、時代状況を的確に反映した取り組みも含めて実行できたことは、市政運営上大きな成果であったといえる。

こうした成果だけを捉えると、「もはや改革は終わりでいいだろう」と思う方も多いただろう。しかし、それは大きな勘違いである。

「財政危機宣言」時の本市は、財政再建団体（現在の財政再生団体）に転落する危険性に瀕していた。第一次改革プランの「財政フレーム」にも示されているように、本市の財政は二〇〇三年度以降毎年度五〇〇億円を超える収支不足が見込まれ、しかも、この収支不足を解消するためには、あらゆる財源対策を講じたとしても、二〇〇六年度以降には、巨額の財政赤字が累積し、財政再建団体に転落する危険性があった。

本市の行財政改革は、こうしたマイナ

新行財政改革プラン 体系図

改革の基本目標

「元氣都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

行財政運営の視点

民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供

持続可能な財政基盤の構築

改革の具体的な取組

- I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築
 - 1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し
 - ◆社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築
 - ◆補助・助成金の見直し
 - ◆受益と負担の適正化
 - 2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現
 - ◆既存計画の見直し
 - ◆適切な効果的な維持補修による長寿命化の推進
 - ◆既存ストックの有効活用や複合化
 - ◆効率的な整備・運営手法の導入
 - ◆総合的土地対策の推進
- II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立
 - 1 効率的・効果的な行政体制の確立
 - ◆政策課題に対応する執行体制の整備
 - ◆民間部門を担い手とする公共サービスへの転換
 - ◆協働による課題解決に向けたたくみの構築
 - ◆簡素で効率的な執行体制の構築
 - ◆公の施設等の効率的な管理運営
 - 2 効率的な行政経営基盤の確立
 - ◆職員の人材育成と意識改革の推進
 - ◆新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度改革
 - ◆出資法人の効率的な経営とあり方
 - ◆特別会計・企業会計の健全化の推進
 - ◆債権確保策の強化と財産有効活用の推進
 - ◆入札・契約制度改革の推進
 - 3 区行政改革の総合的な推進
 - ◆区役所機能の強化と執行体制の確立
 - ◆便利で快適な区役所サービスの提供

図1 新行財政改革プラン体系図

スレベルの地点から、いわば緊急避難的に開始された。数々の財源対策と行財政改革の取り組みにより、マイナスを懸念に埋め合わせ、「転落の危機」を回避した。それでも二〇〇八年度予算は、未だ減債基金からの借入れという、いわば「非常手段」を使って収支均衡を保たざるを得ない状況にある。

つまり、見事に財政再建を果たしたかのように見える行財政改革の成果ではあるが、こうした「非常手段」によって「転落の危機」は回避されてきたのである。したがって、今後の諸環境の状況如何では、再び「危機」が訪れる可能性が高い状況にあることを指摘しておきたい。

こうしたことから、これまでの行財政改革の進行状況は、マイナスをプラスにではなく、ゼロに戻したかどうかの辺りに位置していると分析するのが妥当といえる。だからこそ、本市がいま果たすべきこと、それを一言で言えば、第二期実行計画に掲げる目標であるが、その実現のためには、ようやくゼロから出発する新たな行財政改革が必要であるということから、決して目を背けてはならない。

二、現時点での計画に過ぎないこと

わが国の経済は、バブル崩壊後の長い低迷からようやく息を吹き返し、緩やかな回復基調にある一方で、米国のサブプライムローン問題や原油価格の高騰などを要因として、株価の下落や相次ぐ物価の上昇などにより、景気にやや驕りが見え始め、先行きに不透明感が増している。

また、二〇〇七年の「今年の漢字」に

「偽」が選ばれたことに象徴されるように、産地偽装、原材料偽造、賞味期限改ざんなど、生活に身近な食品偽装が相次いで発覚し、また、社会保険庁や防衛省の一連の不祥事など、国民生活の安全を揺るがす事件が続出した。

こうした現実を目の当たりにすると、わが国の経済や社会は、「成熟した社会」「成長」の時代が終焉し、「成熟した社会」への脱却が進行する中で、未だ混沌とした状況にあると考えざるを得ない。また、人々はバブル経済の崩壊とその後の長い景気低迷によって、さまざまな「痛み」を経験し、さらにこうした混沌によって「不安」を覚えている。そうした意味で、わが国の社会経済状況は、さまざまな変動要素にさらされており、今後のさらなる「変化」を予感せざるを得ない。

新改革プランにも記述されているように、本市は、さまざまな社会経済状況の変化に対応しながら、的確な市政運営を行っていかねければならない立場にある。そうはいいながら、新改革プランは二〇〇七年度の社会経済状況を検証、分析しながら、本市のあるべき姿を描きつつ改革目標を設定しているものである。したがって、現実の社会経済環境の変化が、例えば三か月先の状況さえも見通すことが困難なほど急激な中で、限られた財源という制約のもとに的確に対応した市政運営を実施するということは、第二期実行計画も同様であるが、取り組み期間を三年とする新改革プランに掲げた改革目標ではあっても、当然計画の前倒しや変更が生じるだろうし、新たな目標追加が必要になるだろう。

つまり、新改革プランは現時点での計画に過ぎないので、市政が急激な社会経済状況の変化に的確に対応して運営されるために、行財政改革として今後取り組んでいくべきミッションは、新改革プランに書いてある目標の達成だけでは、絶対に足りないはずだということをあえて認識しておきたい。

三、構造改革というキーワード

「構造改革」という言葉は、政治や行政の分野で実によく使われている。地方自治の分野における構造改革といえ、地方分権や税源移譲の問題が思い浮かぶ。市長が二〇〇八年度の施政方針で、国の地方分権改革推進委員会が二〇〇七年一月にまとめた「中間的な取りまとめ」は、実質的な成果を見出すまでには至っていないと述べられていた。また国の税制改革における法人事業税の一部国税化等に対しても遺憾の意を表明しておられたが、国もまた、地方への関与の緩和や大胆な権限移譲などに対して反発しているところであり、行政のしくみを変えたいという意味での構造改革の難しさを感じ取ることができる。

話を少しそらしてしまつたが、新改革プランでも構造改革を訴えている。ここではその代表的なものとして、財政と行政体制の構造改革の必要性について分析していると思う。

(一) 財政の構造改革

財政構造については、「歳入規模に見合

った歳出構造への転換」という意味で、構造改革の必要性を述べている。新改革プランでも記述されているとおり、財力の豊かさを示すとされている財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の三年平均値）は、政令指定都市比較でここ数年第一位を保持しており、財政の弾力性または硬直性を示す経常収支比率（経常経費の割合。経常経費とは主に人件費、扶助費、公債費、維持補修費等）は、政令指定都市中、静岡市に次ぐ第二位となっている。

本市は、こうした財政指数では相対的に優位な立場にあるが、歳入規模に見合った歳出構造への転換が完了していないため、財政状況そのものは厳しいと考えている。歳入規模に見合った歳出構造への転換とは、予算上「できること」と「できないこと」を単純に切り分けるということではない。かつてのような経済成長が見込めない状況のもと、限られた財源の中で、市域で生活する人々に全ての基本的な公共サービスが行き渡るように、本市が本来果たすべきことを全て実行できるしくみに再構築することである。

本市の二〇〇六年度一般会計決算で、歳入決算額は約五、三〇五億円となつているが、そのうち市税収入等の自主財源は、約三、六〇七億円となっている。さらにこのうち、他の政令指定都市と比較して高水準にある人件費は約一、一一六億円で、歳出に占める割合が二一・三％、公債費は約八〇七億円で、歳出に占める割合が一五・四％となつている。

人件費については、二〇〇八年度予算で、歳出に占める人件費の割合が政令指

定都市移行後初めて二〇%を割った。これは、二〇〇七年度の抜本的な給与制度改革や、六年かけて取り組んできた職員数削減の成果であるが、効果として単年度に捻出できる財源としては、退職動向等から考えると一定の限界がある。また、公債費の中には、過去に収支不足に対応するため、財源対策として減債基金への積立繰延べ等の手法を活用してきた、いわば「ツケ」が存在し、これを含めると、減債基金へのいわゆる積立不足額は、二〇〇八年度では約五七五億円（二〇〇七年度公表「川崎市公債費負担適正化計画」による）になっている。これは今後着実に積立てて解消しなければならないものである。

新改革プランの財政フレームは、こうしたことも織り込んで策定されているが、最終的にめざす人件費の姿に到達するにはもう少し時間を要するし、減債基金への積立不足が解消するまでには至っていない。

したがって、今後こうした課題を解決し、減債基金への積立繰延べのような応急措置に頼らず、本市が本来果たすべきことを全て実行することのできる財政構造を構築することは、本市にとって急務であるので、改革のスピードアップがさらに必要である。

(二) 行政体制の構造改革

本市は、行財政改革の取り組みにより約二、一〇〇人を超える職員数を削減し、給与制度改革等もあわせると単年度予算ベースで約二〇〇億円の人件費削減効果

をあげた。しかしながら、これまでの職員数削減の手法は、緊急避難のあまり、二次にわたる改革プランの約二、〇〇〇人という目標（ノルマ）先行の部分がなかったか、再度検証することも必要だろう。

なぜなら、新改革プランでも取り組み期間三年間で約一、〇〇〇人の職員数削減を目標としている。これまでの職員数削減は、どちらかというと肥大化した組織をスリム化することが主眼であったが、これからさらに千人規模の職員を削減し、組織体制をさらに簡素で効率的なものにしていくためには、行政体制の構築に一定のルールが必要になると考えるからだ。

新改革プランでは、今後の行財政改革の視点として、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供」を掲げている。これは、近年、PFI法や指定管理者制度、公共サービス改革法などの法制度が整備され、規制緩和や技術革新等の進展もあって、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている民間部門の活動領域と、民間部門に対する行政の依存度が拡大している中で、行政分野における民間部門の活用を

新たな公共サービス提供手法の考え方のイメージ

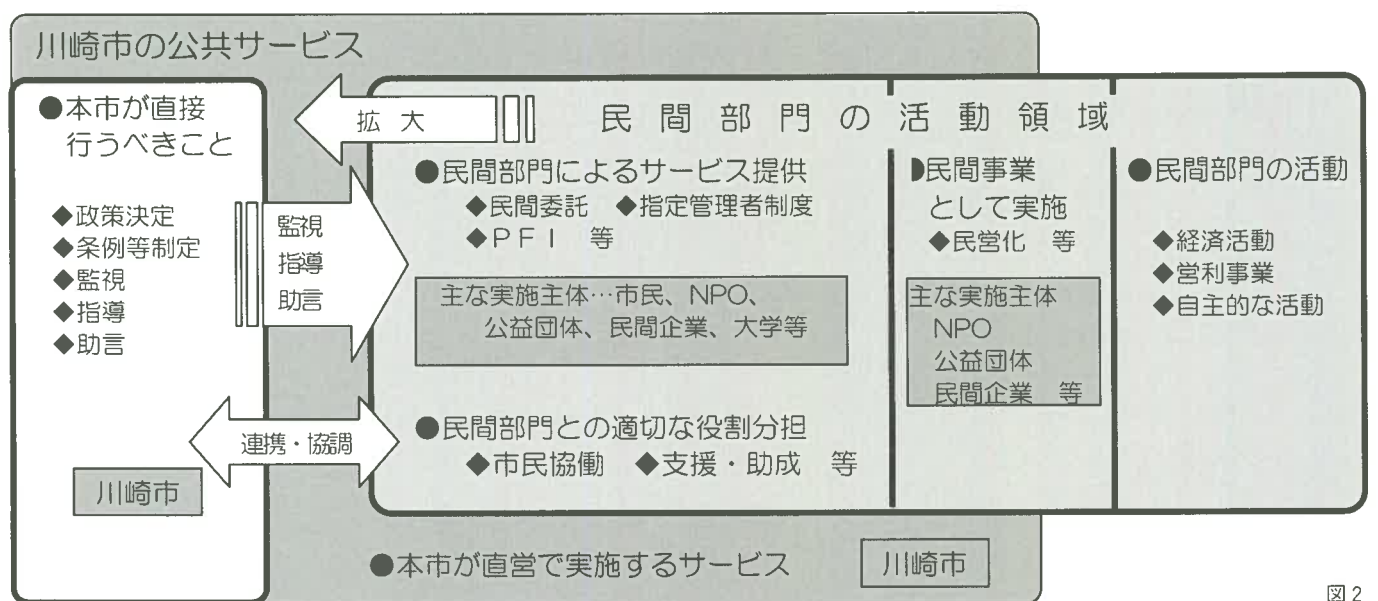


図2

さらに促進し、互いの役割分担と責任の所在を明確化することにより、公共サービスの質と選択性を高め、市民にとって最も望ましい公共サービスを提供するというものである（図2参照）。

これは、一般的にPPP (Public Private Partnership: 公民連携) といつて、「公」と「民」の役割分担について、全国の自治体がこの手法を調査・研究し、自らに合った手法を開発している。

今回の視点は、民間活用を論じる際によく言われる市場原理について、住民の財産や生命に甚大な影響を与えかねない事件が相次いで発生したことなども踏まえて、その競争性とコスト優先によるサービスの質の低下などへの的確かつ徹底した防止策と、監視・指導の必要性や重要性を、今まで以上に一層認識する必要があると考えている。

また、市場原理が的確に働き、多様なサービスの供給体制が確立されると、市民は自由に公共サービスを選択できることになる。すなわち市民にとって、かつての行政措置や行政処分のような「行政責任型公共サービス」を受けるのではなく、自ら公共サービ

スを選択する「選択型公共サービス」に転換されることを想定している。

そうすると、例えば適切な情報提供であったり、相談支援であったり、行政は市民が的確に個々のニーズに合った正しい選択ができるためのサポート体制を整備する必要がある。さらに、個人では如何ともし難い事情から、不測の事態に陥ったときの保障制度は、市民生活の安全と安心の「最後の抛り所」として、行政の公的責任として確保される必要がある。したがって、本市には公共サービスの公民コスト比較手法やモニタリング・評価の手法等も含めた民間活用の明確なルールが必要で、そのルールのもとで、民間部門への監視・指導・助言を的確に行い、時には連携と協調を図り、良好な公民連携体制を築きながら行政体制を構築していく必要がある。

さらにもうひとつ。出資法人改革である。新改革プランで（財）川崎市社会福祉事業団の完全民営化の方向性が示された。これが達成されると、全国の社会福祉事業団で初の完全民営化になる可能性がある。そもそもこの法人は、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について（昭和四十六年七月十六日厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）」に基づき、本市が設置した福祉施設の管理運営を設置の目的とし、その職員処遇は設置した自治体に準ずる法人として、昭和六〇年一二月に本市の一〇〇%出資により設立された。周知のように、その後の国の社会福祉基礎構造改革を契機として、福祉サービスは二〇〇〇年度の介護保険制度の開始を皮切りに、「措置から契約」へ転換さ

れ、（財）川崎市社会福祉事業団が担ってきた社会福祉施設の管理運営は、民間部門を含めた競争の時代に突入した。完全民営化という方針の背景には、この法人が突如として時代の荒海に放り出された挙句に、三〇〇人を超える法人雇用職員を抱え、これからのように生き残っていくべきなのかを真剣に考えなければならなかったという事情があった。

この法人に限らず、出資法人を整理する場合に、本市は設立目的がなくなつたからといって、ただ事務的に出資を解消すればよいのではなく、かつてその法人を作ってしまった、人を雇わせたという過去を認識し、そこで働く職員がこれまで培った能力や技術を、今後の公共サービスの分野に活用することもあわせて考えるべきだろう。

四、職員の育成と意識改革

次は職員の育成と意識改革について考えてみたい。行財政改革と意識改革は、実に関連性が強く、前述したふたつの「構造改革」の達成の成否は、職員の意識改革の取り組みにかかっていると、も過言ではない。

本市では、第一次改革プラン策定後の二〇〇三年度から、前述したような職員数の削減に取り組んでいるほか、技能・業務職員の新規採用を中止している。また事務・技術職についても将来の年齢構成を見越した一定規模の採用しか行っていない。役職ポストについても、簡素な組織体制の構築をめざし、二〇〇七年度までで二六七ポストを削減している。

職員の人材育成と意識改革のさらなる推進 筆者なりのオリジナルイメージ図

●高度経済成長の終焉と社会経済状況の変化 ●市民ニーズの多様化と増大 ●厳しい財政環境と限られた財源・資源

川崎再生フロンティアプラン
実行計画の着実な推進

行財政改革プラン
取組の推進と改革の断行

川崎市自治基本条例
市民自治の推進と制度の構築

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現のために

職員の人材育成と意識改革のさらなる推進 一職員一人ひとりが公共サービスの責任主体一

◆職員的能力を最大限に発揮し、市民サービス向上につなげる取組の推進

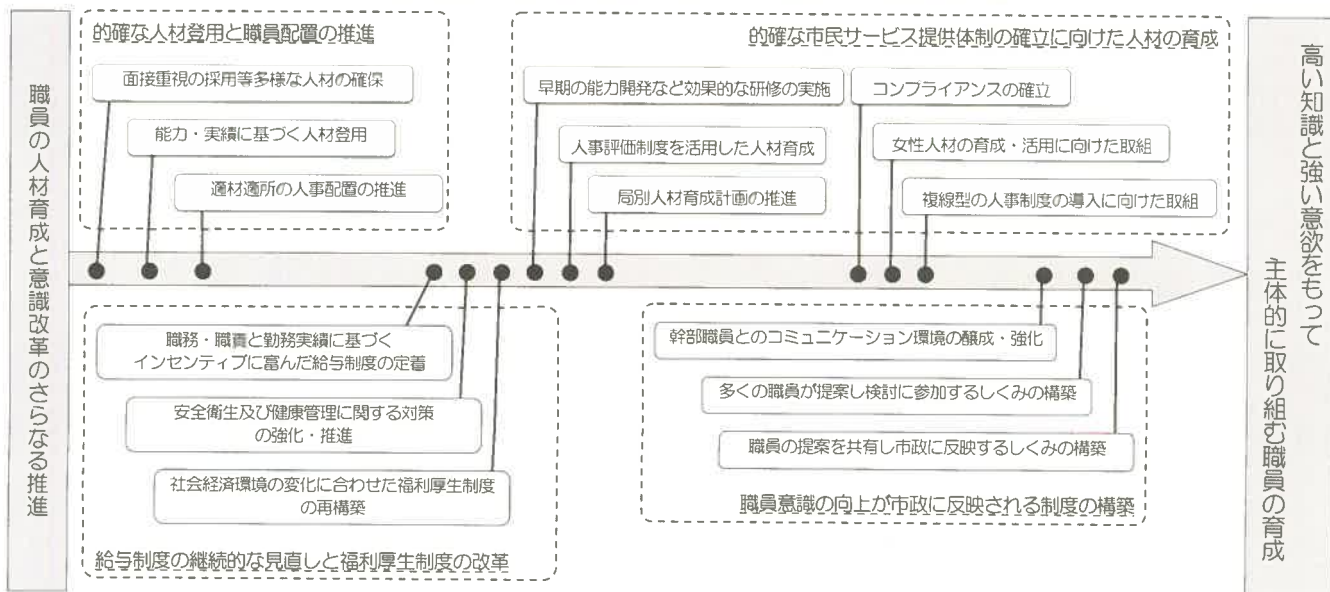


図 3

急激な社会経済状況の変化等により、本市の業務が多様化・高度化し、そのうえ職員数と役職ポストが減少している中で、もはや昭和の昔のような「年功序列」でそれなりの地位に付いて、あとは定年まで安穩としたサラリーマン生活”なんていうものは期待できず、我々職員はそれぞれの立場で、それぞれの分野の専門家として互いに有機的に連携しながら、少数精鋭部隊となつてさまざまな課題に対応していかなくてはならない。

そうすると、個々の職員の戦力アップを図る必要がある。戦力とは、業務を円滑に遂行するだけの知識、経験、技術、ノウハウ等であつて、これらは本人の自覚がないと身に付くものではない。つまり自己啓発が必要ということである。この自己啓発を促すものとして、これまでも人事評価制度の構築や人材育成基本計画の策定など、さまざまな意識改革の取り組みが行われてきた。

新改革プランでは、これらの取り組みをさらに推進していくこととしているが、こうした既存の制度や計画に沿つたものではない新たな試みも盛り込まれている。本市の幹部職員とのコミュニケーションの活発化や、職員提案の発表と議論の場の設定がそれである。具体的な検討はこれからであるが、これらは人事評価制度や職員研修のように、職員が義務感を感じたり、チームが予め決められているものではなく、自身の負担感を極力排除して、普段の職場生活の延長線上に位置づけられようとしている。もしそれが実現できれば、フリートークで議論しながら、幹部職員や他の職員の考え方、知識等を

吸収できるものとして、ある意味で楽しみながら市政に対する知識と意識の向上が図られ、それが自然に職員同士の情報共有となつていくのだと期待したい。

いまさらではあるが、本市の市政運営は、「行財政改革の断行」、「新総合計画の着実な推進」、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を三本柱として推進しており、その担い手は本市の職員一人ひとりである。したがつて、図3は私なりに考えたイメージ図であるが、この三本柱を推進していくために、さまざまな人材育成と意識改革の取り組みが、共通の目的を持つて段階的かつ総合的に実施されることにより、職員の市政に対する意識が高まつていくのだと思う。そして、職員一人ひとりが公共サービスの責任主体であるという自覚を持つて、その能力を最大限に発揮したとき、「川崎市基本構想」に掲げるまちづくりの基本目標が実現されるのだろう。

五、新改革プランに込められた

メッセージ

第一次改革プランが策定された二〇〇二年頃、「失われた一〇年」とも言われる一九九〇年代以降のバブル経済の崩壊と景気の長期低迷、少子高齢化、情報の高度化、個人の価値観の多様化、環境問題の深刻化などを背景とした、いわば戦後日本社会の大変革期において、本市も他の自治体と同様に、結果として時代の波に上手く乗ることができなかったために「病」を患つていた。そして自らの「病」を直すために立ち上がった諸先輩方が作

つた「処方箋」が第一次改革プランだった。

改革の取り組みが第二次改革プランに引継がれた二〇〇五年には、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」が策定された。自治意識の高まりから市民の行政参加が活発化し、民間部門の公共サービスへの進出も顕著になってきた時期で、画一的行政から参加と協働、公民連携の推進などにより、地方自治のあり方が多様に変化してきた時期でもある。行財政改革の立場でみるならば、本市はようやく「処方箋」による薬の効果があつて、財政再建団体への転落という最悪のシナリオを回避した。今後も引き続き行財政改革という手段を用いて財源を捻出し、「川崎再生フロンティアプラン」の実行計画によつて予算的な裏付けのある現実的な視点から、今後の新たな市政運営の展望と方向性を描いた。第二次改革プランは、川崎再生のため、病床から起き上がり、基礎体力をつけるための「リハビリプログラム」だった。

そしてこのたび新改革プランが策定された。これまでの行財政改革の考え方を踏襲しながらも、第二期実行計画に掲げる目標の実現を、限られた財源や資源の中で達成するための手段として、どのような行財政改革を進めていくべきなのか、その取り組み内容を具体的に表した。つまり新改革プランは、第二期実行計画や自治基本条例の取り組みとともに市政運営を支える三本柱ではあるが、同時に川崎再生のための原動力たる色彩を一段と強めたということが出来る。まさに第二期実行計画と自治基本条例の取り組みを

推進していくための「栄養剤」ではないかと思う。

いずれにしても、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市」かわさきをめざして、第二期実行計画にさまざまな目標掲げる一方で、それを実現するために、民間との連携、財源の確保、事務事業の見直し、体制の整備、地域との協働、人材の育成、出資法人や公営企業の健全化など、さまざまな行財政改革の取り組みが、その土台となつていくことを認識していた。たけたら幸である。

前述で「まだ改革が必要なのか」という疑問を持たれている方も多いと申し上げたが、その問いに対しては、「確かに『病』は完治しましたが、川崎の再生を果たすには、まだまだ市政運営の土台を強固なものにしなければなりません。それは行財政改革の役割であり、これからが正念場なのです。だから新改革プランが策定されたのだと思います。」と、私なら、言ってしまうかもしれない。



区行政改革の推進

成果と今後の課題

総合企画局自治政策部区行政改革推進担当

白石尚

一、はじめに

昭和四十七年四月に川崎市は、札幌市・福岡市とともに全国で七番めに政令指定都市へ移行した。以来、区役所の機能強化は本市の重要課題として位置づけられ、区役所組織や区長権限の拡充、市民参加制度の導入など、都市内分権に向けた様々な取り組みが積み重ねられてきた。(注一)

こうした中で、平成一十七年四月に、政令指定都市としては初となる自治基本条例が川崎市で施行された。同条例では、拡大と成長を基調とした社会の仕組みのあり方の見直し、少子高齢化への対応や地球環境への配慮が求められる中で、本市において市民自治を確立するための、自治の機構と運営上の原則を体系化している。

区役所については、市民に身近な行政サービスの提供に加え、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置づけ、そのために必要な

区役所の組織・機能等の整備や区民会議の設置・運営などについて規定した。自治基本条例が示す区役所が進むべき方向性は、従来の区役所機能強化の考え方の延長線上にあるものといえるが、本市を取り巻く社会経済環境が変化する中で、区役所を拠点とした、より積極的な地域主体のまちづくりの推進が求められることとなった。

そのため本市では、四つのめざすべき区役所像(図1)を掲げ、区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点とするために、区行政改革を推進している。

二、区行政改革の実行計画

区行政改革にかかわる施策及び事業を着実に推進するため、「川崎再生フロンティアプラン」及び「行財政改革プラン」に基づき、「区行政改革の実行計画書」

1 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所

⇒区における地域課題への的確な対応

- (1)区役所を地域のまちづくり拠点として整備
- (2)区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

3 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所

⇒便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供

- (1)利便性の高い快適な窓口サービスの提供
- (2)区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化
- (3)区役所等庁舎の計画的・効率的な整備



2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所

⇒区における市民活動支援施策の推進

- (1)区における市民活動支援の推進
- (2)区における市民活動拠点の有効活用

4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所

⇒市民参加による区行政の推進

- (1)区民会議の運営
- (2)区における総合行政の推進

4

図1 めざすべき区役所像

(以下「実行計画書」という。)を取りまとめている。平成一七年三月にまとめた第一期実行計画書の計画期間は平成一七〇一一年度であり、その次の第二期実行計画書の計画期間は平成二〇年度〜二二年度である。(注2)

平成二〇年度は計画期間が切り換わる時期である。ここで、第一期における区行政改革の主な成果と第二期の取り組み課題について、四つのめざすべき区役所像の柱ごとに説明したい。(なお、各取り組みの最初に付いている、○印は第一期の成果、●印は第二期の取り組み課題)。

1 区における地域課題への的確な対応

【方向性】区役所が、地域主体のまちづくりの推進、道路・河川・公園等の都市施設の整備、子ども支援、安全・安心のまちづくり等の市民生活に身近な課題について、迅速かつ的確な解決に取り組めるように、区役所の機能を整備する。

①区役所を地域のまちづくり拠点として整備

○各区役所の地域振興課に「まちづくり支援担当」を配置し、都市景観の形成や良好な住環境の保全に向けた連携・調整など、地域の個性や魅力を活かした市民主体のまちづくり活動への支援を強化した。

○各区役所の地域振興課に「身近な環境整備担当」を配置し、放置自転車対策について地域との連携を強化し、区民からの苦情・陳情等への迅速な対応ができるようになった。また、路上喫煙防止対策では、関係機関と連携しながら、街頭での啓発活動を展開した。

●市民発意のまちづくり提案を支援する(仮称)川崎市地区まちづくり育成条例の運用など、区民主体のまちづくりを推進するための機能を整備する。

●道路・街路樹・公園緑地など都市施設の維持管理等に関わる課題に総合的に対応できる機能を整備する。

②区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

○各区役所に「こども総合支援担当」を配置し、地域の子育てグループ、子ども関係団体及び関係機関とのネットワークを構築するとともに、子育て等に関するニーズの把握、子育て情報誌及びインターネットによる情報発信を行った。また、区役所内の子どもに関する相談窓口を一元化するため、「こども相談窓口」を整備した。

●平成二〇年四月、区における地域の総合的な子ども支援拠点として機能強化し、子ども関係施策を総合的に推進するため、各区役所に「こども支援室」を新設。新たな体制のもとで、地域の実情にあわせた総合的な子ども支援事業、学校と地域社会との連携強化などを推進する。

2 区における市民活動支援施策の推進

【方向性】地域の課題解決に向けた活動を行っている市民活動団体等が、地域の課題解決の主体として確かな基盤を築けるように、活動の場、資金、情報提供などの支援の枠組みや基準を整備し、的確に運用する。

①区における市民活動支援体制の整備
○区、地域の市民活動支援拠点の基本的

な役割、機能及び施設整備方法等のガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定し、区役所、市民館及びこども文化センターを有効活用した市民活動支援拠点の整備に取り組んだ。

●ガイドラインに基づく市民活動拠点の整備を円滑に進められるよう、関係局区等の役割分担についてさらに検討を進める。

●市民活動団体と行政とが協働で事業を実施する時の基本的な考え方や手順を示した「協働型事業のルール」に基づき、市民活動団体等からの提案を受けるとしながら、地域の課題解決に向けた協働型事業を推進する。

●町内会・自治会、市民活動団体等が緩やかに連携して、地域の課題を解決する都市型のコミュニティづくりを推進する。

②区における市民活動拠点の有効活用

○市民活動支援拠点の整備にあわせ、施設・設備利用状況の情報共有や情報発信等を一体的に実施するためのモデルを一部の区で実施した。

●各区において、市民活動支援拠点を充実するとともに、拠点の利用情報を一元的に管理し公開するなど、情報提供の充実による各拠点のネットワーク化を進める。

●区において市民活動の場として利用される、市民館等社会教育施設やこども文化センターなど、市民利用施設の管理運営にかかわる区の機能を検討する。

3 便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供

【方向性】市民のライフサイクルや生活サイクルの多様化が進む中で、区役所において、利便性の高いサービスを、効果的、効果的かつ総合的に提供する。また、現在の区役所・支所・出張所等で提供している窓口サービスについて機能整理を行い、効率的で利便性の高いサービス提供体制を構築する。

①利便性の高い快適な窓口サービスの提供

○三月から四月にかけての窓口混雑期に、全区役所の区民課、保険年金課で休日窓口を開設し、窓口混雑の緩和による待ち時間の短縮、来庁機会の拡大を図った。

○平日に区役所に来庁して転出入の各種届出手続をすることが困難な市民のために、また、休日の区役所窓口開設を要望する声が多くなっていることから、平成一九年一〇月から、毎月第二・第四土曜日の午前中に、区役所の転出入窓口を試行的に開設した。

○各区への「区民サービス部長」の設置を契機として、各区において区役所窓口サービスの向上と充実に向けた検討会議を設置し、P D C Aサイクルの構築など窓口サービスの改善に取り組んだ。

○市民サービスの向上と業務の効率化を目指して、区役所、支所、出張所等に行行政サービス端末(証明書の自動交付機)を設置した。

●区役所転出入窓口の土曜日開設の試行期間における利用状況について検証を行い、本実施する。

●高津区役所及び多摩区役所のISO9001

(品質マネジメントシステム規格) 認証取得の成果を全区で共有し、PDCAサイクルの定着化に向けて策定した「区役所サービス向上指針」に基づき、各区の主體的な取り組みを推進する。

② 区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化

○JR登戸駅改札正面に、市内で五か所目の登戸行政サービスコーナーを開設するとともに、鷺沼及び登戸行政サービスコーナーの図書返却サービスなど、行政サービスコーナーの立地を生かした新たなサービスの提供を始めた。

● 区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供体制の構築に向けて検討を進め、区役所・支所・出張所等の機能再編に取り組む。

③ 区役所等庁舎の計画的・効率的な整備

● 区役所・支所・出張所等の機能再編にあわせた庁舎の整備、区役所等庁舎の現状を踏まえた耐震性の向上、長寿命化、バリアフリー化などの整備を計画的・効率的に進める。

4 市民参加による区行政の推進

【方向性】 区民の参加と協働により、地域社会の抱える課題の解決に向けた調査審議を行う区民会議を的確に運営する。また、区役所が主体となつて、区における総合行政の推進(注3)や区の予算機能の充実・強化をより一層推進する。

① 区民会議の設置・運営

○平成一七年度に実施した試行の区民会議等を踏まえ、平成一八年四月に「川崎市区民会議条例」を施行した。この条例に基づき、各区に区民会議を設置

し、地域社会の課題を区民の参加と協働で解決するための調査審議を行っている。

● 平成二〇年度から始まる第二期区民会議の運営を通じた課題解決のサイクルが的確に機能し、審議結果に基づく区民の参加と協働による実践活動の推進や市の施策・事業への反映ができるよう、各区において実効性のある運営を図る。

② 区における総合行政の推進

○平成一八年四月に「川崎市における総合行政の推進に関する規則」を施行した。この規則に基づき、事業局と連携しながら、区が把握した地域の課題について、区が主体となつた総合的な課題解決の取り組みを進めている。

図2 区役所自主企画予算額の推移(1区あたり)

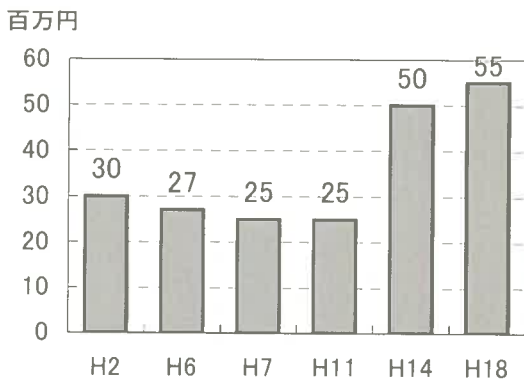
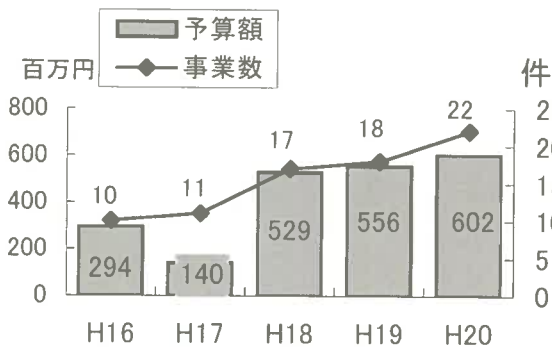


図3 区の課題解決予算の推移(7区合計)



○区の自主企画予算である「協働推進事業費」(図2)、区の課題を地域の視点から解決するため、区が主體的に関係局と事業企画して予算化した「区の課題解決予算」(図3)を拡充した。

● 地域の課題解決や協働の推進に向けた区の計画及び事業を充実するとともに、そのために必要な区の予算機能を強化する。

三、区行政改革の視点

区行政改革の成果と課題については以上のとおりであるが、今後の区行政改革の施策・事業を進めて行く上で、基本として踏まえておくべき視点を私なりに整理した。

① 行政組織内の役割分担

第一点は、区役所と局の役割分担である。区役所機能を強化するために、局の事務事業や事業所を区役所に移せば、その分だけ局の機能が縮小することになる。仮に、区役所への分権を徹底して押し進めれば、局は一部の企画調整機能を残して消滅することになる(注4)。その意味で、区役所機能と局機能は表裏一体の関係になつており、区役所機能のあり方を、局との役割分担と切り離して考えることはできない。

これまで様々な業務や権限が、区役所と局の間で相互に移管されてきた。区役所機能強化の面では、福祉事務所や保健所、土木事務所などの局事業所を区役所に編入するとともに、地域の課題への対応や身近なまちづくりを支援する機能などを整備した。その一方で、平成一九年度に建築審査体制の強化や職員の技術力や専門性の向上を目的として、区の建築課を廃止し、建築確認業務と開発指導業務をまちづくり局に一元化した。また、新行財政改革プランでは、税務事務のより効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、(仮称)市税事務所の設置にかかる取り組みを進めるとしている。

区役所機能の整備を進めるにあたっては、区役所を市民協働拠点にするという大きな方向性に基づき、市民サービスの向上、地域の課題解決、参加と協働の推進の機能充実を図りながらも、大都市としての一体性確保、複雑・高度化する技術への対応、財源・人員の制約下での業務執行の効率化など、多元的な目的と整

合させることが求められる。「市民協働・地域密着だから区、効率化だから局」とか、「大区役所、小区役所」のように、論点の軸を単純化して機能を配分することはできないことを認識する必要がある。

さらに今後は、地方分権改革の推進に伴って、権限・財源が移譲されることとが想定されている。こうした自治制度を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員は、改めて市民の目線に立ちながら多元的な目的の優先順位をしっかりと議論し、行政組織内の役割分担のあり方についての視点を持つことが重要になろう。

②地域自治

第二点は、行政区より狭域の地域レベルにおける自治のあり方である。行政区レベルでは、平成一八年度に区民会議を設置し、区民の参加と協働による地域社会の課題に向けた取り組みを進めている。しかし、子育て支援や高齢者の見守り活動、防災・防犯活動などの課題にきめ細かく対応するためには、行政区域をさらに細分化した単位で自治を実践することが必要となる。この点については、既に町内会・自治会をはじめとする地縁組織や、福祉・教育などのテーマ型組織が活動を展開しているところであるが、市民自治を確立する観点から、さらに一歩踏み込んだ行政の取り組みが求められている。

そのためには、地域自治の仕組みを設計する必要があるが、現在のところ大きく、①地方自治法の地域自治区を行政区内に設置して市―行政区―地域自治区と

いう三層の自治構造を構築し、都市内分権を制度的に確立する方法と、②地域の各団体が緩やかに連携した地域主体のコミュニティを形成する方法が考えられる。本市では、第二期実行計画において後者を選び、地域の実情に柔軟に応じた都市型コミュニティの形成を目指すことになった。

一方で、多様な背景・価値観を持つ住民をどのような地域的・分野的な広がり、緩やかに結びつけるのかなど、実施に向けて整理すべき事項は多い。また、地域自治に関しては、これまでの各種団体への支援に加え、協働型事業のルール、事業提案制度及び市民発意のまちづくり提案を受け止める制度など、多様な市民活動やコミュニティ支援のメニューを用意されることになる。これらの支援メニューが分野別縦割りで地域に向かえば、緩やかな地域主体のコミュニティの形成を阻害することになりかねない。

市民協働拠点としての区役所は、これらの縦割りを地域の総合的な視点から横につなぎ、市民活動支援やコミュニティ支援を進めていくことが求められる。加えて地域自治は、市が一体として取り組むべき課題でもある。地域自治をめぐる様々な課題について、全市的な展開として、区行政改革として、どのような形で受け止めるかという視点を持ちながら、市民にとって暮らしやすい地域になるよう取り組みを進めることが必要となろう。

四、おわりに

区行政改革の業務に携わっていると、

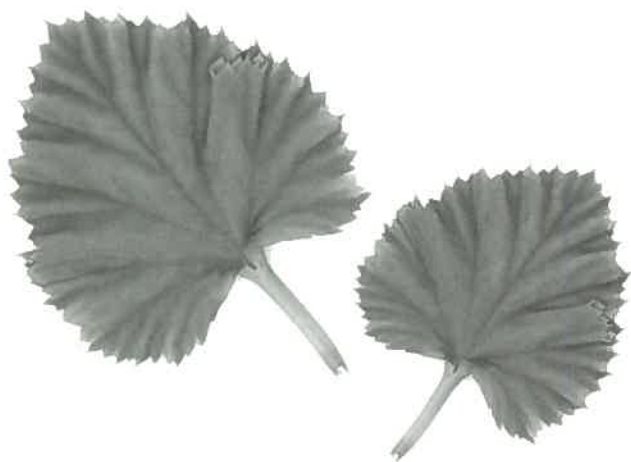
「結局のところ川崎市の区役所はどうなるのか、最終的な形を示してほしい」としばしば尋ねられる。日本の地方自治の最終形がないのと同様に、区行政にもそのような究極的なものなどはなく、試行錯誤を積み重ねながら、より市民にとってメリットのあるシステムを構築していく以外に方法はない。そうした中で、本市の区行政改革において、「快適な窓口サービスの提供と地域の課題解決に取り組む市民協働拠点」という方向性を打ち出したことは、大きな意味を持っている。この方向性のもとで、大局的な視点を持ちながら重要な課題をしっかりと議論し、具体的な区役所機能の整備を進めて行くことが肝要になろう。

注1 川崎市における区役所機能強化の変遷については、猪俣聡「本庁から区役所への分権の推進」、『政策情報かわさき第十七号』二〇〇五年二月

注2 区行政改革の実行計画書は、Web自治基本条例の区行政改革のページからダウンロードできます。
<http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/est/efich/kakaku.htm>

注3 区における総合行政の推進とは、地域の課題解決に取り組むため、区民との協働や関係局等との連携を図りながら、地域の個性や実情に応じた総合的な施策・事業を推進すること。詳細は、阿部浩二「区に分権を進めるための仕組みづくり」、『政策情報かわさき第二号』二〇〇七年三月

注4 河崎俊次「政令指定都市における区計画と区役所機能」『商大論集』第四五巻第五号、一九九四年



「川崎市財政問題研究会」について

財政局財政部財政課主幹 唐仁原晃

I はじめに

本市は、平成一四年七月に、「このままの行財政運営を続けるとするならば、平成一七年度に赤字決算となり、翌年度以降には財政再建団体に転落する可能性がある。」と、いわゆる「財政危機宣言」を行い、その対応策として同年九月に、今後の財政運営の指針として「財政フレーム」を含む「行財政改革プラン」を策定し、行財政改革を着実に推進してきたところである。改革プラン公表後は、「財政フレーム」に沿い、「平成二一年度の収支均衡」を財政的な目標として、計画的な財政運営を行ってきた。しかしながら、国の三位一体の改革や本格的な少子高齢社会の到来等、社会経済環境の大きな変化が生じており、こうした状況の中で新たな実行計画や改革プランの策定にあたり、本市の財政状況を的確に把握することが大変重要であるとして、外部識者を交え調査研究することとしたものである。

「川崎市財政問題研究会」は、平成一八年六月、本市の財政状況を専門的な視点から現状分析し、課題整理とともにその解決に向けた方向性を研究することを目的として設置され、平成一九年八月に最終報告がなされたものである。委員は、一橋大学大学院法学研究科教授の辻琢也氏他、三名の識者を交え、財政局財政部長等内部委員三名を含む七名で構成し、五回の研究会等により最終報告を取りまとめたものである。そこで、まずその報告書の概要について述べたい。

II 財政問題研究会報告書概要

1 財政の現状分析

(1) 歳入

平成一七年度の市税収入の決算額は約二、六二八億円で、指定都市の中では、横浜市、大阪市、名古屋市に次ぐ額となっており、歳入に占める割合も五一・二%

と指定都市平均を一一・八ポイント上回っている。また、歳入に占める市税収入の割合が高いことから、自主財源比率についても六七・二%と指定都市平均を五・六ポイント上回っているなど、本市の歳入構造は指定都市の中では相対的に優位にあるといえる。

また、「財政危機宣言」を行わざるを得なかった大きな要因のひとつに、過去の臨海部の土地売払い等による巨額の財産収入、さらに、競輪事業、競馬事業の収益事業からの繰入金など、臨時的な収入の大幅な減少による歳入構造の変化があった。つまり、一時的な歳入が継続して収入されたことにより、その臨時的な歳入を前提とした歳出構造となっていたにもかかわらず、歳入構造の変化に合わせ歳出構造の転換が図られていなかったのである。

(2) 歳出

第一次改革プラン（平成一四年九月策定）では、歳出構造の硬直化の要因と

して、「他の指定都市と比較した場合の川崎市の特徴は、普通会計総額に占める人件費の高さ」にあり、「この高い人件費が歳出構造の硬直化をもたらしている要因のひとつである」としていた。こうしたことから、人件費については、「三年間で約一、〇〇〇人」の職員削減をはじめとした「行政体制の再整備」を最優先課題として取り組みを進め、改革目標を上回る成果となったところであり、歳出に占める人件費の割合も平成一七年度普通会計決算では二一・五%と改善したところである。しかしながら、未だ指定都市平均より五・四ポイント高い状況にある。

扶助費については、平成一七年度決算と平成一七年度決算を比較すると、他の指定都市よりも伸びが大きく、また、単独扶助費の伸びが大きいのも本市の特徴となっている。

公債費は、平成一八年度からの地方債の協議制度への移行に伴い、減債基金への着実な積立が必要ことから、今後数年間は増となる見込である。

こうしたことから、人件費は減少傾向にあるものの、少子高齢社会に伴う扶助費の増などから、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は増加傾向にあると想定される。

一方、投資的経費は、市域面積が狭隘であるということも要因のひとつであると想定されるが、指定都市移行後、常に指定都市平均を下回っている状況にあり、既存ストックの長寿命化を図るとともに、適切な維持補修による機能の向上に努める必要がある。また、長期的な都市機能の維持向上の観点から、計画的・適切な

投資も必要であるとしている。

その他経費では、他会計への繰出金のうち法令通達に基づかない基準外の繰出金が多額となっており、繰出金の縮減に努めるべきであるとしている。また、有形固定資産に対する維持補修費の割合を見ると、指定都市との比較では低いものとなっており、適切な維持補修の確保が必要であるとしている。

(3) その他

指定都市の中では、高い自主財源比率等の財政指標から明らかであるように、相対的に恵まれた財政構造といえるが、東京都特別区との比較では「都区財政調整制度」等により、一般財源に大きな隔りがあることなど、特別区の優位性が明らかである。

また、今後の税制改正や歳入歳入一体改革等、国の制度改正に大きく影響を受けるため、国の動向等を注視するとともに、的確な対応が求められている。

2 収支見直し

平成一九年度を基点として、平成一九年五月に公表された「将来人口推計調査」に基づく人口動態や、国の「進路と戦略」で見込んでいる経済成長率を参考とする等、一定の条件のもと平成二九年度までの収支見直しを策定し、公表している。歳入では、市税収入について各税目毎に人口動態や経済成長率を参考に見込むとともに、歳出では、「人件費」「扶助費」「公債費」等性質別に、本市に負担の重い方から「高位」「中位」「低位」と三通りを試算している。

試算の結果、最も本市負担の重い高位の収支見直しでは、毎年度五一〇億円から七一〇億円の収支不足が見込まれ、中位の収支見直しにおいても二四〇億円から三四〇億円程度、低位の収支見直しでも四〇億円から二八〇億円程度の収支不足が見込まれることとなった。

こうしたことから、今後の財政運営にあたっては、収支不足額の規模や市民負担の大きさという前提条件を考慮するならば、中位の収支見直しを参考に行うべきであるとしている。

3 財政運営の基本的な考え方

歳入にあつては、受益と負担の適正化を図り、今後も債権確保に努める必要がある。歳出では、臨時的な収入に依存しない歳出構造への転換を図るとともに、既存ストックの長寿命化とそのため適正な維持補修費の確保が必要であり、また、計画的、適切な投資も必要である。さらに、六月に制定された地方財政健全化法の財政指標等を考慮すると、普通会計のみならず特別会計や企業会計、出資法人まで含めた連結決算を意識した財政運営を行うとともに、企業会計の自立した会計運営が必要であるとしている。

4 健全な財政構造の構築に向けた具体的な取り組み

健全な財政構造の構築に向けた取り組みについては、期間を短期と中期に分け、短期的な目標を「平成二一年度の収支均衡」、中長期的な目標を「持続可能な

財政構造の構築」、具体的には「継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保」として推進すべきであるとしている。

そのため、着実な行財政改革を推進するとともに、計画的な市債管理を行い、安定的にプライマリーバランスの黒字の確保を図ることが必要であるとしている。

「川崎市財政問題研究会報告書」で示された財政指標

把握の視点	財政指標	基準等
会計の収支状況を把握するための指標	実質赤字比率(※)	赤字とならないこと
	連結実質赤字比率(※)	赤字とならないこと
財政構造の弾力性確保のための指標	経常収支比率	90%以下
	市税収入に対する義務的経費の割合	100%以下
将来負担の縮減を図るための指標	ライマリーバランス	安定的な黒字の確保
	市民一人当たり市債残高	指定都市平均以下
	実質公債費比率(※)	18%未満
企業会計等の経営の健全化を推進するための指標	将来負担比率(※)	早期健全化基準以下
	将来負担返済年数	引下げ
	基準外繰出金	縮減及び規律の確保
	資金不足比率	不足を生じないこと
	負債比率	引下げ

注) ※印のある指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する指標です。

目標実現のためには、その時々々の財政状況を的確に把握することが重要であるため、財政運営で基準とする財政指標及びその基準が示されている。(表参照)

Ⅲ 新・行財政改革プランとの関係

新たな行財政改革プラン及び第二期実行計画の策定にあたっては、計画期間中に迎える「平成二一年度の収支均衡」実現のため密接に連携を図り、三か年の計画事業の調整を行ったところである。

新行財政改革プランにおいては、第二章の「新行財政改革プランの考え方」の中で、「持続可能な財政基盤の構築」として財政運営の考え方が位置づけられ、まちづくりの基本目標実現のためには、持続可能な財政基盤の構築が不可欠であるとしている。そのため、改革プランに掲げる様々な取り組みを着実に推進し、歳入規模に見合った歳出構造の転換を図ることが重要であるとしている。また、研究会から示された財政指標を活用し、財政状況を的確に把握しながら財政運営を行うことが強く求められるとしている。

また、今後の財政運営の指針として、①平成二一年度の収支均衡、②平成二四年度までに実質公債費比率を一八%未満とする、③継続した収支均衡と安定的なプライマリバランスの黒字の確保、という財政的な目標、及び一般財源ベースの歳入歳出総額、さらに改革目標等を表した「財政フレーム」が示されたところである。

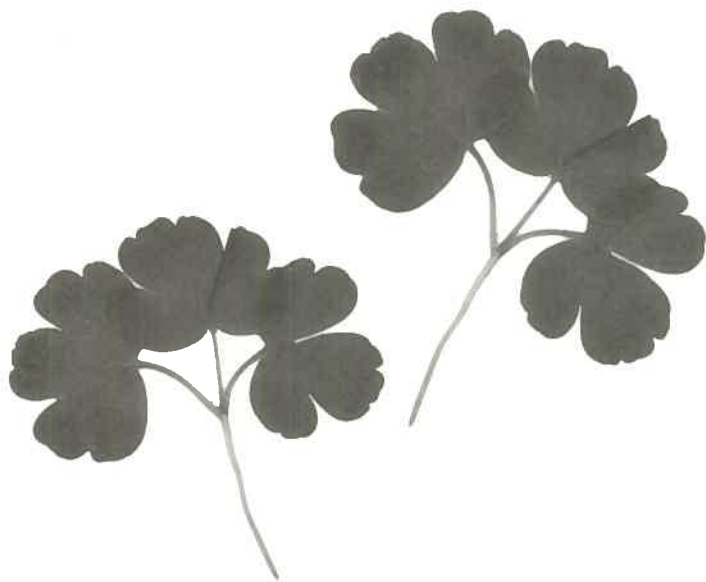
さらに、補助・助成金の見直し、受益と負担の適正化、適切かつ効果的な維持

補修による長寿命化の推進など、財政問題研究会で本市の課題とされた項目の多くが、具体的な取り組み課題として採り入れられているところである。

Ⅳ むすび

本市では、バブル崩壊後の厳しい財政状況を受け、平成九年度から一一年度にかけて、財政問題の調査研究を目的に、市長の諮問機関として「川崎市財政問題検討委員会」が設置された。今回の財政問題研究会は、当時とは状況に相違はあるものの、緩やかな景気拡大、国の三位一体の改革等、一般財源が伸び悩む中で、本格的な少子高齢社会の到来や人口増が見込まれるなど、今後の財政運営を検討するためには、再び、現状把握や財政的な課題の整理が必要であるという認識のもとで設置されたものである。この研究会から、財政的な課題の整理とともに、その解決に向けた具体的な方策が示されたところであり、その研究内容は、今後の財政運営に大きな示唆を与え、ともに、行財政改革プランや実行計画の基本的な考え方の基礎となつていくといつても過言ではなく、非常に多大な成果となつたところである。

「持続可能な財政構造の構築」という財政的な命題とも言うべき目標達成に「特効薬」があるわけではなく、研究会で指摘された具体的な取り組みや、行財政改革プランでの取り組み項目を着実に実行していくことが重要であると、再認識したところである。



政令指定都市川崎市における DMAT事業のあり方について

健康福祉局保健医療部地域医療課主査

佐藤一彦

本稿は、平成一八年度に、派遣研修職員として一年間、東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課にて、「東京DMAT」担当として勤務した経験に基づき、「総合的な救急医療体制づくりの推進」の一環として「川崎市におけるDMAT事業のあり方」を提言するものである。

1 災害医療派遣チーム「DMAT」とは

「DMAT」(Disaster Medical Assistance Team = 災害医療派遣チーム)とは、大地震や航空機事故などの突発的な災害が起こった時、災害現場にいち早く駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた医療チームである。

DMATは、八〇年代に構築された米国の全国的な災害医療システム(NDMMS)の一環として誕生した。NDMSへの参加病院、ボランティア組織、及び保健・医療団体が組織する緊急医療チームをDMATと称して、災害発生時に被災現場に入り、初期治療や治療の優先順位を付けるトリアージなどの医療活動を行

い、後発実働医療部隊の下準備をする役割を担ったという。

わが国では、災害時には公立病院などの医師らが救護班を編成し活動する他、日本赤十字社が都道府県からの業務委託を受けて災害医療活動を行う。

しかし、平成七年の阪神・淡路大震災では病院も被災し、ライフラインが途絶、医療従事者の確保が困難という中で、多くの被災傷病者が十分な医療を受けられず、「避けられた死」が問題となった。

その教訓を生かし、新たな災害医療体制のあり方を検討する中で、厚生省(現・厚生労働省)は、平成八年、災害拠点病院を中心とした全国的なDMATネットワークを編成する日本版DMAT構想を発表した。この構想の考え方は、自然災害に限らず大規模な集団災害において一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定されるため、このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、被災現場で緊急治療や病

院支援を行うつつ、自衛隊の協力を求め、輸送機やヘリコプターで、被災地の外に運べれば、死亡や後遺症の減少が期待できるといふ、いわゆる「広域医療搬送」理論によるものである。

また、平成一七年には「防災基本計画」にDMAT教育研修の推進と派遣を明記し、(独)国立病院機構災害医療センターを中心とした日本版DMATを病院単位で二〇〇チーム編成(二チームは医師、看護師等、業務調整員各一名以上の五名の編成)することを目標に、隊員養成研修を開始した。これは、四日間の研修日程で、災害医療の基礎的座学から、実際に自衛隊航空機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点(ステージングケアユニット・SCU)における診療・運営までの実技を習得する。

さらに、厚生労働省医政局指導課は、DMAT運用計画の基本指針として「日本DMAT活動要領」を定め通知した。

平成一九年十一月四日現在では、日本DMAT隊員養成研修終了病院(施設)数は全国で二六三病院(施設)、三六九チ

ーム(神奈川県内では八病院二三チーム)となっている。

この流れの中で、平成一八年一〇月一八日には、神奈川県が、日本DMAT隊員養成研修終了者がいる次の①②④の病院を指定し「神奈川県DMAT」事業を発足させた。

① 横浜市立大学附属市民総合医療センター

② 聖マリアンナ医科大学病院

③ 東海大学医学部付属病院

④ 北里大学病院

* 藤沢市民病院(平成一九年三月二七日追加指定)

神奈川県DMATは、神奈川県知事と各病院長の協定により、県知事から出動要請を受けたDMATは自力で災害現場に行き医療活動を実施し、活動終了後の撤収までを行うものとしている。

2 東京DMATの独自性

一方、東京都では、平成一三年六月から石原慎太郎都知事のリーダーシップによる「東京から日本の医療を変える『東京発医療改革』」で、「三六五二四時間の安心」「患者中心の医療」を打ち出したことを受け、東京都健康局(現、福祉保健局)医療政策部救急災害医療課が、平成一六年度重点事業として「東京DMAT」構想を発表した。

これは、平成一五年一二月に、東京都医師会、東京都災害拠点病院代表者(七病院)等で構成する「東京都DMAT計画運営検討委員会」を設置し、東京DM

A Tの編成基準から出場基準、隊員養成研修カリキュラム等の計画運営に関する事項を協議したことに始まる。

このような経過をたどり、東京都では、平成一六年八月に全国に先駆けて、「東京DMAT」を編成する七病院を指定し事業開始した。

「東京DMAT」は、東京消防庁の統制下で活動する災害医療派遣チームとして完成した。「東京DMAT」は、一チームII医師一名、看護師二名の計三名で編成するものとし、教育・研修に関しては、国の研修の基礎部分の他、東京消防庁と常に行動をもにする災害医療派遣チームであることから、東京消防庁の理解、連携ルールの確認のための野外訓練など独自研修を企画実施している。

その後、着実に隊員養成研修を重ね、「東京DMAT」指定病院の拡充を段階的に実施し、平成二〇年三月現在、「東京DMAT」指定病院は一七病院、五〇〇人を超える「東京DMAT」隊員が登録されている。

「東京DMAT」は、その着想の原点が都政（都民保護・医療改革）にあることで独自性を帯びている。さらに自然災害だけではなく、首都・東京で想定される都市型災害（交通事故や鉄道事故、火災）にも対応し、集団（群集による）災害・暴動など人為事故、さらにNBC（核物質・生物剤・化学剤等）によるテロ災害への対応なども想定内として専門家の意見を聞きながら研究を進めている。

また、東京消防庁は、「東京DMAT」を現場へ搬送し、現場でその活動支援を行うため、「東京消防庁東京DMAT連携

隊」を設置している。東京消防庁と一体化したDMAT活動が「東京DMAT」の活動である。

3 川崎市におけるDMAT事業のあり方について

航空機による広域医療搬送を必要とする大震災などの災害では、全国規模でDMATが同時に活動するが、近隣災害、地域限局型災害における初動は被災自治体のDMATがまず担うべき活動と考える。

そして、広域医療搬送を必要とする直下型大地震災害よりも近隣災害、地域限局型災害の方が現実的には頻度が高く、それらへの対応の必要性を感じているDMATは少なくない。（列車脱線事故、集客施設等での将棋倒し、高速道路上での多重衝突事故、工場事故等）

わが国初のDMATである「東京DMAT」と連携する東京消防庁の組織力と組織論的方法論は、そのまま他の市町村消防等複数消防組織で構成する道府県に移行できず、各々の道府県独自の再構築が必要であるが、川崎市のような単一消防組織で構成する政令指定都市の場合は、そのままの方法論を導入することが可能と考えられる。

災害医療派遣チームの安全を担保した上で、効率効果的な医療救護活動を行うため、

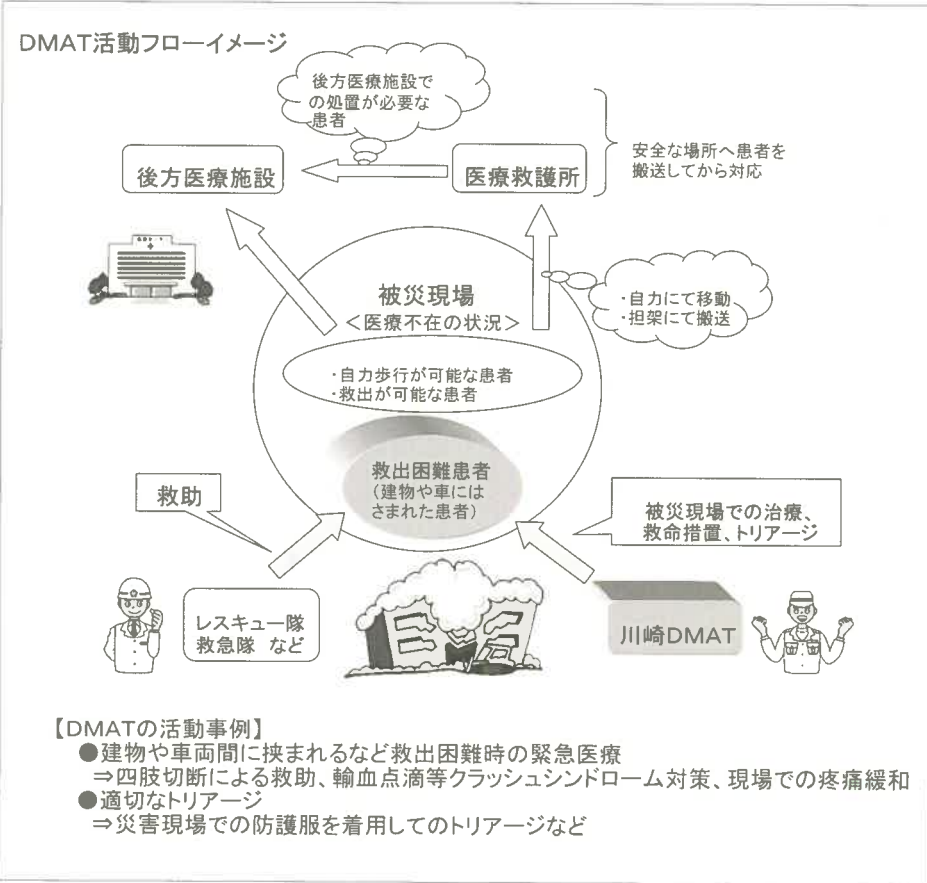


「川崎DMAT」は、川崎市消防の統制下に入り、現場活動においては消防の現場指揮本部長の指揮下において医療救護活動を実施すべきである。

また、具体的事業展開においては、川崎市医療関係団体の代表者、川崎市内の災害医療拠点病院等の代表者、有識者等で構成する「川崎市DMAT計画運営検討協議会」を設立し、「川崎DMAT」の編成、出場体制や基準、隊員養成研修等、

DMATの計画及び運営に関して必要な事項についての調査審議を行っていく必要がある。

「川崎DMAT」は、一人でも多くの川崎市民の命を守るため、地域限局災害に対応していくものとするが、同時に、行政運営的には、「広域医療搬送」が必要な災害にも対応するため、神奈川県との連携体制を確立して行くことは不可欠であると考える。



リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課主幹

中山満

1 はじめに

リハビリテーション福祉・医療センター（以下「リハセンター」という。）は、中原区井田の丘陵の上に建てられていますが、ここは本市で最古と言われる縄文時代の遺跡、東神庭（ひがしかにわ）遺跡の地でもあり、約三万平方メートルの敷地には、障害者更生相談所、社会参加支援センター、知的障害者授産施設（陽光園）、身体障害者授産施設（明望園）、知的障害児施設（しいのき学園）、中部地域療育センター、地域生活支援センター、生活訓練施設が置かれ、障害者用プール・体育館などを含めて、八つの建物があります。

昭和四十六年（一九七一年）に整備され、当時としては先進的な機能を誇ったセンターでしたが、三八年の時を刻む中で、建物の老朽化が進み、耐震強度の不足なども指摘されるようになりました。居室環境なども、狭隘で利用者の支援にも重大な支障を生ずるなど、現場からも、早急な建て替えが求められていました。

2 再編整備の基本的な考え方

一方で、リハセンターの再編整備は、今日的な障害者施策の動向を踏まえて新たな機能や役割を果たすことができるよう整備を進めることが求められていました。このため、国の政策動向や、本市の障害者の生活実態、ニーズを調査し、同時に今日的な障害者リハビリテーションのあり方の検討を行いながら計画策定にあたりました。

再編整備基本計画では、次の三点を整備の基本方針としてあげています。

（1）総合的な地域リハビリテーションシステムの構築の推進

障害のある方の地域生活を支えるためには、日常の生活支援とともに障害の軽減や生活への適用を図るための高度専門的な支援が不可欠となります。特に、医療機関でのリハビリテーションが終了し、自宅や職場に戻ってきた時に困らないで生活できるよう継続した支援が必要となります。これらはリハビリテーションと

しては傷病の回復後半から維持期における支援となります（急性期や回復期の前半は医療機関での対応が原則です）。

このような支援を保健福祉分野での支援として、身近な地域に整備された施設で提供することが必要と考えました。このための専門的な支援の拠点としてリハセンターの再編を図ることとしました。

（2）施設設備の老朽化と居住環境の改善耐震性に問題があったり、老朽化が著しい建物はすべて、建て替えることにしました。特に、現在のリハセンターの居住施設は、すべて大部屋でプライバシーを守ることは難しい状態です。自宅と同等な環境を保障し、QOL（生活の質）が確保された、当たり前の環境で普通の生活ができることを基本に、個別化された支援が可能となるような整備を進めることとしました。

（3）障害者自立支援法による事業体系への再編

障害者自立支援法は、障害の種類によ

るサービス体系を廃止し、居住系のサービスと日中のサービスを分離し、個々の障害状況に応じたきめ細かな利用を進めることを内容としています。入所施設なども重度の障害で、やむを得ない理由のある者以外は対象としないなど旧体系の施設の抜本的見直しを求めています。

再編整備に併せて、新しいサービス体系にすべての施設を転換させ、施設の統合を進めながら、新しい体系での設備仕様を設けることにしました。

3 リハビリテーション福祉・医療センター再編後の施設構成

以上の考え方に沿って、現行の八つの施設を三つの基幹的な施設とスポーツ施設、グループホームに再編整備します。

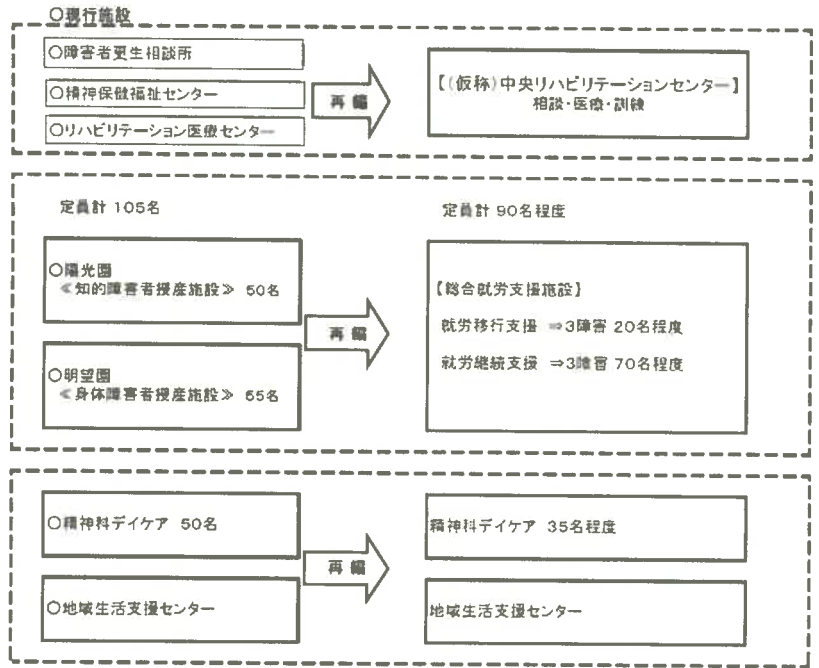
（1）（仮称）中央リハビリテーションセンター

中央リハセンターの建物には、大きくは三つの施設が入ります。

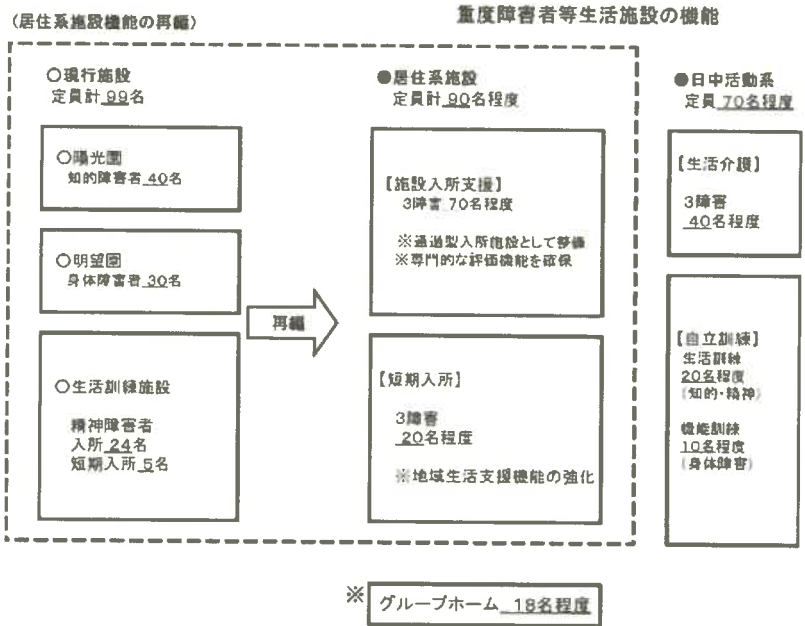
① 中央リハビリテーションセンター
障害者更生相談所、精神保健福祉センター、リハビリテーション医療センターの三つの専門相談、医療機関を統合して、地域リハビリテーションを軸とした本市における障害者の専門的支援の拠点となる施設です。

② 総合就労支援施設
知的、身体、精神に分かれていた障害者就労の支援機能を統合し、同時に企業などへの障害者就労を専門的に支援する「障害者就労支援センター」を併設し、企業やハローワークや特別支援学校などと

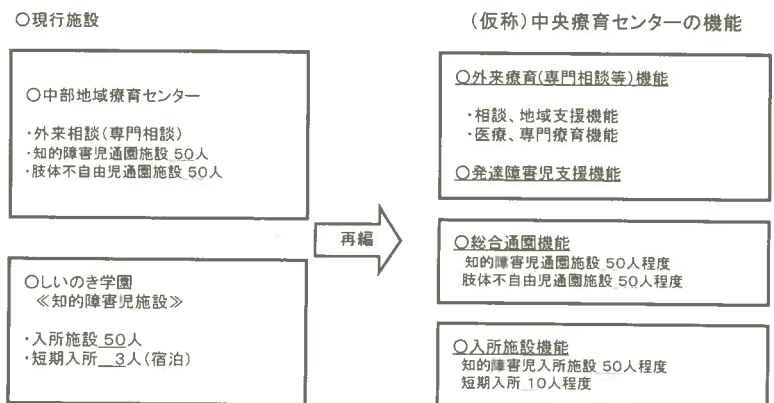
(仮称) 中央リハビリテーションセンター



重度障害者等生活施設



(仮称) 中央療育センター



連携する市内の障害者就労のセンター機能を持つ施設を整備します。

③ 精神障害者デイケア・地域生活支援センター
地域生活への移行を目指す、精神障害の方のための相談および医療的な支援を行います。

(2) 重度障害者等生活施設

重度障害者のための入所施設です。身体障害、知的障害、精神障害の三障害を統合した初めての入所施設となります。また、地域生活を進める中で、家族の冠

婚葬祭や疾病など短期間の施設利用の必要が生じます。このため、これまでは、市内北部に整備されていた短期入所事業を中部地区で実施します。

① 施設入所支援

三障害を統合し、地域生活を支え、期間を限定した支援を進める施設として、定員七〇名程度の規模で設置します。居室はすべて個室を基本とし、障害状況に応じた個別対応を基本とします。

② 短期入所

三障害を問わず、二〇名程度の定員を確保します。

③ 日中活動系サービス
入浴や食事、日常の介護などを行う生活介護、生活訓練、機能訓練などを実施します。

(3) (仮称) 中央療育センター

障害のある子どもたちを対象とした入所機能のある専門相談機関です。特に、発達障害のある子どもたちのための支援機能や短期入所を拡大し、常勤医なども配属した総合的な療育機関として整備します。

① 外来療育

相談・地域支援機能、医療等専門療育

機能(〇歳から一八歳まで)

② 総合通園機能

学齢前の子どもを対象に一〇〇名程度の定員とします。

③ 入所施設機能

定員五〇名程度、短期入所一〇名程度

(4) スポーツ施設

市内の障害者スポーツの拠点として室内プールや総合体育館の整備を検討します。

4 再編整備後の運営手法と
整備スケジュール

(1) 運営は指定管理が基本

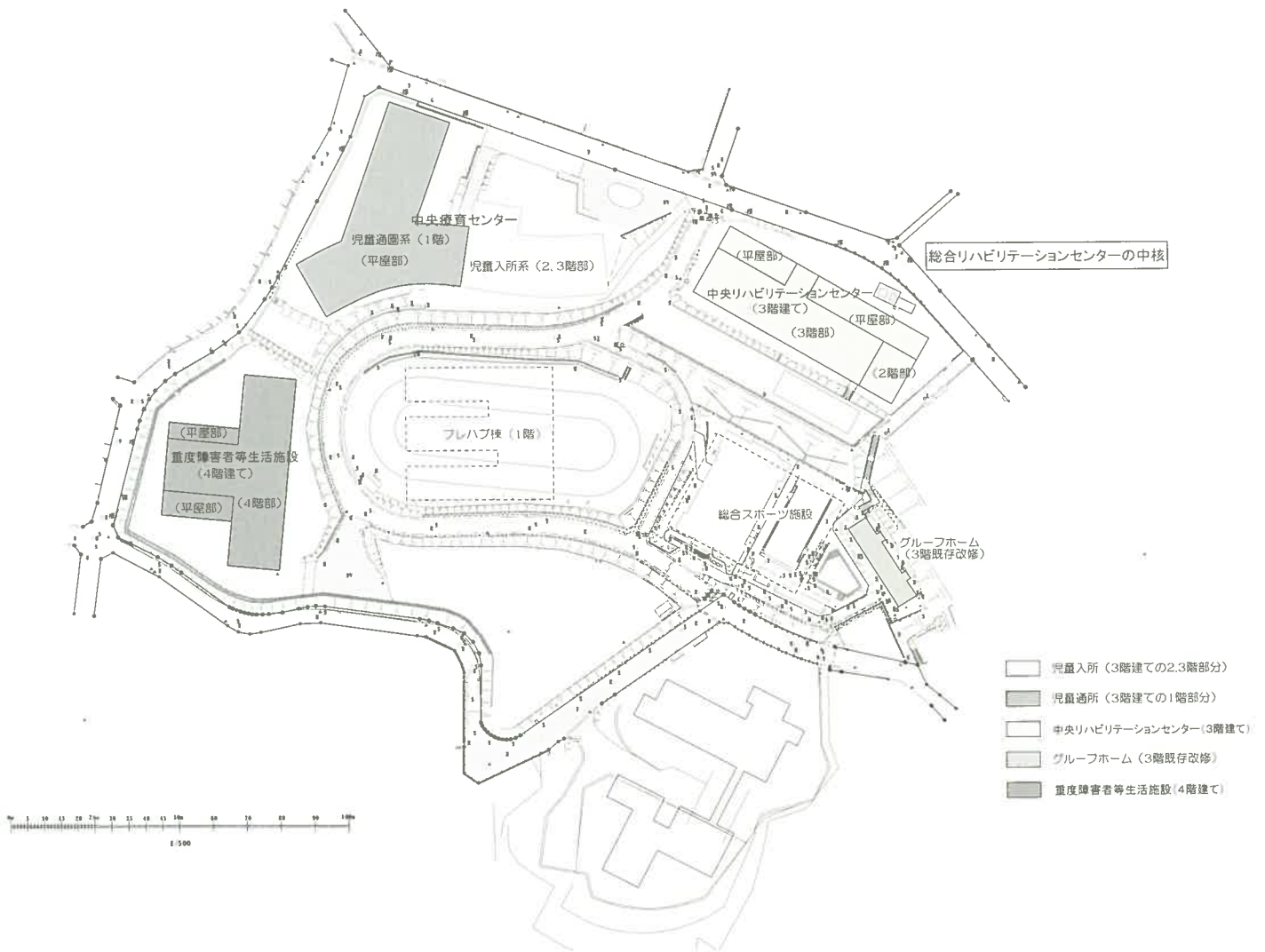
再編後の管理運営手法は、公設民営を基本として、実績ある法人等に管理を委託します。また、中央リハビリテーションセンターに設置される行政機関である障害者更生相談所などの施設は、公設公営となります。

運営の移行は、新しい建物が完成したところでの移行を予定しています。

(2) 整備スケジュール

再編整備は、平成二〇年度に中央療育棟を取り壊し、センターグラウンドに仮園舎を建てるところから始まります。すべての建物が利用されていることから建て替えは、移転先を確保して、平成二七年度を目途に順次整備を進めていくこととなります。

再編整備後の配置計画図は下の通りです。



再編整備後の各施設の配置計画図

「保育緊急五か年計画」について

健康福祉局子ども事業本部子ども計画課主幹

村石 彰

1 はじめに

本市における子育て支援策については、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」において、重点戦略プランの一つとして「総合的な子ども支援」を掲げ、保育環境の整備、地域子育て環境の整備、教育改革の推進などの施策に取り込んでいる。子どもたちが健やかに成長し、子育てに伴う喜びが実感でき、夢が持てるようなまちづくりを目指し、当該計画の着実な推進を図っている。

これまでに、子育て支援策の強化として、平成一七年四月から各区に「こども総合支援担当」を配置し、区を主体とした子育て支援を展開し、各区に総合的な子育てネットワークを構築するために、各区にある子育て関連施設である保育園、地域子育て支援センター、こども文化センター（児童館）、学校等との連携強化を推進してきた。また、国をあげての「少子化対策」に合わせ、本市も局なみの「こども事業本部」を健康福祉局内に設置してきたが、平成二〇年度組織再編をし、

子ども支援施策を一体的に推進するため、新たに「こども本部」を新設し、「市民・こども局」を設置する。さらに、区にお

ける「地域の総合的な子ども支援拠点」として機能強化するため、区役所に「こども支援室」を設置し、子ども支援関係

川崎市の総人口、就学前児童人口(区毎)の推移(平成15年～平成19年)

	15年3月末	16年3月末	17年3月末	18年3月末	19年3月末	5年の増減 (15年→19年)	1年の増減 (18年→19年)
全市総人口	1,283,956	1,296,895	1,307,304	1,322,432	1,345,306	61,350	22,874
川崎市全体0～5才	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735	510	994
川崎区総人口	203,469	205,981	206,936	208,228	212,706	9,237	4,478
川崎区0～5才	10,227	10,405	10,409	10,484	10,863	636	379
幸区総人口	140,996	142,163	143,881	145,189	145,652	4,656	463
幸区0～5才	7,587	7,662	7,851	8,007	7,992	405	△15
中原区総人口	201,649	203,242	205,153	209,189	214,638	12,989	5,449
中原区0～5才	12,068	12,081	12,073	12,313	12,662	594	349
高津区総人口	191,618	194,915	197,995	200,373	206,161	14,543	5,788
高津区0～5才	12,298	12,389	12,383	12,360	12,845	547	485
宮前区総人口	203,605	205,355	206,337	207,297	209,276	5,671	1,979
宮前区0～5才	14,062	13,913	13,570	13,180	13,132	△930	△48
多摩区総人口	196,271	197,200	197,093	197,852	198,609	2,338	757
多摩区0～5才	11,683	11,589	11,198	10,876	10,534	△1,149	△342
麻生区総人口	146,348	148,039	149,909	154,304	158,264	11,916	3,960
麻生区0～5才	8,300	8,284	8,228	8,521	8,707	407	186

※人口は各年ともに3月31日現在の数値

川崎市総人口、就学前児童数、保育所申請数の推移(平成15年～平成19年)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 口	1,284,963	1,296,895	1,307,304	1,322,432	1,345,306
前年との比較	-	11,932	10,409	15,128	22,874
就学前児童数	76,225	76,323	75,712	75,741	76,735
前年との比較	-	98	△611	29	994
保育所申請児童数	12,377	12,916	13,204	13,505	14,409
前年との比較	-	539	288	301	904
就学前児童に占める保育所申請児童数の割合(%)	16.24%	16.92%	17.44%	17.83%	18.78%

施策を総合的に推進していくことになっている。

2 市内の人口と就学前児童数の推移

平成一九年五月に公表した本市の人口推計(「将来人口推計調査」川崎市総合企画局)によると、人口のピークが平成三七年(二〇二五年)に一四六・六万人になると推計しているが、年少人口(〇～一四歳)や〇～四歳人口のピークは平成二二年(二〇一〇年)としており、その後減少すると推計している。

〇歳から五歳までの就学前児童は、ここ数年七六、〇〇〇人を前後しているが、区ごとに見ると増加している区と減少している区がわかる。(表「川崎市の総人口、就学前児童人口(区毎)の推移」参照)
直近五年間の人口の推移を見ると平成十五年から平成一九年までの五年間に就学前児童数が増加している区(中原区、高津区、幸区等)は、この間、その区内に大型マンションが建設された影響によるものと思われ、子育て家庭を中心に本市に転入してきたことがわかる。

3 保育所のニーズ

少子化が進行している一方、女性の就業機会の増大や就労形態の変化、育児休業制度の普及などにより、出産後も保育所を利用して就労を継続する傾向が強くなっているため保育需要は年々高まっている。また、延長保育、休日保育、一時保育等の保育ニーズも増えてきており、多様化してきている。

増大する保育ニーズに対応するため、保育所申請総数を考慮に入れた保育所定員を増やしてきたが、最近では、区ごと、地域ごとの保育ニーズに対応する保育所整備を要求されている。また、育児休業制度の普及により、保育所の新規申請年齢が、〇歳より一歳が多くなってきており、年齢に応じた受け入れ枠の増大も要求されている。

4 保育関係計画

本市は平成一四年度から平成二三年度までの一〇年間を計画期間にした「川崎市保育基本計画」を平成一四年二月に策定し、待機児童の解消を図るための保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの実施を行い、仕事と育児の両立支援、在宅児を含めた地域における子育て支援等を総合的に推進してきた。

しかし、策定後五年が経過し、保育関係に関する社会情勢等の変化や大型マンション建設等による人口急増地域の新たな保育需要への対応、多様化する保育サービスを展開するための民間活力の導入促進、地域での子育て支援の拠点としての認可保育所の役割に対応するため、計画を見直す必要があり、平成一九年三月に「川崎市保育基本計画（改訂版）」を策定した。（表「川崎市総人口、就学前児童数、保育所申請数の推移」参照）

5 「保育緊急五か年計画」

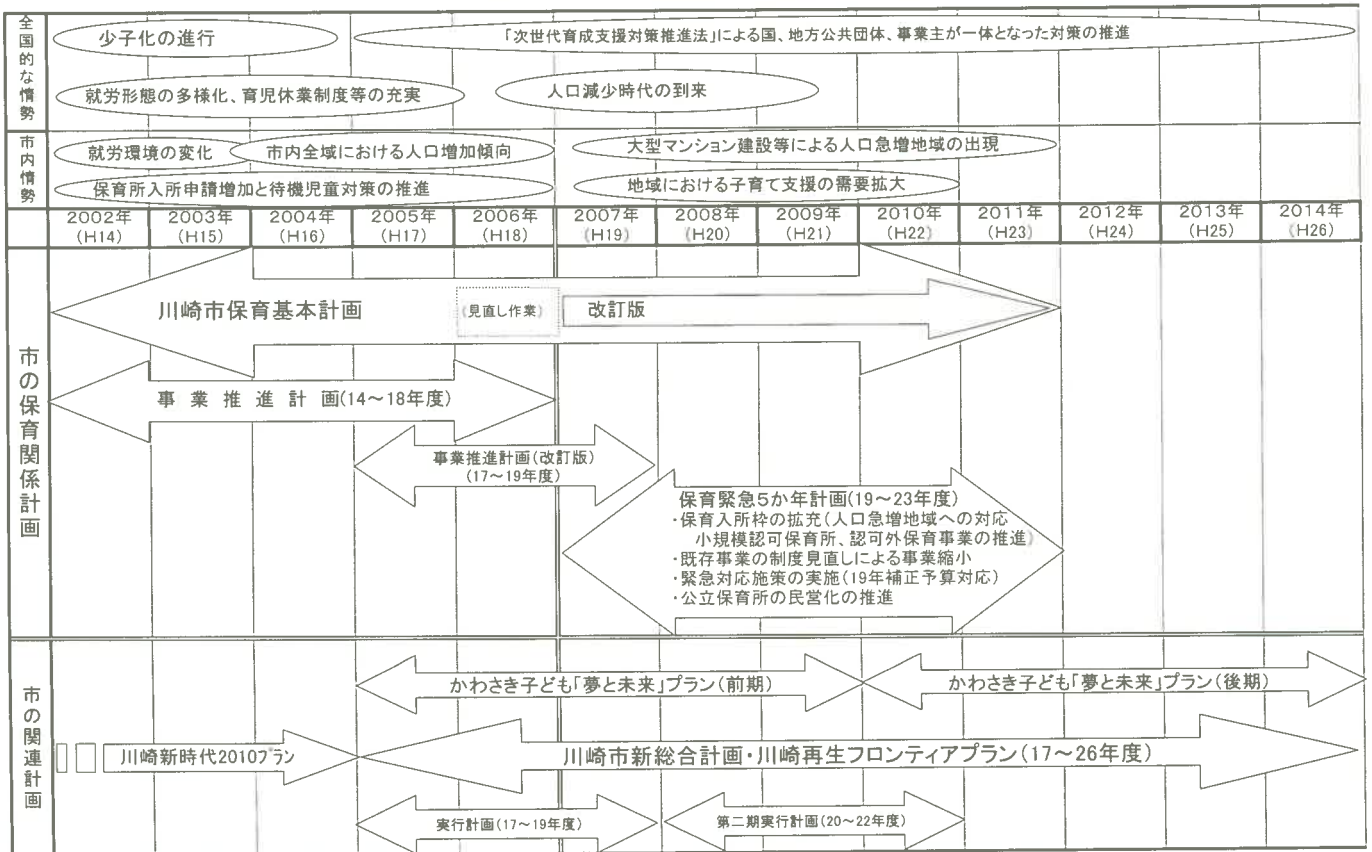
川崎市はこれまで、待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に取り

組んできたが、保育サービスの利用ニーズの高まりから、計画予想を大きく上回る保育所利用申請があり、平成一九年四月には待機児童の解消が困難になった。そこで「川崎市待機児童に関する緊急施策検討委員会」を平成一九年三月に設置し、待機児童の解消施策にとどまらず、今後予定されている大規模住宅建設等による人口急増地域の新たな保育需要への対応に加え、川崎市の人口推計及び女性の就労形態の多様化も考慮した上で、既存の保育受入に関する各事業の事業量を抜本的に見直し、約二、六〇〇人の入所枠の拡大を図ることとし、これを「保育緊急五か年計画」として平成一九年七月にとりまとめ、公表した。

（保育基本計画（改訂版）、保育緊急五か年計画策定の背景と今後）参照
この計画は「保育基本計画（改訂版）」における基本的理念、目指す方向性を踏まえながら、目標事業量や手法などを必要に応じて修正を加えた実行計画となっている。

今後は、各区ごとに異なる地域性や開発計画等の状況に対応した保育サービス量を検討し、必要とする市民に必要なサービスが提供できるようにするとともに、必要な地域に施設の整備を行っていく予定である。また、定員三〇人程度の小規模認可保育所の設置をはじめとして、認可外保育施設としてかわさき保育室、商店街店舗活用保育施設の新規開設、企業内保育施設やマンション内居住者用保育施設への助成等、新たな手法により、多くの保育需要へ対応していくことにしている。

保育基本計画（改訂版）、保育緊急五か年計画策定の背景と今後



「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の誕生

環境局総務部地球温暖化対策担当主幹

高松順子

去る二月五日、今後の川崎市の地球温暖化対策について、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」のキャッチフレーズと基本的な考え方が市長記者会見で発表されました。新実行計画、予算等の発表に先駆け、市長自ら先導していくとの力強いものでした。川崎市の温暖化対策の大いなるターニングポイントとなるものです。

温暖化対策の経緯

川崎市における温暖化対策は一九九四年に環境基本計画の中で地域から取り組むことを宣言して以来、一九九八年に「川崎市の地球温暖化防止への挑戦」として、温暖化防止対策の行動計画を策定し、京都議定書の批准に対応し二〇〇四年には温室効果ガスの排出量の六％削減を目標とし、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」と改訂、各主体ごとの取り組むべき内容を示しています。これに基づき市民、事業者との協働における、普及啓発や省エネルギー技術のモデル的な導入等

を実施し、庁内においては、エコオフィスパイプラインに基づき省エネルギー活動、省資源活動の実践、職員研修における意識啓発等に取り組んできたところです。

川崎市に生活している私たちにとって、昨年の夏の異常な暑さにその危機を意識しながらも、ほとんどその影響を実感できないにもかかわらず、きわめて便利な現在のライフスタイルを変更することが求められるという、温暖化は厄介な問題なのです。

技術的、制度的にも、短時間に解決する魔法の杖はなく、地道な努力を国や産業界、家庭生活等全体で継続していくことが必要なのです。

しかしながら、温暖化は、地球規模で予想以上の速さで進み、その影響は既に取り返しがつかないものになってきています。アルゴア氏の「不都合な真実」や、IPCC（気象変動に関する政府間パネル）の第四次報告は衝撃的なものでした。

IPCC第四次報告では、温暖化の主な原因であるCO₂濃度の増加は人為起源によるものである、ここ一〇年の間に

有効な対策がなされなければ、人類をはじめとした生態系に大きな被害が生じると報告されています。

原因とされるCO₂排出量についてみると、世界の総排出量の約四・八％が日本（第四位）で排出され、その量は年間約一三・六億t、その一・八％の約二四〇〇万t（二〇〇五年度速報値から）が川崎市内から排出されており、人口一人当たりの排出量は国内平均の約二倍、途上国と比較するとその量は論外の多さです。厄介な問題ではありますが、更なる排出量削減にむけて、私たちは応分の責任を担っているのです。

川崎市のCO₂の排出には二つの特徴があります。一つは、その約八〇％が産業部門からの排出です。日本全体では産業部門が三五％（二〇〇五年）であることに比べて占める割合が大きいものです。二つめはここ数年続く人口の増加です。国内の民生部門家庭系からのCO₂排出量の増加が著しいことに加え、日本全体では人口が減少していくにもかかわらず川崎市では今後とも増加していくことが

予想されています。

この二点への対策が大きな課題となっています。

このような中で、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」が発表されました。

「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の考え方

「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」の重要なポイントは、その施策として、従来型の分野別の削減に向けた施策を推進するだけではなく、川崎市の世界へ向けた基本的な姿勢を示したことにあります。

基本的な考え方を、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現する」とし、次の三つの柱を掲げています。

一つには、川崎の特徴・強みを活かした環境対策、二つには環境技術による国際貢献、三つには多様な主体の協働によるCO₂削減の取り組みです。（図参照）

ベーシックに川崎市内からのCO₂削減に対する施策に実効性を持たせ、全市をあげて取り組むことはもちろんですが、さらに川崎の特徴を生かした独自の指標を構築していくとするものです。

川崎市の全排出量の約八〇％を占める産業部門ではありますが、世界を舞台にした大手の企業が多く立地し、また研究開発施設が集積し、国内はもとより、海外へ環境に配慮した製品等を輸出しています。さらに、これらの事業所自体でも、環境改善、省エネルギー化に努力し、環

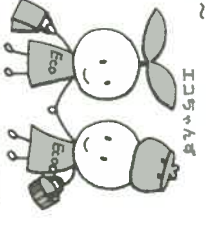
カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）

～川崎市における地球温暖化対策への取り組み～

基本的考え方

「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するため、次の3つを柱に全市をあげて取り組みます

- I 川崎の特徴・強みを活かした環境対策を進めます
- II 環境技術による国際貢献を進めます
- III 多様な主体の協働によりCO₂削減に取り組みます



エコチャラズ
るいちゃん おれいちゃん

◎ 新たな取り組み

I 川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進

- 環境と経済の好循環「CO₂削減川崎モデル」を構築し、市内の先端環境技術によりCO₂排出削減を目指す
- 製品やサービスのライフサイクルでの対策を評価する川崎独自の仕組みを構築
- これらの取組みを通じて川崎発の「国際環境特別区構想」を推進

主な取組み

- ◎ 「先端産業創出支援制度」の創設
温暖化対策等先端技術集積への支援
- ◎ 臨海部企業間連携によるエネルギー利用
NEPCOの助成金を活用した川崎スチームネットワークによるエネルギー共同利用の実施
- ◎ 環境と経済の好循環のまちモデル事業
川崎地下街での「水産物スワグ」を利用した希少率省エネ空調システムの検証
- ◎ エココンピチアートの形成
賢誠エナジーの循環・有効利用の推進
- ◎ エコタウン構想・ゼロエミッション工業団地
◎ 廃棄物の鉄道輸送 など

II 環境技術による国際貢献の推進

- 優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する本市は、こうした企業の活動と連携し、世界全体の地球温暖化対策に貢献

主な取組み

- ◎ 「環境技術情報センター」の設置
環境総合研究所の整備に先駆け、環境技術情報の発信、産学公民連携による共同研究
- ◎ 「(仮称)川崎国際環境技術展」の開催
アジア・オセアニア・中東・ラテンアメリカなどとの同時開催により、世界に誇る環境技術を国内外に発信
- ◎ 国連グローバル・コンパクト、かわさきコンパクトの推進 など

III 多様な主体の協働によるCO₂削減の取組みの推進

- 市民・事業者・行政が一体となり、実効性のあるCO₂削減施策の構築
- 川崎市民の高い環境意識と環境問題を克服してきた教訓を最大限活かす取組みを促進

主な取組み

- ◎ グリーン電力購入の推進
再生可能エネルギーを導入するカーボンプリネオ事業を奨励
- ◎ 公共施設へのESCO事業の導入
- ◎ 緑化の推進
・緑地の創出に向けた取組み
・公共施設への緑化・壁面緑化の推進など
- ◎ 各区役所を中心としたエコ化の推進
エコ化のための推進（啓発イベント・情報発信の協働実施）
- ◎ 環境配慮契約推進方針の策定
- ◎ 太陽光発電設備補助・市民共同発電所設置等
- ◎ エコドライブの推進（かわさきエコドライブ）など
- ◎ レジ袋削減：市民・事業者との連携 など

POINT

- ・市民・事業者・行政の協働
- ・ライフスタイルの変更
- ・さらなる環境配慮行動の促進

対策のステップ

「地球温暖化対策地域推進計画」改定

さらなるCO₂削減に向けて市民・事業者等と協働し、排出量の把握と削減目標の数値化及び実効性のある施策についてとりまとめる。

「(仮称)地球温暖化対策条例」制定

改定した推進計画をより実効性あるものにするため、温暖化対策のルールとして条例化する。

「環境基本計画」改定

地球温暖化対策など喫緊の課題を中心に、市の最上位行政最上位計画である環境基本計画を改定する。

川崎市役所「エココンパス計画」改定

行政の率先行動によりCO₂削減を牽引するため計画を改定し、全市に波及して推進する。

推進体制

- 川崎温暖化対策推進会議（カーボン・チャレンジ川崎エコ会議）の創設
全市の多様な主体（市民、事業者など）による地球温暖化対策の推進ネットワークを形成し、各主体が連携して温暖化対策活動に取り組み。

☆ タウンミーティング（環境ミーティング）の開催

地球温暖化対策について、広く市民の皆さんにお伝えしご意見を聞くため、地球温暖化などの環境問題に特化したタウンミーティングを開催する。

川崎市温暖化対策庁内推進本部の設置

環境や経済はもとより、教育、福祉やまちづくりなど、すべての施策領域において全市あげて温暖化対策に取り組むため、市長を本部長、全局・区長を構成員とする庁内推進本部を設置した。

地球環境推進室（CCかわさき推進事務局）の設置

川崎市における地球温暖化対策をより強化し、総合的に推進するため、地球環境推進室（環境局）を新設する。

広域連携の取組み ～洞爺湖サミットに向けて～

- 平成 19 年 11 月 第 52 回八都府市首脳会議
八都府市首脳や経済関係者などで地球温暖化問題について意見交換することを川崎市長より提案
- 平成 20 年 春 首都圏連合フォーラム
洞爺湖サミットに向けて八都府市から発信
- 平成 20 年 7 月 北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）

国際動向

- 平成 19 年 11 月 気候変動に関する政府間パネル第 4 次報告
- 平成 19 年 12 月 気候変動枠組条約第 13 回締約国会議
- 平成 20 年 1 月 京都議定書第 1 約束期間開始





川崎発ストップ温暖化展「おもしろ工作教室」



川崎発ストップ温暖化展「環境紙芝居」



川崎発ストップ温暖化展「企業・団体の取り組み紹介」



川崎発ストップ温暖化展「エコカーの展示」

境にやさしい企業への努力を重ねていきます。製造等の過程ではエネルギーを使用していますが、途上国でのエネルギーの使用とはその効率に大きな差があることや、環境負荷を低減した設備機器等の輸出によって、その地域でのCO₂排出削減に寄与しているなど、これらを温暖化対策という視点で適切に評価していくようにするものです。

一方で、本市には官民一体となつて、厳しい公害問題を改善してきた経験により、蓄積された技術や政策手法があります。これらの手法をアジア等の、今まさに開発によって、環境が激変している地域へ情報を提供し、企業のもつ省エネ技術等の移転を支援することなどにより、

国際貢献をめざすもので、UNEPとの連携等に積極的に取り組んでいこうとするものです。

おわりに

国内外の状況は、本年京都議定書の第一約束期間に入ったことや、七月に開催される洞爺湖サミットに向けてポスト京都議定書の議論が活発になっていきます。

わが国でも二〇五〇年に地球全体で、CO₂の排出量を五〇%削減するという目標に向けて、具体的な目標を表明することが求められており、この春にも、削減目標が発表されることが予想されています。

地球温暖化をめぐる現状を見れば、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCCかわさき）」の考え方を具現化し、実施するまでの時間は多くはありません。早急に推進体制を強化していくことや、市民・事業者との協働の強化が必要となっています。

このような中で、庁内の横断的な組織として、二月五日、市長を本部長に各局長、各区長を本部長とする庁内推進本部を設置しました。全局、全区をあげて地球温暖化対策を推進しようとするものです。

今後、「温暖化対策地域推進計画」の改訂をはじめ、条例化の検討を進めていくものですが、国内外の情勢を見れば、今

以上の高い目標を掲げ、市民・事業者へ、さらなる努力を求めなければならない時期がまもなくくることでしょう。

川崎市から、地球規模の温暖化対策に貢献するためには、まず、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCCかわさき）」に基づき、「CO₂削減川崎モデル」を構築するとともに、市民・事業者と協働してライフスタイルを環境配慮されたものへ変更するため、市全体の施策において、温暖化対策の視点を共有し、市役所自ら、率先して範を示す必要があるものと考えます。

持続可能な市民都市をめざした 取り組み〜ごみをつくらない社会の実現に向けて

環境局生活環境部廃棄物政策担当主査

鈴木洋昌

ることとしたい。なお、本稿における記述は、事実部分を除き、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

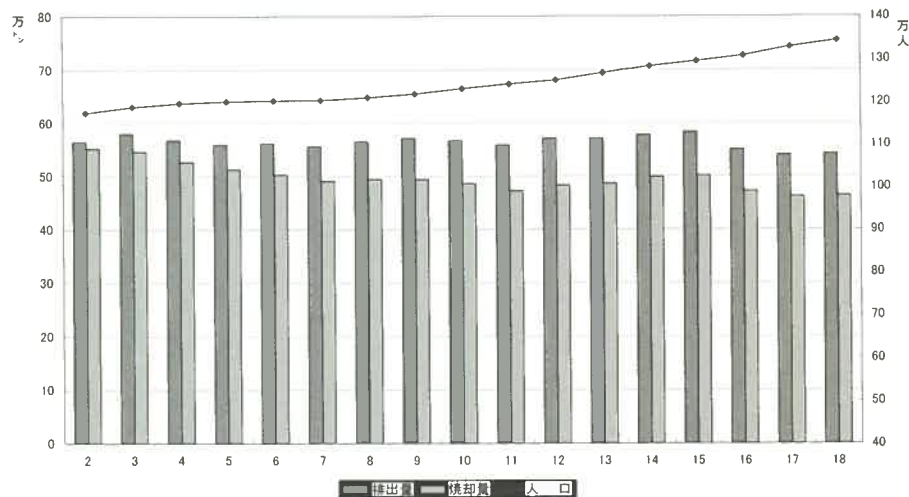
一 川崎市のめざす廃棄物処理事業の概要、方向性

本市の廃棄物処理事業は、廃棄物を衛生的かつ安定的に適正に処理するという観点から、毎日収集、全量焼却そして直営というシステムをいち早く構築し、全国でも有数のごみ先進都市として高い評価を受けてきた。

本稿が対象とする廃棄物処理事業についていえば、循環型社会の構築に向け、分別収集の拡充等に取り組んでいくために、追加的な経費の投入が必要となるが、危機的な財政状況下にあることを踏まえ、最小限の経費で最大の効果を生み出すことを基本として、民間活力の導入等を図りながら、必要な経費を捻出し、分別収集の拡大に配分していく内容となっている。

本稿では、民間活力の導入等を図りながら、分別収集を拡充していく廃棄物処理事業の取り組みや課題について紹介す

図1 ごみ排出量と人口の推移



再生利用（リサイクル：Recycle）という、いわゆる3Rを基本とした廃棄物処理事業を行う方向へと大きく舵を切っている。

この中では、分別収集の拡充などにより、焼却ごみの削減を図り、最終的に現在四つある焼却場を一つ削減し、三処理センター体制をめざすこととしており、環境負荷の低減につながり、本市の環境施策の推進にも大きく貢献すると考えられる。

二 分別収集拡充の取り組み

総合計画では、焼却ごみの削減に資する具体的な分別収集の拡充策として、次のミックスペーパー、その他プラスチック製容器包装（以下「その他プラ」という。）の分別収集を掲げている。

ミックスペーパー分別収集

ミックスペーパーの分別収集については、平成一八年一月からモデル収集を開始しており、カーボン紙や窓付き封筒といった難再生古紙のリサイクルが可能な環境技術を有する臨海部の三栄レギュレーターに処理を委託し、トイレトーパーとして資源化している（対象については図2参照）。

同事業については、平成二〇年四月から、市内の一六パーセントに相当する約一〇万世帯を対象を拡大しており、平成二二年度中に対象を全世帯に拡大する計画となつ

ミックスペーパー、その他プラスチック製容器包装の概要

- ミックスペーパー：次の紙類を除いたもの
- 新聞、雑誌、ダンボール（資源集団回収の対象）
 - においの付着した紙類（石けんの箱など）
 - 不衛生な紙類（生ごみの付着した紙など）

ミックスペーパーの例



その他プラスチック製容器包装：

-  のついた容器包装

その他プラスチックの例



料としていることから、化石燃料の代替資源化の推進とともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減にもつながる。

民間活力の導入による分別収集拡充

このように、ミックスペーパーの分別収集を全市に拡大し、また、その他プラの分別収集を開始していくには、資源化処理施設や、容り法の基準に適合させる必要があり、選別・圧縮・梱包等を行う施設の整備が不可欠となる。

この整備については、市が整備し、直接運営する方法や、PFIのように施設建設も含めて民間事業者にゆだねる方法など複数案について検討を行ってきた。最終的に、周辺の生活環境への影響、建設・運営コスト、さらには、対応可能な民有地が限定的であることなどがみ、浮島処理センターの敷地内に、両施設を合築で、公設民営方式により整備・運営することとした。この整備スケジュールは、平成二〇年度に自主的な環境影響評価の手続きや基本・実施設計を行い、平成二一年度に建設に着手し、平成二二年度中に稼動することとなっており、この稼動にあわせて、ミックスペーパーの分別収集を全市に拡大すると同時に、その他プラのモデル収集を開始することとしている。

委託して実施するほか、ミックスペーパーについては、本市の細長い行政区域を勘案し、JR貨物の鉄道輸送を活用し、資源化処理施設に運搬するなど、収集・運搬効率の向上と併せ、自動車排気ガスの削減など、環境対策にも寄与している。

このように、分別収集の拡充にあたっては、民間活力の導入を図り、最小の経費で最大の効果をあげられるよう取り組んでいくこととしている。

三 分別収集の課題

このような分別収集の拡充にあたっての課題として大きく次の二つを上げることができる。

公民の協働による事業推進の課題

粗大ごみやミックスペーパーの収集運搬業務については、市内事業者等を対象として、公募型指名競争入札を行い、事業者を決定し、民間に委託し、実施している。この収集運搬に関する民間活力の導入は、本市の場合、平成一二年の一般廃棄物収集運搬業の許可制度導入から開始し、平成一六年度の事業系一般廃棄物の全面許可業者移行から本格的に導入され、市の委託は平成一九年度から開始されたに過ぎない。このため、民間に事業をゆだねていくとしても、経済性の視点とともに、事業の安定性という観点に立ち、事業者を育成していくことが求められる。特に、過度な経済性の追求が過当な競争を招く結果、安定的な処理ができない、雇用者の安定的な生活が担保されないというような事態につながってしまう

ている。

全市実施時には、年間約二万二千トンの資源化を見込んでおり、焼却ごみの削減に大きく貢献する。

その他プラスチック製容器包装の分別収集

その他プラは、ペットボトルを除く、プラスチック製の容器包装を指し、容器包装リサイクル法（以下「容リ法」という。）に定められたスキームに従い、市として分別収集を行い、中間処理施設で、不適物を取り除き、ベールといわれるキユーブ状に圧縮梱包を行ったうえで、資

源化処理業者に引き渡すことになる。引き渡しを受けるには、国の指定法人に入札し、落札することが必要であり、また、資源化の費用は、メーカー、スーパー、デパートなど、容器包装を利用して事業者が負担する。資源化処理業者としては、たとえば、本域内には、昭和電工やJFE環境があり、前者はその他プラをガス化し、アンモニアの製造を行い、後者は、製鉄の工程でコークスに代替する高炉還元剤としてその他プラを用いている。

本市では、平成二二年度中にモデル収集を開始し、平成二五年度を対象を市域の全世帯に拡大することとしており、全市実施時には約一万七千トンの資源化を見込んでいる。その他プラは、石油を原

うことは回避しなくてはならない。

こうした点を踏まえれば、最小の経費で最大の効果を上げることとあわせ、域内産業の育成、さらには安定的な処理という点をも踏まえ、民間事業者も含めた廃棄物処理事業全体の青写真を描き、より長期的な視点にたつて総合的に事業を推進していくことが重要となる。

不可欠となる市民の理解と協力の調達

ミックスペーパーやその他プラは、これまで分別収集を行ってきたびんや缶、ペットボトルといった品物に着目した分別対象品目ではなく、紙、プラスチックといった性状に着目したものであり、分別にあたっては、これまで以上に市民の方々に協力をいただく必要がある。

ミックスペーパーの場合、平成一八年一月からモデル収集を行ってきたが、収集量は市の目標量の六〇パーセント程度であり、残りの多くが普通ごみとして排出され、焼却処理されている状況にある。

一方、その他プラについては、あくまでも対象が容器包装となっており、それ以外のパケツヤカセットテープといったプラスチック製品や、スチール製品など、その他プラ以外の製品が多く含まれている場合には、容リ法の対象外となり、市の経費負担で資源化する必要がある。

実際、大都市の一部でも分別等の状況が悪く、指定法人から受け取り拒否となっている事例があり、平成十九年度の指定法人の入札単価を参考にすれば、その処理費用は一トン当たりおよそ七万六四〇〇円に及ぶ。本市で全てのその他プラの全量が受け取り拒否となった場合、その

経費は約一三億円にも及ぶ。このため、行政側で資源化処理施設における選別方法等を検討し、不適物を除去していくこととあわせて、排出時に市民の方々に適切に分別していただく必要がある。

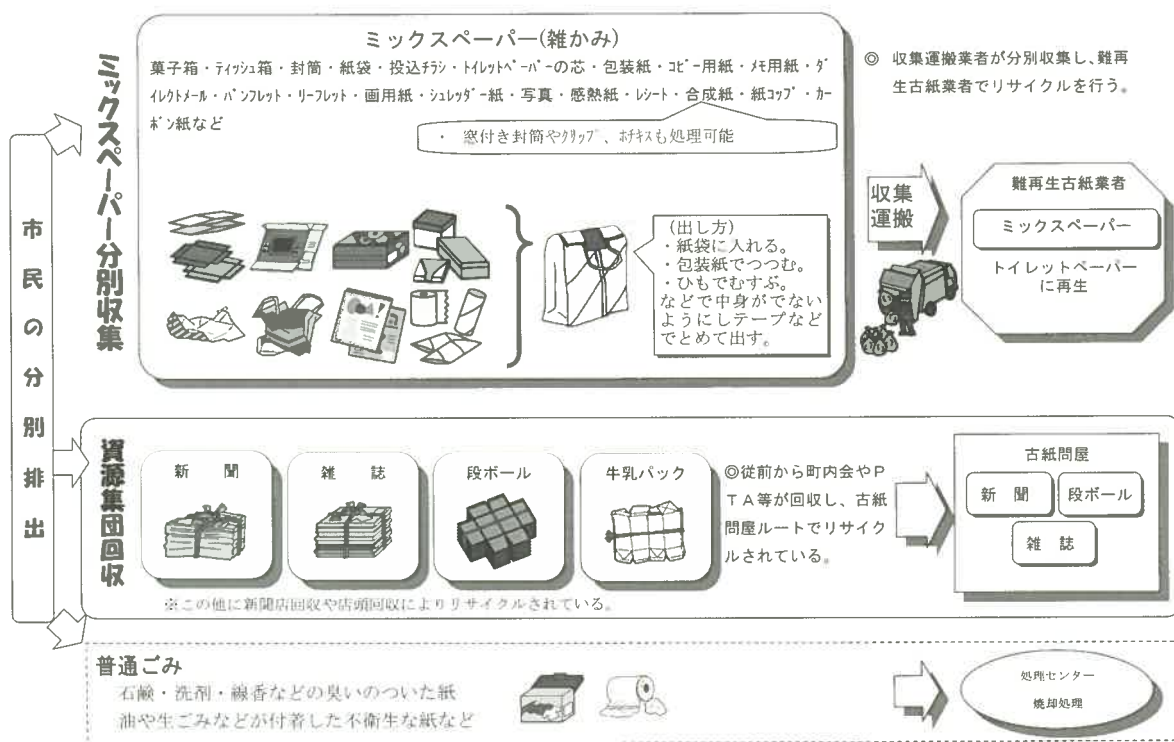
このように、分別収集の拡充にあたっては、市民の理解と協力が不可欠なのである。

四 さいごに

これまで本市の分別収集の拡充の取り組み等について述べてきた。廃棄物処理事業においては、分別収集の拡充など、3Rの推進を基調とした政策を展開し、焼却ごみの削減を図り、循環型の社会システムを構築するという環境の視点、最小の経費で最大の効果を挙げるという経済的視点、さらには安定的な処理という三つの視点の均衡を取りながら、事業を展開していることがおわかりいただけたと思う。さらにいえば、従来の全量焼却を行っていたときには、排出されたものを全て衛生的に焼却処理すること、つまり自治体側の処理体制をいかに構築できるかが課題であったが、3Rを基調とした政策を展開していく上では、市民の協力・理解が不可欠となるのである。

この点で、今後の廃棄物処理事業においては、自治体という閉じられた中での運営のみならず、事業者や市民の視点も勘案し、川崎市の廃棄物処理事業を運営していくといった視点こそが求められるのであり、循環型社会をめざす取り組みによって、市内の資源が増加し、持続可能な市民都市の構築につながるような

古紙・ミックスペーパーのリサイクルフローイメージ図



事業運営に努めていきたい。
 追記 .. 筆者は、四月一日から地球温暖化対策等を所掌する環境局地球環境推進室へ移動することとなった。

本稿で取り上げたその他プラの分別は温室効果ガスの削減につながるなど、引き続きこうした動向を見守っていきたい。

かわさきの新しい顔づくりをめざした 小杉駅周辺地区の整備 〜「交流」と「にぎわい」がふれる ヒューマンなまちづくり〜

まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室主査

北村 岳人



図1-1 航空写真（平成20年）



図1-2 航空写真（昭和63年）

はじめに

市内各地から都心に短時間でアクセスできる川崎市。首都圏全体をにらんだ広域調和・地域連携型都市構造を基本として、本市は首都圏からのエントランスとなる川崎駅や武蔵小杉駅について、重点的に拠点形成を図っているところである。

特に、小杉駅周辺地区（以下「当地区」という。）は、今、大きく生まれ変わろうとしている。駅前にあった工場や企業のグラウンドといった風景がこの五年余りで激変し、都市型住宅や商業施設、さらには公共公益施設の再整備が具現化しつつある。

マンションの供給戸数にして、現時点で約五千戸を超える計画となり、夜間人口は戸当たり三人として約一万五千人増加する。短期的に駅周辺の約五〇ha規模の大規模開発は市内でも最初で最後となる。

昨年発表した将来人口推計（注）によれば、二〇二五年には中原区の人口は約二四万人とされた。民間開発で今年からいよいよ入居が本格化し、新しい住民を迎えることになる。

そこで、新旧住民のコミュニティ形成のために、新しい取り組みであるエリアマネジメントを導入し、ハードとソフトが融合したまちづくりをめざしている。

本稿では、今後のまちづくりの展開を紹介する。

小杉駅周辺地区の特徴と課題

①交通結節点と鉄道ネットワーク

まちの中心的存在の武蔵小杉駅は、現

JR横須賀線武蔵小杉新駅開業による利便性の向上

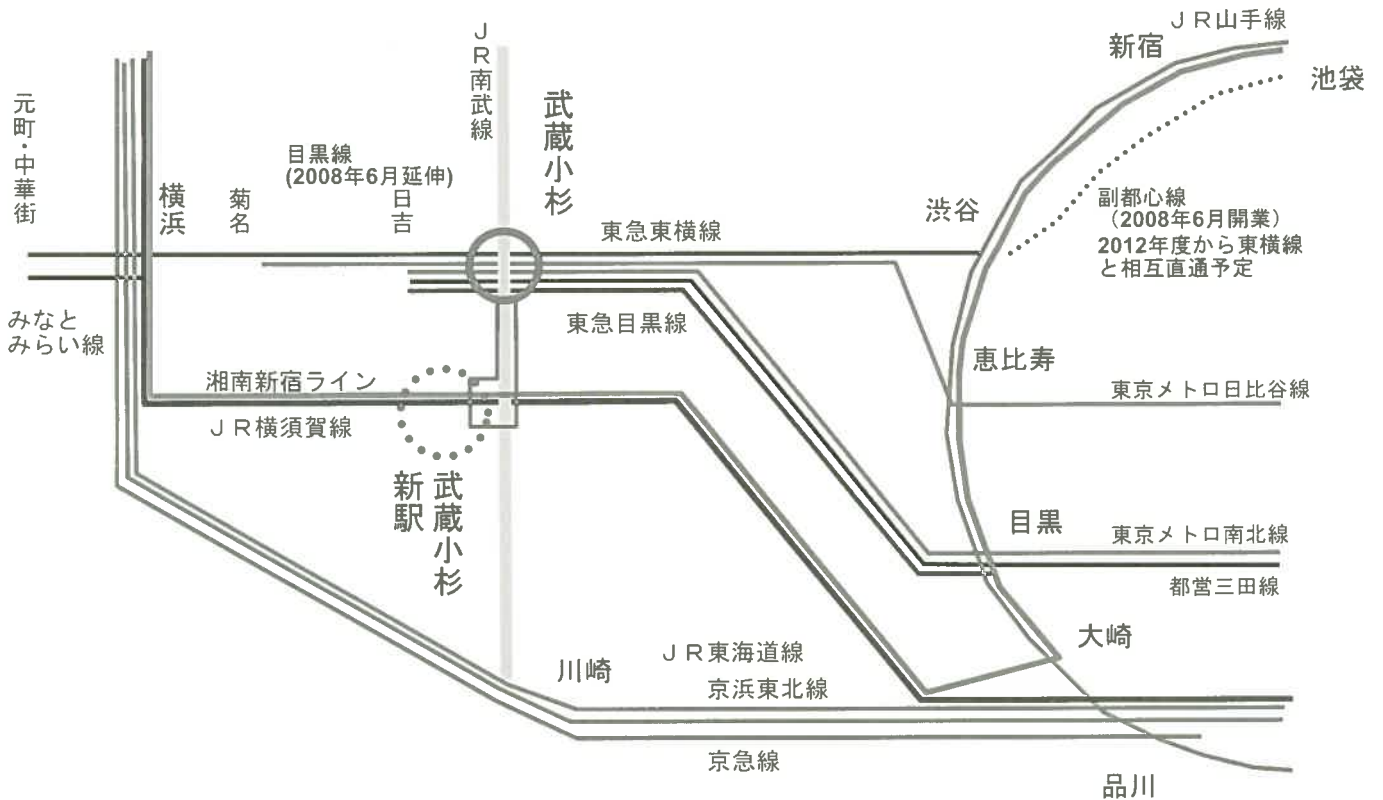


図2

在、JR南武線や東急東横線・目黒線（横浜高速鉄道みなとみらい線・日比谷線、南北線、都営三田線が乗り入れ）の計七路線に加え、平成二二年春に開業する横須賀線武蔵小杉新駅（以下「新駅」という。）の設置により、首都圏有数の交通結節機能が強化される。新駅により東京都心の新宿・池袋・品川・東京といった主要ターミナル駅に乗換え無しでアクセスでき、また、成田空港にも約一〇〇分で行けるなど、他に例を見ない、交通利便性の極めて高い都市が誕生する。現に、東急線、南武線とも乗降客数は年々増加の一途をたどっている。

さらに、今年六月には、目黒線が日吉まで延伸される他、東京メトロ副都心線のうち未開業区間（池袋から渋谷間）が開業される。四年後の平成二四年には、東横線が副都心線に相互直通し、池袋を経由して埼玉北西部までの新たなネットワークが形成される予定である（図2参照）。

② 住宅市街地

当地区は、古くから住宅地として定着しており、東横線のブランドイメージがあり、若者や単身者、社宅世帯、帰国子女等が多く居住する。都市型住宅の供給による首都圏のベッドタウンとしてのポテンシャルも高い。

③ 研究開発

本市の学術研究開発就業者比率は大都市で一位である。当地区周辺にはハイテク企業の大規模工場が集中しており、首都圏に近い立地特性を活かし、研究開発

や試作品工場が集結し、関連製造業等の中堅企業が地域に根づいている。NEC玉川事業所のように、玉川ルネッサンスシティと称した生産機能から研究開発機能への再編の動きがある。

一方で、社会構造の変化に伴い、不二サッシ（現在の丸の内地区）や旧東京三菱銀行の福利厚生施設であったグラント（グラント地区）では、都市型住宅を中心とする民間開発が具現化しつつある。

また、まちの中心に位置している東京機械製作所は、昨年、千葉県木更津市に平成二二年春頃、現在の工場（約三・三ha）を移転し、跡地に商業施設や住宅の開発を進めると公表した。

④ 商業

駅の乗降客数が多く、商圈内に多数の居住人口を有しているにもかかわらず、広域的な集客の核となる店舗が無く、商業床が少ないため、消費者が都心へ流出している。再開発で新たな商業施設が段階的に整備され、地域商業と連携したまちづくりが課題である。

⑤ 公共公益

駅周辺には、区役所・図書館・市民館・総合自治会館・生涯学習プラザ・消防署・警察署・郵便局・N・T・T等の官公庁施設や文化施設が集積する一方、日医大武蔵小杉病院・聖マリアンナ東横病院・関東労災病院の三つの総合病院や法政二高・大西学園等の文教施設など、様々な施設がコンパクトに集積している。今年四月に新中原消防署が開設、来春には、新中原市民館と市民活動センターが

開館される。さらに、日医大病院の地域に根ざした機能の高度化も表明されるなど、再整備や更新が進められている。

⑥ 歴史文化

古くは江戸に通じる中原街道の宿場町（多摩川・丸子の渡し）として発展、歴史文化のまちとして、「小杉御殿町」等の町名も残っている。

また、多摩川や二ヶ領用水等の貴重な水辺の自然に近接し、桜並木等で四季の移ろいを体感できるとともに、遠景には多摩丘陵を望み、当地区のまちづくりの推進においても後世に承継したい重要な要素と言える。

まちづくりの戦略

「小杉駅周辺地区将来構想の策定」

「かわさきの新しい顔づくり」を合い言葉に、現在では、新駅設置と併せて、具現化しつつある商業・業務機能や都市型住宅、研究開発、市民利用施設などの機能が集積した、極めて利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進している。

約一年前には、従来から先導的に再開発を進めてきた南武線の南側地区に加えて、都市型住宅に高度医療施設、教育施設を含めた北側地区の開発構想も浮上してきた。

北側地区の再開発の動向が徐々に明らかになり、東京機械製作所の工場移転後は大型商業施設も予定され、その他にも、中丸子地区の不二サッシ跡地、ホテル・ザ エルシー閉鎖後の土地利用など、今後も当地区内では、再開発計画が目白押

しの状態にある。

このようなことから、各種事業を適切にコントロールしながら広域拠点の形成をめざし、まちづくりを推進していくことが重要である。二一世紀型の都市型居住に必要な機能が充足された、首都圏でも類を見ない全く新しい都市が誕生する可能性が高まってきた。

また、「NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント」が、昨年四月に発足し、都市型居住を支える地域による総合的な支援組織が本格稼動することにより、ハードとソフトが融合した、新しいまちづくりの実現が期待できる。このため、都市再生整備計画区域の約二〇〇haの外側範囲を対象に、広域拠点としての諸機能が適切に融合したまちづくりの方向性を示す必要があった。

策定に当たっては、学識者や地元代表者などによる「小杉駅周辺地区将来構想検討委員会」を昨年設置し、まちづくりの基本コンセプトや基本方針、都市構造、土地利用などの検討を進めてきた。パブリックコメント等の手続きを踏まえ、今年二月に「小杉駅周辺地区将来構想」を策定した。

基本コンセプトには、「『交流』と『にぎわい』があふれるヒューマンなまちづくり」を掲げ、人が歩いて楽しく、周辺の自然環境との調和し、さらにはエリアマネジメントの推進による暮らしやすいまちをめざすとした（図3）。

整備方針としては、地域の特性を活かし、等々力緑地や多摩川、二ヶ領用水などの自然環境資源と駅を中心とした商業・業務・都市型居住機能など、人々の

さまざまな交流と営みをデザインする。また、まちの骨格となる「核」と「軸」、「空間（ゾーン）」づくりを進めることにより、連携型の都市構造の実現をめざすこととした（図4）。

今後、この構想に基づき、市民、事業者、行政が連携を図り、まちづくりを推進していきたい。

地域活動を支えるエリアマネジメント

民間活力を活かしたまちづくりを推進していく中で、既存住民と新住民との交流、コミュニティ形成や新たな商業需要への対応など、地域の環境変化への対応が必要となっている。特に、放置自転車の増加や交通広場等の公共空間の無秩序な使われ方など、様々な問題が懸念される。

現在、民間開発を中心に、計画が明らかになっているマンションは一四棟あり、新しい住民の受入れは行政の力だけでは十分とは言えない。

また、まちの問題を早期に発見、解決していくことや、多様化する住民ニーズに応え、暮らしをサポートする地域によるサービスの充実も求められる。

そこで、平成一八年度から、市民、事業者、事業者呼びかけ、新住民とのコミュニティづくりや、快適で良好な都市型居住環境の維持・承継、地域の課題を解決しながら快適で暮らしやすい都市型居住環境の実現をめざし、本格化する新住民へのサービス提供の担い手として、地域の住民や事業者が主体となった「NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント」（注2）が

設立された（図5）。

初代の理事長には、中原区町内会連絡協議会の会長でもある吉房正三氏が選出され、新住民に対する活動が既にスタートしている（図6・7）。

当地区のまちづくりを進めていく上で、エリアマネジメントの活動は極めて重要な役割を担っていると認識しており、今後も様々な活動について行政として支援していく。

まとめ

今後とも、市民のまちづくりへの要望は多様化し、増加していくものと思う。超高層住民と地元住民との交流も課題であり、新旧住民との調整役としてのNPOの役割は、極めて大きい。日本でも初めての試みであり、小杉に住んで良かった、いつまでも住み続けたい、そう思われるまちとなるためにも、行政のかわり方や役割は重要である。

新住民の本格入居までカウントダウンが始まった。まちづくりはハードとソフトの両輪が不可欠で、加えて小杉のまちが持続・発展するためにも、多様な人材が必要となる。

快適で暮らしやすい持続可能なまち「小杉」となるよう、今後とも関係者の御理解と御協力を頂きながら、まちづくりを推進するべく力を尽くしていきたい。

おわりに

アメフトW杯の開催や川崎フロンターレの健闘で等々力競技場が一躍有名にな

小杉駅周辺地区の将来構想

まちづくりの基本的な考え

まちづくりの基本コンセプト

歩いて楽しいまち

人の活動が見えるまち
地元のまちとの連続性確保
沿道型の商業空間

「交流」と「にぎわい」があふれる ヒューマンなまちづくり

環境共生型のまち

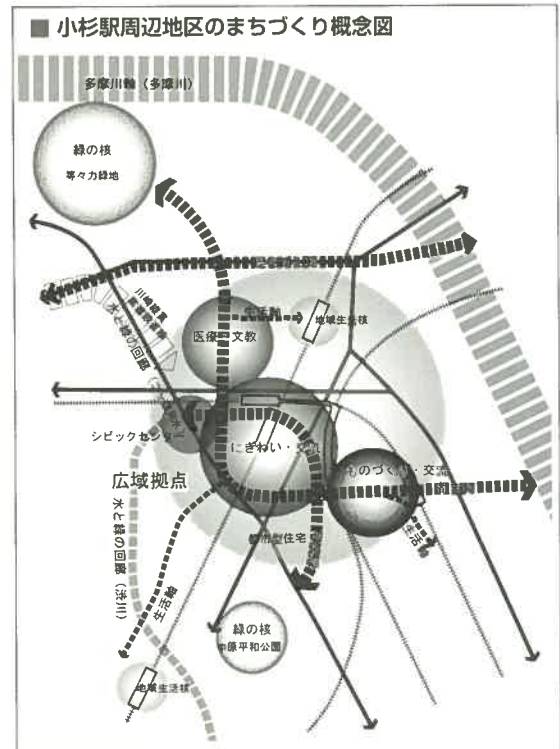
緑豊かな環境の実現
環境負荷の軽減
周辺自然的環境との調和

豊かに暮らせるまち

多様な市民生活の実現
新旧住民相互の融合
エリアマネジメントの推進

まちづくりの基本方針

- 特色ある拠点相互の連携による魅力あふれる広域拠点づくり
 - ・多様な核の集積とネットワーク化による魅力ある市街地形成
 - ・既存市街地との連続性を確保するヒューマンなにぎわい空間の創出
 - ・周辺市街地環境と協調した市街地形成と新しいにぎわい空間の創出
- 小杉地域の特性を活かした持続可能なまちづくり
 - ・充実した鉄道網を活かした歩いて暮らせるまちづくり
 - ・駅を中心とした多様な都市機能のコンパクトな集積
 - ・小杉地域の特性を踏まえた交通施策の推進
- 周辺環境資源との連携による広がりのある都市空間づくり
 - ・等々力緑地や多摩川、二ヶ領用水とのネットワーク化によるアメニティの高い都市空間の形成
 - ・緑豊かなパブリックスペースの実現
 - ・環境と共生した開発計画、安全・安心のまちづくりの推進
- 協働のまちづくり
 - ・市民主体のまちづくり活動支援
 - ・市民、NPO、事業者などとの協働によるエリアマネジメントの推進
 - ・地区計画等の活用による官民協働のまちづくり



小杉駅周辺地区の位置づけ

- 川崎市は「広域調和・地域連携型」の都市構造をめざしており、小杉駅周辺地区は川崎駅周辺地区、新百合ヶ丘駅周辺地区に並ぶ「広域拠点」として位置づけられています。
- 東京や横浜との近接性など立地特性を活かしながら、他の都市拠点との適切な機能分担を行い、民間活力を中心としたまちづくりの推進により、個性と魅力にあふれた広域的な拠点を形成します。

広域拠点としての役割

玄関口としての役割

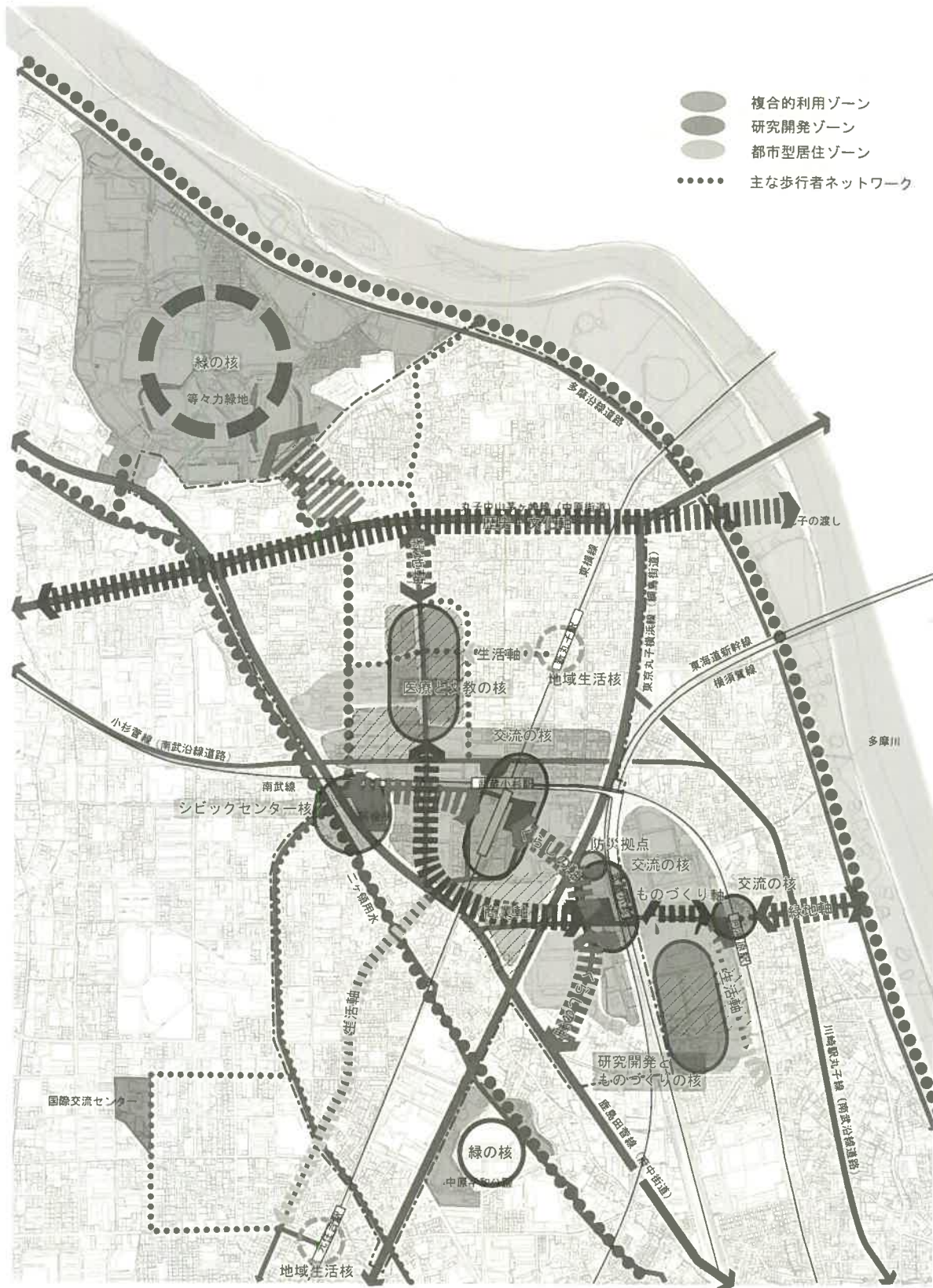
- 中原区の交流拠点としての顔づくり
- 交通ターミナルとしての利便性の確保

都市拠点としての役割

- 都市機能の集積による広域的な拠点の形成
- 生活を支える拠点づくり
- 交通ネットワークづくり

図3 基本コンセプト

小杉駅周辺地区の将来都市構想図



戦略的誘導地区
 都市再生整備計画区域

※戦略的誘導地区
 小杉駅周辺地区の将来都市像を具体化していくため、位置的・機能的にきわめて重要な役割を果たす地区であること、都市計画的手法を活用し構想にそったかたちで土地利用を的確に誘導すべき地区であることの2点から設定したものである。

図4 小杉駅周辺地区の将来都市構想図

育てる	輪をつくる	きれいにする
学習・育成 ★こすぎ子ども探検隊 子供達を中心とする様々な活動を展開。活動を通して地域への帰属意識の醸成や住民相互の絆を強める。	情報コミュニティー ★情報サイトこすぎ ホームページを開設、住民とNPOとのコミュニケーションツールとして活用。また、月刊「エアーマネジメント」を発行し、会員に対し、きめ細やかな地域情報の受・発信を行う。	環境管理保全 ★放置自転車応援隊 小杉駅中心部の違法駐輪一掃をめざして利用マナー向上、整理整列を実施。
コミュニケーション ★アフタヌーンティーサロンこすぎ NPO事務所のフリースペースを活用し、ティーサロンを開設し、交流の場を提供。 ★パパママパークこすぎ 就学前のお子さんを持ったパパ・ママを対象に子育て情報の交換や住民相互の交流の場を提供。	交流 ★ワンワンパトロール隊 マンションペット管理委員会による散歩防犯パトロールを実施。町内会や商店会、老人会等の協力も得て、地域による見守り活動を展開。	街を賑やかにする 商業活性化 ★キラッとこすぎ、地域商業活性化と魅力づくり 商業者を中心として、商店街一押しの商品やサービス情報などを居住者に提供。居住者との親和を図り、居住者に愛される魅力的で活性化した商店街づくりをめざす。
地域に貢献する仲間づくり・連携 ★活動サロンこすぎ NPO事務所等を活用し、市民グループ等に活動の場を提供。地域で活躍する市民団体、グループなどとNPOが連携し、地域づくりや市民生活を支える仲間づくりを行う。		

図5 小杉駅周辺エアーマネジメント事業概要

エアーマネジメントとは...

身近な生活圏内の一定のまとまり(エリア)において、様々な活動の担い手が連携を図って活動主体や組織を構成し、人材や資源を活かしながら、地域課題の解決や街の価値向上を図るなどの目標を掲げて取り組むことにより、特性や魅力ある地域(エリア)を創り、管理・運営(マネージメント)していく活動のことをいいます。

NPO法人小杉駅周辺エアーマネジメントでは、地域住民や市民活動団体、企業等の主体に対して、横断的な連携を図り、小杉の街の維持・発展を支える仕組みづくりや活動支援に取り組んでいきます。

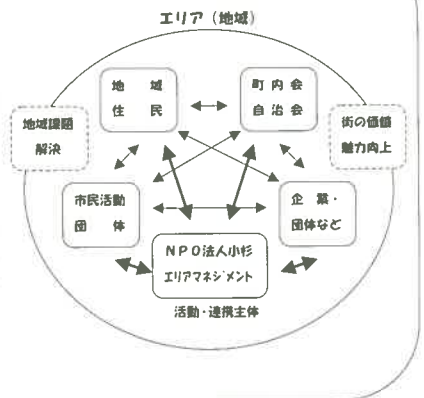


図6 活動展開

注1 将来人口推計(平成一九年五月)・・・平成一五年一月に行なった将来人口推計では、平成一七年の人口を一三八・九万人と見込んでいたが、平

ったことは記憶に新しい。今年六月末には、北京オリンピック代表選考を兼ねた「日本陸上競技選手権大会」が開催され、さらに、秋にはオリンピックのメダリストがやって来る「スーパー陸上2008川崎」も開催される。そのため競技場の改修も完成した。

これらのイベントにより、川崎のイメージをさらに飛躍させ、また小杉のまちも世界に発信することができ、イメージアップにつながると思う。

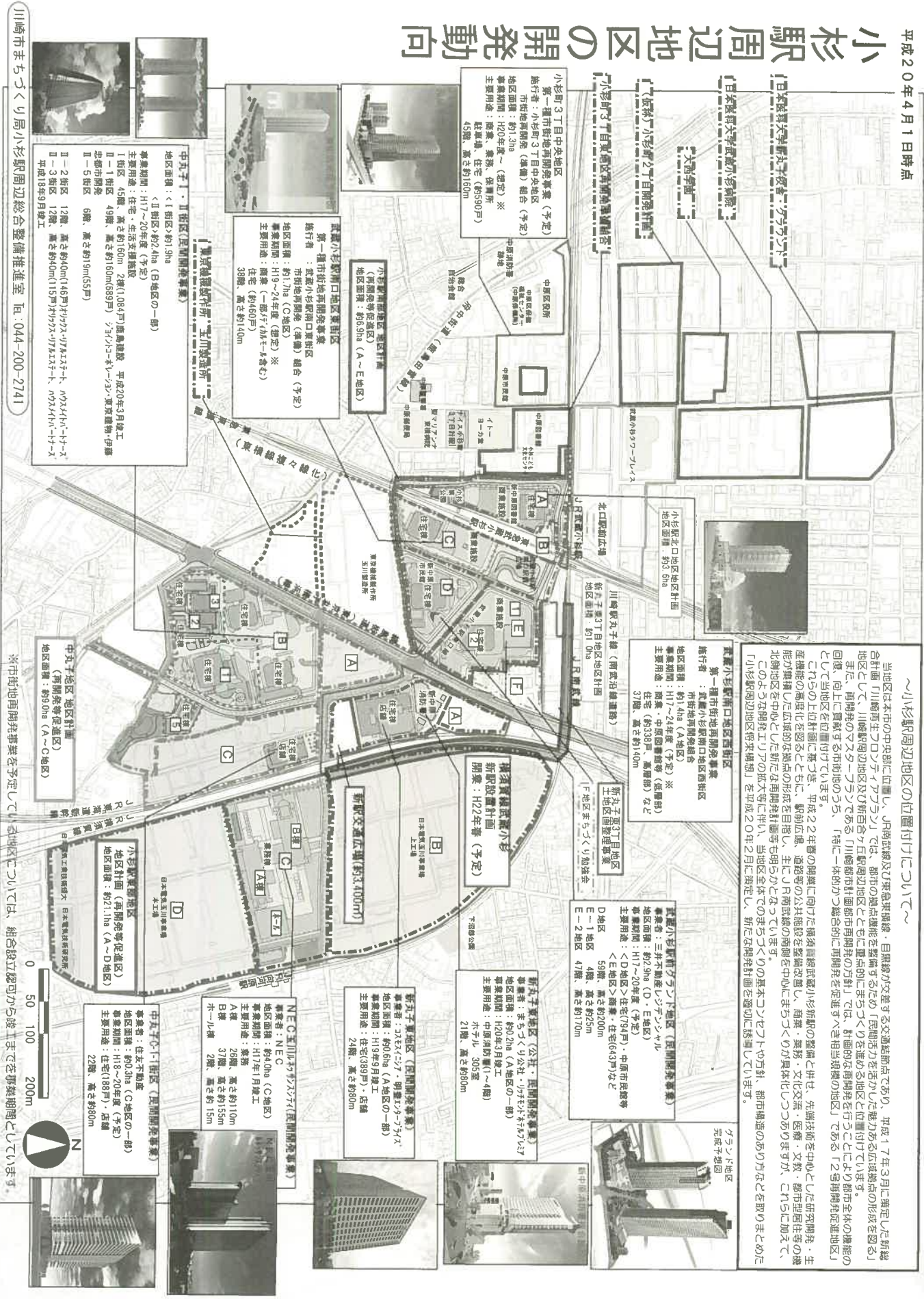
注2 NPO法人小杉駅周辺エアーマネジメント...平成一九年四月に、小杉駅周辺地域の住民を対象に、まちづくりに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的に設立された。再開発やマンション建設に伴い、地域のコミュニティづくりや良好な都市型居住環境の実現、街の維持・保全をはじめ、放置自転車の問題や暮らしの安全・安心づくりが大きな課題となっており、住民が主体となって住みよい地域づくりを目指している。

ホームページアドレス: <http://musashikosugi.or.jp>



図7 武蔵小杉駅周辺における毎週水曜日の朝の清掃活動

小杉駅周辺地区の開発動向



～川崎駅周辺地区の位置付けについて～

当地区は本市の中央部に位置し、JR南武線及び京浜東北線、目黒線が交差する交通結節点であり、平成17年3月に決定した新総合計画「11歳再生コンパクトシティ」では、都市の拠点機能を整備するため「民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成を図る」として、川崎駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区とともに重点的にまちづくりを進める地区と位置付けています。また、再開発の推進を図る方針として、計画の再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献する市街地のうち、「南に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき相当規模の地区」として「12号再開発促進地区」として当該地区を位置付けています。

これらの上位計画に基づき、平成22年度の開業に向けた横浜線延伸小杉新駅の整備と併せ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅前広場、道路等の公共施設を整備し、商業・業務・文化・交流・医療・文教・都市型居住等の機能の集積した広域的な拠点の形成を目指し、主にJR南武線の南側を中心に、まちづくりが具体化しつつありますが、これらに加えて、このよう再開発エリアの拡大に伴い、当地区全体でのまちづくりの基本的コンセプトや方針、都市構造のあり方などを取りまとめた「小杉駅周辺地区将来構想」を平成20年2月に策定し、新たな開発計画を適切に誘導しています。

図8 小杉駅周辺地区の開発動向図（平成20年4月時点）

「しんゆり・芸術のまち」PR活動 魅力ある「あこがれのまち」「感動とであう」ときめきのまちのために

市民局シティセールス・広報室しんゆり・芸術のまち推進担当主査

松川哲司

○プロローグ



みなさん「しんゆり」知っていますか？
↓小田急線の新百合ヶ丘駅周辺のまちの愛称です。

では、「しんゆり」が「芸術のまち」だ
ということを知っていますか？
↓プロの芸術家を志す若者がたくさんいて、大小さまざまなホールや劇場では、連日多彩なイベントが行われているまちなのです！

1 PR活動の背景

川崎市の中でも、麻生区、特に新百合ヶ丘駅周辺は、恵まれた住環境などにより芸術家や文化関係者も多く生活し、ま

た、映画や音楽の教育機関をはじめ芸術文化施設が集積するなど独自の文化的土壌が形成されています。

このような地域特性を活かした芸術文化イベントの開催など、地域の方々の力により芸術文化振興の拠点づくりを目指す様々な取り組みも進められてきました。

このまちに、昨年四月には、昭和音楽大学が厚木から移転開校し、一〇月には新たな芸術活動の拠点施設となる川崎市アートセンターがオープンしました。

また、七千七百人が居住する新しい街が駅前に整備され、新百合ヶ丘駅もリニューアルされるなど、これまで多くの方々の力により積み重ねられてきたことが、次々に花開く年を迎えたのです。

2 「しんゆり・芸術のまち」PR委員会の設立

このように「しんゆり」のまち

が新たな発展を遂げる千載一遇の好機を捉えて、芸術文化に関する豊かな地域資源を持つ新百合ヶ丘駅周辺を「しんゆり

り・芸術のまち」として、広く内外にアピールしよう、より一層、活力あるまちづくりを推進していこう、といった声が非常に高まりました。その結果、小田急電鉄の大須賀社長を委員長として、市民、民間事業者、教育機関、行政などで組織する「しんゆり・芸術のまち」PR委員会が設立されたのです。

「しんゆり・芸術のまち」PR委員会は、PR活動への参加者間のネットワーク形成を支援するとともに、地域の魅力を効果的に発信するため、参加者の広報媒体を活用したPRやホームページの運営、駅や商業施設等へのポスターボードの掲出などのPR活動を中心として、さ

2007年、新百合ヶ丘は、「しんゆり・芸術のまち」へと発展します。

これまでもさまざまな芸術文化活動を行ってきた新百合ヶ丘駅周辺地域では、今年、新たな活動の場や新しい場が生まれるなど、さらなる魅力が高まります。
「しんゆり・芸術のまち」PR委員会（平成18年3月設立）では、この好機に、芸術文化など豊かな資源を持つ新百合ヶ丘を、「しんゆり・芸術のまち」として広くアピールすることで、新百合ヶ丘の魅力をまちづくりを進めます。
【しんゆり・芸術のまち】PR委員会

新百合ヶ丘駅
川崎市アートセンター
昭報音楽大学北校舎
昭報音楽大学南校舎
麻生文化センター
ワーナーマイカルシネマズ
日本映画学校

さまざまなイベントを紹介します

2007年、新百合ヶ丘に仲間入りをする施設など

<p>昭報音楽大学</p> <p>2007年4月開校</p> <p>音楽系学部 ・音楽系学部（音楽系） ・音楽系学部（音楽系） ・音楽系学部（音楽系） ・音楽系学部（音楽系）</p>	<p>川崎市アートセンター</p> <p>2007年10月開校</p> <p>芸術系学部 ・芸術系学部（芸術系） ・芸術系学部（芸術系） ・芸術系学部（芸術系） ・芸術系学部（芸術系）</p>	<p>新百合ヶ丘（万福寺土地区画整理事業）</p> <p>2007年11月開校予定</p> <p>新百合ヶ丘 ・新百合ヶ丘（新百合ヶ丘） ・新百合ヶ丘（新百合ヶ丘） ・新百合ヶ丘（新百合ヶ丘） ・新百合ヶ丘（新百合ヶ丘）</p>
--	---	---

お問い合わせ先：【しんゆり・芸術のまち】PR委員会事務局
〒224-0001 川崎市麻生区新百合ヶ丘10番地7-1000
TEL:044-858-1100 FAX:044-858-1110
E-mail:pr@shin-yuri.or.jp
http://www.shin-yuri.or.jp

「しんゆり・芸術のまち」PRポスター

さまざまな活動を行っています。

3 PR活動の成果

地域の魅力の情報収集と発信では、PR委員会に参加する委員の広報媒体である多摩人などに特集が組まれ、小田急の沿線情報誌などに数多くの記事が掲載、マンションのモデルルームに芸術のまちコーナーが開設、サティビブレの販促チラシに「しんゆり・芸術のまち」のロゴマークが使われるなど、さまざまな場面で効果的にPRをすることができました。

また、毎日新聞の移動支局を誘致し、横浜ウォーターなどまちの紹介がされ、NHKや民放などのTVやラジオで取り上げられるなどの拡がりも多々出てきました。

ネットワークの形成では、この地域で行われるイベントが増えるとともに、大学生がPR活動に参加するなど、さまざまなつながりが生まれました。

小田急電鉄と三井不動産の協力により実現したしんゆりで初の薪能の開催、麻生区の名所をフィーチャーした昭和音楽大学と日本映画学校のコラボレーションイベントであるRE麻生発見、九音楽大学の学生による室内楽の祭典をはじめとする昭和音楽大学での公演、アートセンターのオーブニングイベントなどが盛りだくさんで、いずれも大盛況でした。

このように芸術・文化活動が加速度を増して盛んになることで、まちづくりの機運は一層高まり、昨年末から今年のはじめまで開催されたイルミネーションイベントは、「Kirara@アートしんゆり20

07（きららつと・あーとしんゆり2007）」と題し、大々的に展開されました。このイベントは、まちが新たな発展を遂げるこの年を記念し、「しんゆり・芸術のまち」を印象づけ、まちの活性化に寄与するイベントとして、地域の芸術、教育機関、法人会、商店会をはじめとする地域企業、行政などの協力体制の中で進められ、地域振興にさらなる力を与えるため実施されたものです。

このイベントに合わせて大学生によるPR活動も数多く展開されました。カメラ機能付き携帯の手軽さを生かして企画された写メコンテストは、気軽な創作活動とまちへの愛着をねらいに考えられた学生ならではのものです。学生だからこそ感じるこのまちの魅力満載の大学生が作った学生のための新百合ヶ丘ガイドブ

ックも発行。そのほか、「しんゆり・芸術のまち」をPRするCMを大学生が企画、日本映画学校の協力により撮影した作品も放映されるなど、多彩な活動が展開されました。

本年度は、しんゆりの新たなまち開きの年として多様な舞台が整い、幕が上がりました。今後は、しんゆりが魅力あるまちであり続けるため、より一層の飛躍を遂げるため、まちづくりを担うさまざまな方の総意により、継続的にこのまちの魅力を高め、まちへの愛着と誇りを育むとともに、より多くの方に、このまちの魅力を知ってもらえるようにPR活動を発展継承していきたいと考えています。

○エピソード

「しんゆり・芸術のまち」PR活動の概要を紹介させていただきました。

この活動を通じて一番強く感じたことは「まちづくりはひとつり」であるということです。お互いのインセンティブを感じることでできる目的があり、その目的を共有できるパートナーがいて、それぞれの得意分野でその能力をいかんなく発揮してもらうことができれば、周りがまわって大変な力となります。

この活動がますます拡がりを持ち、まちが発展していけるかは、どれだけ多くの人を巻き込めるかが鍵となる気がします。この活動でつながった方々とは、この縁を活かし、さまざまな場面で頼りにしたいと思っておりますのでよろしくお願います、ねっ！ ○○さん！



しんゆり薪能 公演の様子



Kirara@アートしんゆり2007 点灯式の様子



「しんゆり・芸術のまち」PRCM 撮影の様子

宮前区トンネルアートプロジェクト 〜地域でつくる安全・安心のまち〜

宮前区役所区民協働推進部地域振興課 主査

間島哲也

平成一九年八月一日（水）午前八時三〇分、宮前区内の二つのトンネルにおいて、壁画の制作が始まった。

一つは、宮前区梶ヶ谷にある、「第二梶ヶ谷架道橋」（長さ約一七〇m）。もうひとつは、宮前区犬蔵にある、「東名川崎一トンネル」（長さ約五〇m）。気温が過去最高を記録した夏、いよいよ「宮前区トンネルアートプロジェクト」が本格稼働した。

トンネルアート制作までの道のり

平成一八年九月下旬、「第二梶ヶ谷架道橋」にて、帰宅途中の女性が何者かに刺殺される事件が発生した。

事件発生後、「宮前区安全安心まちづくり推進協議会」では、緊急対策会議を開催、区内の防犯上危険なトンネルの点検や照度向上などの環境改善、さらに、パトロールの強化等、安全・安心なまちづくりをめざした取り組みを行った。

一方、事件のあったトンネルでは、ボランティア企業の協力により、トンネル

壁面の落書きを、社長以下約四〇名の社員が二日ばかりで除去、それまで落書きにより醜く汚れていた壁が、白く塗り替えられた。

そのような中、「川崎市立野川中学校」の生徒会より、「普段通学に使うトンネル内の環境改善に役立ちたい」「トンネルを明るくしたい」という申し出が区役所に寄せられた。



事件直後のトンネルの様子

それは、ボランティア企業により白く塗られた壁面に、宮前区にはない「海」をイメージして、壁画を描くものであった。

申し出を受けた宮前区役所では壁画制作についての協力を承諾、塗料等資器材の提供や、各種手続きなどのサポートを約束した。

なお、今回事件のあったトンネルのほかに、落書きによる損傷がひどい「東名川崎一トンネル」「第三梶ヶ谷架道橋」については、区役所側より近隣中学校に壁画の制作を依頼し、「東名川崎一トンネル」については川崎市立犬蔵中学校が、「第三梶ヶ谷架道橋」については、川崎市立宮崎中学校がそれぞれ壁画を制作することとなった。

（宮崎中学校の制作については、平成二〇年夏を予定）

台風の中で背景画の制作
そして、四〇〇人が集結し
トンネルアートの作成へ

今回の「第二梶ヶ谷架道橋」のトンネ

ルアート制作において、中核的な役割を担ったのは、「野川中学校トンネルアート実施委員会」である。この委員会は、野川中学校区地域教育会議議長が委員長を務め、中学校、PTA、校区内町内会自治会、その他関係者が構成されており、スケジュールや実施内容等、具体的な内容を検討し、決定する場としての機能を有していた。

ここで特筆すべきは、この委員会が、あくまで地域団体が主体となつて議事が進行し、検討されたことであり、行政はサポート役として議事進行の上での情報提供等を行うこととしたことである。

主体はあくまで地域。それが今回の取り組みの基本的なスタンスである。

本塗りに先立って行われた下塗りの実施にあたっては、計算上多くのボランティアが必要となつたが、近隣町内会・自治会、PTAが「このプロジェクトを定めるわけには行かない」という危機意識のもと、粘り強くボランティアを集めていった。

そして下絵作成作業当日には、大型台風が作業現場を襲ったにもかかわらず、ボランティアは勢揃いし、結果的に当初三日間を予定していた工程を、一日で終えてしまった。

これには、当の実行委員たちも驚き、皆が地域力というものの強さを実感したのであった。

地域により下絵が制作され、いよいよ野川中学校生徒による本塗りが始まった。当初課題となつた、トイレや資器材置場にしても、自治会・町内会長の声かけにより近隣企業により提供していただいた。



7月14日 地域による下絵の制作



9月10日 落書き消去作業の様子



東名川崎1トンネル トンネルアート制作の様子

八月一日から一〇日までの一〇日間を
かけ、無事トンネルアートは完成。

ところが九月七日（金）未明に、何者
かによりトンネルアートの落書きされた
のである。（その後犯人は逮捕）

しかし、地域の住民は自ら対応を考え、
翌日より落書きの消去及び修復の方法を
検討、月曜日には、地域や中学校、区役
所の職員などが集まって作業を開始、午
前中には修復がほぼ終えられた。

落書きが見つかった際、トンネルア
ート実施委員長の言葉「落書きをした人
は、いくらやってもみんな協力してす
ぐ修復しますよ。こんなことでは負けま
せんよと伝えたい」という言葉は、犯罪
に対して毅然として立ち向かう地域の強
さを示していると言えよう。

雑草にまみれたトンネル

一方、第二梶ヶ谷架道橋と並行して、
「東名川崎—トンネル」においても、トン
ネルアートの制作が進められた。

このトンネルは、全長四〇m程度の短
いトンネルであるが、夏場には入口と出
口は雑草に覆われ、トンネルの壁面には
多くの落書きが目立つ、薄暗いトンネル
であった。

宮前区安全安心まちづくり協議会では、
このトンネルの改善の必要性から、犬蔵
中学校に、壁画の作成を依頼した。

壁画のデザインは、中学校の美術部を
中心とした有志が集まり、検討を重ねて
決められ、最終的には、壁面を二分割
し、「日本の四季」を描くこととなった。

平成一九年七月に入り、具体的なトン
ネルアート作成の準備に入ったが、トン
ネル制作の現場において、「トイレがない」
「水道がない」などの現場条件の悪さが判
明した。

しかし、ここでも、近隣企業や自治会
の協力により、トイレ、水が無償で提供
された。

さらに、地元自治会より飲食の差し入
れも決まった。

また、壁画制作上の技術的な指導につ
いては、地元の塗装会社が行ってくれる
こととなった。

八月一日より、制作が開始、歴史的な
猛暑の中、中学の生徒たちも、交通誘導
を行った先生やPTAの方々も、汗をか
きながらもひたすら制作を続けた。

そして、八月五日、トンネルアートが
完成。地域、学校、企業、行政が協力し、
トンネルを生まれ変わらせた。

協働と行政の役割

今回のトンネルアートプロジェクトを
進めるにあたり、行政の立場は、「地域が
動ける場を作る」ことであった。

生徒会より申し出を受けた野川中学校
の場合も、行政より依頼した犬蔵中学校
にしても、事業実施決定後には、行政は
あくまでもサポート役に位置し、デザイ
ンや制作作業の段取り等メインとなる業
務は地域や学校が担った。

「川崎市自治基本条例」の前文では、
「地域社会の抱える課題を解決する主体は
市民」としている。たとえ時間や手間が
かかったとしても、地域の「自分たちの
町は自分たちで守る」という取り組みの
力強い推進とするために、行政としては
その調整役に徹する場合があるかもしれ
ない。さらに、今回の取り組みには、事
件発生後の落書き除去を始め、事業者も
深くかかわっている。企業市民という立
場を事業者も行政も認識しなければ、特
に今回のような事業の実施は、非常に難
しいかもしれない。

今回のトンネルアートプロジェクトは、
通り魔事件という悲しい事件をきっかけ
としたものであり、社会的な関心も高く、
協働事業の実施に対し多くの協力が得ら
れたが、今後はこのような「防犯」や
「安全・安心まちづくり」に対する協働事
業の実施を、いかに恒常的なものにする
かが課題となってくるであろう。